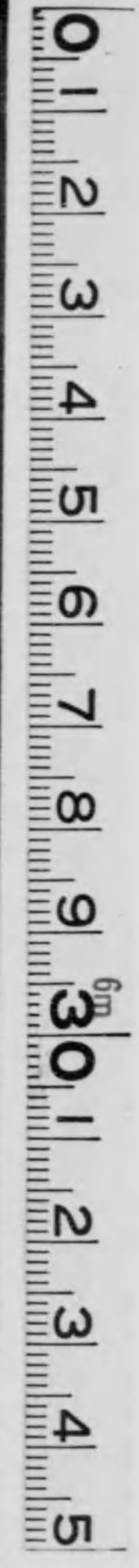


11  
471



始





11-471



志丹長壽書

志丹長壽書  
川子

若書寄贈本





武庫の川千鳥いよ／＼出版せらるど  
聞きて

西宮神社の神職吉井良秀君は考古の志深くおはし、其地方の古事とも何かと精しく調へられて、屢々其道の雑誌上に言表して居られたので、自分は夙くからこゝに其人有りと承知して居た事で有つたが、去る大正五年の冬「夷神考」を書くに際して同君の舊著に「磐櫂樟船」と云ふ物有る事を聞て、それを参考し爲に研究上益を受くる事甚多く、一方ならず其學識の凡ならぬに敬服したので有つた、同書は何分三十年も前の著の事



とて、今日では調査の機關も整つたが爲に、容易に見るを得る程の史料でも、當時に有ては中々手に入れ難かつたに相違無いに拘らず、失禮ながら地方に居られて、よくもあれだけの物を作り上げられた事だと、今以敬服せざるを得ぬので有る、其後も同君は、神社の事にいそしまれる傍、其地方の遺跡、遺物、傳説、土俗等の事を調査せられて、先年武庫川の名に因んだ「武庫の川千鳥」と云ふ書を編せられ、其草案を示された、何しろあれだけの博學と識見とを以て、親く其地に居られて、其地方の事を調べられたので有るから、他の容易に及び難い物なる事は言ふ迄も無い、自分は極めて興味をもつて、且甚有益に之を讀

了して返却した事で有た、併それは一度通讀したゞけで、内容に就ては今一々それを記憶して居ないので、其後自分は神戸市の囑を受け、市史の一部として、上代の武庫地方の事を調査するに就て、今一度之を借覽して、曩に「磐櫛樟船」から得たると同様の益を得たいと思つて居る折柄、たま／＼同書か其後補訂を重ねられた上で、いよ／＼出版の事に成つたから、卷首に一言せよとの沙汰に接した、是まことに大正學界の一慶事で有るのみならず、直接自分に取りて甚喜ばしい事で有る、本書に依て第一番に益を受くるものは蓋自分で有らう、乃辭せずして右の因縁を叙述し、次で其喜びを述ぶるの辭に代ふと云



爾

大正十年一月廿八日

文學博士 喜田貞吉識

緒言

余年頃武庫川兩岸の附近に在る町村の名義及び沿革其他の事ともに就きて見聞するまゝに考究し、卑見を試みて、時々紙片に書き附け置きしか、今度之を取重ぬれば一小冊に成りぬ、徒に筐底に秘し置くも本意なれば、此地方の老夫子且大方諸賢の高見をも問ひかてら、剗剗に附して斯は公に爲しつ、世間流布の地誌中に漏れたるを拾ひ、重覆する物は多くは之を避けて、專卑見を述べたり、廣田及西宮の如きは、事項甚饒多なれども、拙著武庫郡式社記、及磐櫟樟船に既に詳に載せたれば、



其漏れたる而已を茲に物しつ、寡聞淺學の所爲、素より僻見も之有らん、其は諸賢の高教を待ちて後に正さんどす。

世を経ぬる武庫の川瀬の

なみのおごに

むかしたづねて

千鳥しはなく

大正七年九月

著者識

目次

伊	段	大	小	鳴	今	打	鷺	上	越	武
子	ノ						林	ケ		庫
志	上	市	松	尾	津	出	寺	原	水	郡
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
六九	六七	六四	六〇	五六	五三	一八	一五	二	六	一
鹿	小	神	瓦	小	津	西	森	越	中	廣
				會				木		
鹽	林	呪	林	根	門	宮	具	岩		田
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
七〇	六八	六四	六二	六〇	五三	二六	一七	一五	一一	四



目次

武庫	.....	七一
大島	.....	八〇
川面	.....	八二
米谷	.....	八三
鴻池	.....	八五
伊丹	.....	九二
塚口	.....	一九
栗山	.....	一三〇
長洲	.....	一三三
尼崎	.....	一三五
古歌集録	.....	
濱田	.....	七七
富松	.....	八〇
見佐	.....	八二
榮根	.....	八四
昆陽	.....	八七
猪名寺	.....	一六
阪部	.....	一八
七ツ松	.....	三一
難波	.....	三四

武庫の川千鳥

吉井良秀 著



武庫郡

武庫と云ふ地名の事は、從來學者の説種々有り、余も亦多年意を寄すれど、未だ適説を思ひ得ず、然れば眞淵翁が冠辭者に云はれし、海頭へ差出てたる地にて、難波より常に對はるゝ故に向山と云ふか、向つ峯、向つ國など古へ多く云ひたりとあるは、諸説中に優れて穩當とぞ覺ゆる、住吉大社の解狀に、武庫は御子代の訛なりと云へり、古き時代の斷案なれど如何ぞや覺ゆ、神社者に引ける風土記の神功皇后金の甲冑を埋め給ふ、故に武庫と云ふと有れど、武庫は古く牟古、又は務古、六兒とも書て、武庫は假名なれば、文字に付ての説は素より不可なり、又アイヌ語なりと云ふ人なれど、近年難解の名稱有らは悉之を誣るは、眞に心行かぬ業なり、扱武



庫の稱は日本紀神功の卷に、務古の水門始めて見え、次に同紀應神の卷に、諸國の貢船を悉武庫の水門に集むとあり、又阿知使主、吳織漢織を伴ひ歸りて、津國に至り武庫に及ふと載たり、上古西は須磨の鐵拐峯より、東は小林村の讓葉嶽に至れる山脈を武庫山と呼ひ、其間の田野を武庫の縣と云ひしならん、又武庫川は遠く丹波に發して有馬郡に至り、三田川となり、諸水合して生瀬に出て、平野を流れて海に入る程なれば、武庫の地の大川なり、故に先づ土地と同名を負へるなり、大化の郡郷創置に際し、武庫川左右の地を武庫郡とし、仁德帝の皇后、八田皇女の御名代の地に據りて舊の八部郡を八田部郡とし、其兩郡の間なる兔奈比、即海邊万葉集現の地を菟原郡とせしならん、而して此三郡を併せて一の武庫とせし明治の制定は即復古の業なり、斯て武庫川の物に見ゆるは萬葉集に

武庫川の水尾を早みか赤駒のあがくそゝぎに滯にけるかも

とあるを始めならん、延暦の住吉大社解狀にも、武庫川の事見えたり、其武庫川は難波の地に向へる間近き邊に流れて、東岸に里あり、武庫村とす、是も又郡名及び

川名と同じくして、無意味の村落には非ざるべし、古昔は其東に武庫の入江有りて渚汀に臨めりしなり、是を武庫郡の最東端なりける、されは前に入江を擁して難波の地に相對し、難波江の渡口より長柄川、大川尻等を経て、舟楫の武庫の地に渡るへき着陸点にて、郡衙もありたりし地なれば、古くは樞要の地なりしなり、尙詳に武庫村の條に辨すへし、武庫と云へる地名の始めは、甚後の事ながら藤原家隆の歌に

芦の葉に夕霧たちぬ難波かた武庫の山邊も色付きぬらん

斯かる情緒は、上古の人の感想も同じかるへければ、むことは名付きたるなるべし、武庫の地名の事、余の創見には有らねど、此記の順序として先づ掲げ置くに

因に曰萬葉集に、玉はやす武庫の渡りに天傳ふ云々の、玉はやすは、武庫の冠辭とせり、玉はやすにも諸説あれど、はやすは稱揚の意にて玉を贊めはやす義なり、廣田神社の神寶に劔珠あり、古來甚珍重せし物にて、謠曲に劔珠と云ふもあ



り、珠の徳を諷へり、和訓栞にも攝津廣田の社の珠は中に劔形あり、神功皇后の如意珠とす、蕉堅稿にも劔珠は絶世の奇觀也とみえたりと書けるを思へば世に有名の物なりしなり、依りて武庫の冠辭の起れるなりと云へり

廣田

廣田は、日本紀神功の卷に廣田國と有り、廣田の物に見ゆる初とす、長田生田と同様に美稱なり、海邊より武庫川の西岸へかけて打任せての名なるへし、和名抄、廣田郷あり、廣田神社は神功紀に其元年の御鎮座なるが、最初の御社地は高隈ヶ原に在りしよし云へり、是は今の上ヶ原の臺地の西の方にて、六軒新田の上なり、此事に就きて意見あれば上ヶ原の條に詳しく云ふへし、○後白川院の御撰なる梁塵秘抄に

ひろたより、戸田へ渡る船もかな濱のみたけへ、ことつてもせん

と云へるかあり、戸田は攝津志に、西宮、越木岩を戸田庄と云ふといへり、濱のみた

けは思ひ得ず、御製を察するに御手洗川、今の廣田川は舟なと浮ぶべきならねと昔は通へらん程にて川を下りて、海邊の方に言傳せんとの御意にや、法皇御在世の平治、文治の昔とても然るへき程の川とは思ひ得られず、是は諷物に作り給ひしなれば、御想像のみの事ならんか、甚解し難し、戸田は群書類聚本、桃華藥業に、攝津國戸田莊見え、西宮の口碑にも、此地の古名と云へり、戸田の事、從來少しく疑を存したりしか、此御製にて確に此地名の有りし事を知らる、是は廣田の神戸の謂なるへし、○上に云へる御社地の事は、今川貞世の道行ふりに

川つらにそひて物古りたる山あり鳥居たゝり

とあり、今川貞世は後に了俊と云ひし人にて、長慶天皇の建徳に、九州探題にて下りし時の紀行也、其頃猶山の上、即高隈ヶ原にありしか如し、當時の京街道は廣田村より、越水を経て森具村に入り、斜に打出村に出しなり、然れば廣田と越水との間より北を望見したるにて、今の街道の如く西宮へ迂回せしに非ず、○又云ふ此地の東に岡田山あり、上ヶ原臺地に續ける巽位の山角にして、延喜式の岡太神社



あり、文政五年神木のみ有りしか、周圍に土塀を築かんごとて、工事中に敷地より石祠を發見す、古時の神祠にて今存する物是也、古昔は若干の人家有りしか如し、當郡小松村は寛平、延喜の間に此地より岡田氏出て開發せし事を思ふへし、其後退轉す、廣田村に岡田氏の多きは由縁あるへし、○廣田神社に就きて記すへき事故學に違あらず、此記の目的に有らねは總て略す、拙著武庫郡式社記に詳に云へり

越コシ水ミヅ

太平記其他の軍書ともに小清水に作る、背後の山脚に清泉、二ヶ所あり、依りて村名起る、和名抄の廣田郷なり、淨土宗泉福寺は、伯五代記應永六年の記に見ゆ、住職の補命とて左の文を載す

廣田社領の内、泉福寺并世雄寺事、所被仰付生全僧也、但寺領等者雖爲位倍、庄田專公事本役全知行稱、可致御祈禱精誠之狀如件

神祇伯御印

寺院の住職を、神祇伯か補命する事今は訝しけれと、廣田社の社領なれば神社に屬せしと見ゆ、此生全と云へる人は、同記に據れば、廣田神主の一人なる平田氏の息なるよしなり、○越水城は後の山頂にありたり、永正年間、河原林政頼が築ける物にて、史籍集覽修むる所の政頼記に見ゆ、政頼は細川高國の屬將にて、永正十六年、同族細川澄元と隙あり、此城を圍まれ大に戦て陥る、古來此地方にて珍しき戦争なりしなり、其後三好長慶、篠原長房等居城し、騷擾相繼ぐ、然るを土俗何等傳ふる事なし、唯三好長慶居城しけるをのみ云ひて更に詳しきを知らず、不思議にも能く忘れたる物哉、先年偶史籍集覽出て、重篇應仁記、足利季世記、瓦林政頼記などを見、余も始て之を知り、里人にも傳へん事を欲して、武庫川邊戰記に載せ置きたり、近時刊行の西攝大觀其全文を轉載せり、茲に細事を略して一二件を述ふへし、瓦林政頼記に

蘆屋ニ鷹尾城ヲ構ヘ、又其東西宮ヨリ八丁北ニ、小清水トテ小山アルヲ家城ニ拵ヘ、日夜只經營計ナリ、毎日五十人、百人シテ堀ヲ掘リ、壁ヲ塗リ、土居ヲ築キ、矢倉ヲ上ゲ、レハ、鍛冶、番匠、大鋸引、實ニ隙コソ無カリケレ云々、同名與力被官棟



ヲ並ヘテ居住ス、其外居餘リタル家人共ハ大略西宮ニ居ス、凡目ヲ驚カス風情  
當國無雙ノ大名ナリケリ

是は永正の中頃なるへし、然るに永正十六年前の管領細川澄元再舉して、京都に  
在る執權細川高國を討んとして阿波より上り、先越水城を攻撃す、高國京より下  
りて應援し、大に防戦せしむ、終に落城せり、重篇應仁記に左の如く云へり

去程ニ前ノ管領細川澄元、同執事三好入道希雲等物始メ好ト悦テ多勢ヲ率シ

四國ヲ立テ攝津兵庫ニ着船シ永正十六年十月ナリ人數都合一萬余人、先、高國管領細川高國ノ味

方、川原林對馬守正頼カ籠レル越水城ヲ取卷テ、大將澄元、本陣ハ神呪寺ノ南、鏡

ノ尾山ニ備タリ、三好希雲、海部、久米、河村、香川、安富ノ者共ハ、廣田、中村、西宮ニ透

間モ無ク陣取テ、入替々々攻戦フ、越水城兵、精兵ヲ揃テ防ク、其中ニ一宮三郎宗

是ハ名譽ノ強弓ニテ、十箭放テバ七八箭ハ必敵ヲ射倒ス、故ニ寄手是ニヒルミ

テ恐レ、敵味方感ス云云、同十一月廿一日、高國京都ヲ立、十二月六日攝津池田城

ニ着キ、越水ノ後詰シテ相從フ、軍勢ハ、昆陽、野間、九十九町、高木、河原林、武庫、森部

水堂、新田、濱田、武庫川邊ノ上カラ下迄陣取レハ、今年ハ戰暮レケリ、扱有可キニ

有ネバ、明ル永正十七年正月十日高國二萬ノ勢ヲ率シ合戦始メラル、先、先陣ハ

丹波ノ守護代、内藤備前守、一番ニ競驅テ阿波勢ヲ切崩シ、百余人討取ケレ共、内

藤終ニ打負、二百余人討死ス、二番ニ高國方伊丹兵庫助元扶足利季世記國扶トセリト名乘リ

中村口ヘ切テ掛リ、逆茂木引破リ、木戸ノ内迄攻入テ、申ノ刻ヨリ西ノ終迄戰ケ

レ共、是モ打負引返ス、阿波勢兩度ノ軍ニ打勝、首五十余討取ル、然レバ越水城兵

後詰ノ勢ニカヲ得テ、追手ノ木戸口押開キ、當國大島住人雀部與二郎、同弟次郎

太郎ト名乗テ突テ出ツ、澄元方ヨリモ田井藏人ト名乘リ切合ケルカ、終ニ藏人

ハ討レケリ、角テ城中ハ、去年ヨリノ籠城ニテ兵糧盡果ケレバ、二月三日、城ノ本

人對馬守正頼ハ、夜半ニ城ヲ開テ立退ク、城兵モ落散ケルニ、若槻伊豆守長澄一

人殘リ留リ、吾身老果テ餘命無シ、何ノ爲ニ命惜テ此城ヲ落行ヘキト、扇ヲ敷居

直テ、先祖源三位頼政ノ最後ノ昔ヤ思出ケン辭世ノ歌ヲ讀置、腹切テ死失ケリ

花咲カヌ今ノ憂キ身モ古ヘモ、身ノナル果ハ替ハラサリケリ、トソ讀ケル、若



槻ガ舉動皆人感涙ヲ催ケリ云云、抑西宮ハ毎年正月十日、西宮大明神ノ神事ニテ、居籠ト云事有テ、門戸ヲ閉テ、高聲ニ物ヲ不言例日也、此奇特ノ神日ヲ不憚高國軍ヲ始シ、故神罰ニテ打負タリト皆人云合ヘリ

澄元右の如く越水城を亡ほし、次に伊丹城をも略取し、此所に留まり、屬將三好希雲、京都に敗死しければ、澄元志を得ずして阿波に飯る

亨祿四年、細川晴元は高國の軍を野里川に破り、高國を尼崎に捕へて攝津國を没略せし頃は、其屬將篠原某、此越水城に在り、其後三好長慶出て、大に京攝の間に威を振ひて、當時越水城を己が居城とせり、永祿六年、長慶芥川に病歿し、永祿七年、屬將松永久秀、此越水城を己か有とし、河原林三河守、池田丹後守をして守らせしが、永祿九年、三好の族、篠原右京長房、阿波より上りて之を略取し、暫此城に居る、永祿十一年、織田信長、將軍義昭を奉して京畿を平定し、進んで攝津國に向ふ、篠原長秀、忽此城を捨て阿波に走りたれば、頓て西攝は全く平定に歸し、將軍義昭此城に入る、重篇應仁記に

永祿十一年十月、攝津、河内、兩國ノ敵徒無殘退治有テ、足利義昭將軍なり、今日二日、即公方

清水へ入城アリケレバ、信長ハ芥川ノ城ニ陣取リ云云、今度降參ノ輩日々引モ

切ラズ、小清水ノ御所へ參上シテ、城門市ヲ爲シ、公方家ノ威光天下ニ隱ナシ、信

長モ日々小清水へ出仕執奏シテ、畿内ノ御仕置ノ御沙汰ヲ始メ、御政道ヲ執行

ス云云、長秀曰信長日々越水に出仕の事、見記には見えず、事實有へくも有らず、姑疑を存ず

是より以後、越水は如何なりしか、更に聞ゆる事無し、永正に城廓築造有りて、以來大略五十年、其間此地大に面目を施し、時も有りたらんも、常に擾亂相繼ぎ、屢賈厄に逢遇して、安堵の時少なかりしならん

中オカ

中村は何々村の中に介在しての名か詳ならず、廣田を起点にして西宮との中間なるべく思はるれど、深く考ふるに、津門村は廣田に次て夙く世に聞えし舊地にて、奈良朝以前既に發達せし地なれば、此地と廣田との中なる意にかあらん、地名辭書津門は廣



田の水門なり○應仁記永正十六年越水の戦争に中村口と云へる事見ゆ前項越水村の條に云へり

上ケ原

上ケ原は甲山の麓の東南に延ひたる一角の臺地にて、武庫の平野に接したれば自村名を語る、南は武庫の海濱に臨み、東は茫々たる田圃を隔て、煙霞に没する尼崎、大阪に面し、北に續きては豊能郡、三島郡の連峯を遠望す、武庫山麓第一の佳景なり、慶安の頃迄は、廣田村に屬せる原野なりしを、同時西成郡佃村の人、彌右衛門、及九右衛門と云へる兩人願主となり、廣田村の奥村喜平開墾せりと云ふ、然れども、地理及び附近の地名、さては古代の遺物を綜合して考ふるに、上古は舊地の廣田神社に續きて夙く人民の居住地なりけんを、南に海濱有り、東に沃野あり、生計状態の常として、不便の地を去りて遺利多き海岸又は沃土に轉居し、終に離散して一度荒廢に委せしを慶安に至り再度開拓せしなり、されは石器時代の遺物

は此臺地に往々發見す、先史時代は姑措き、有史時代の古墳は群を爲して点々存在す、殊に武庫の山麓に珍しき偉大なるか去々年迄村の中央田間に在りたり、封土は悉皆散失して前後の石壁も取去られ、左右の大なる壁石の、天井石一枚を載せて稜々突兀として四個の大石のみ残りしなり、實に巨大なる物なりしを、大正五年、終に一物も無く撤却し去りしは惜むへし、五六年前の實見を追想するに、櫛内の高さは八九尺も有りたりと覺ゆ、周圍は皆水田と爲り果たれど、南に面せる前方後圓の宏大なる古墳なりしなり、前方後圓を何故知るかと云へは、享保十一年の廣田神社の棟札に、上ケ原新田庄屋、車塚半兵衛と云ふか署名してあり、是は此塚に因れる名なる事恐くは疑無からん、車塚とは、土饅頭酌の物に非ずして瓢形の大墳の謂なり、是を以て尋常の古墳ならぬを悟るへし、畢竟傳説も遺品も有らねは、其主の何人なるか知る由無けれど、必豪族の遺跡なりし事は構造に依りて明也、是に於て熟々考ふるに、山代根子の古墳に有らしかと思はる、山代根子は神功皇后の攝政元年に廣田大神御鎮座の時葉山媛をして祭らしめ給へり其葉



山媛は即山代根子の女なれば父なる山代根子は必此廣田神社附近に居住せしなるへし、姓氏録を見るに攝津國神別に

山代直ヤマシロノアサヘ 天御影命十一世孫山代根子之後也

と有れば、山代根子の後裔なる山代直の氏族等は、此上ヶ原新田の前身なる部落を爲して、姓氏録の成りたる弘仁頃には居住したりしなり、山代根子の墳墓を守りて永住したりしなり、斯く云ふ徴は、山代根子は鈴木重胤翁の論せられし如く神功の朝に、攝津の國造として此地方に在りたらん、其女の葉山媛は、神功皇后の命令に依りて廣田大神に、其妹女長媛は長田大神に仕へ奉りしなり、國造にして其國の神社を齋ひ祭る例に依りて女二人を兩神社に奉仕せしめしは寔に適當の所爲なり」と卓説と云ふへし、故に此古墳は山代根子には非しかと云ふなり、上述の如く大小古墳の此臺地に少からず存在せるを見れば、其頃前後に住民の數多有りし事は以て証するに足れり、而して其住民は後に何地に移りしか、素より知るに由なけれど、不便の事有りて上に云へる如く生活の利益上比較的便利

の地に出たらん、附近の廣田、岡田、神尾など最移住地たりしなる可し、此地或時代には神尾村の古地なるへく思ふ由あり、神呪村の條に云ふへし

### 越木岩

村の北端宮山の地に大岩石五六重疊す、土俗甌岩と稱す、村名是より起る、川邊郡上ノ島の人、又左衛門と云ふか開發せしと云ふ、明和六年五月、時の庄屋四郎右衛門、年寄兵右衛門、仁左衛門、治右衛門か大阪奉行所に差出し、調書中に、承應二年、尼崎領主の許可を得て開墾せしよし記せれば、又左衛門の開發を云へるなるへし、又左衛門が承應の開發は一部にして、自後相次て西宮其他よりも出て、開きしと云へり

### 鷺林寺

鷺林寺は攝陽群談に伽藍開基記と云ふ書を引きて、天長十年の草創とす、甲山の



神呪寺に相次きて建立せし物の如し、同記に天正七年兵火に亡ひ、後重修して今僅に茅舎を結ひ村民之を守ると記し、西宮の圓滿寺に在る鐘銘の寫には兵火を戊寅の年とす、戊寅は天正六年なり、史を接するに信長伊丹城を圍みしは天正六年より七年に亘る、其間西宮以西に放火せしは六年の十一月にて、鷲林寺迄には及はさりしか如し、此地方の社寺は實否に拘らず天正の兵火に失ふと云ふは常套の言而已、然して圓滿寺に勸進帳と云物あり、去春正月八日之曉不圖佛閣變灰燼一時掃地畢とあれば兵火には非ざるか如し、此帳年號を記さざれば、去春は何の年か詳ならず、又其鐘銘と云ふ物は後代に再興を計りし時の豫撰の文なり、然れど火災を戊寅と有るは、當時何物にか據りしなる可ければ、兵亂の年の天正六年と見る可きか、當度甚大の火災なりしかは、悉灰燼に歸し僧俗全く四方に離散したれば、後日所謂門前百姓などの開墾して、即今の鷲林寺新田となりしなるへし、寺跡を見るに當初は大刹なりしならん、細々要記に武庫川の邊、鷲林寺の前に於て、上杉修理亮、師直、師泰、以下十余人を討つと有るは、昆陽寺と取違へて書きた

るは明也、されど此書の成りし頃には、鷲林寺の未だ火災に罹らざりし時分を知る可き傍証とすへし、○西宮圓滿寺は、鷲林寺焼亡の時に寺中の薬師寺此所に立ち退きて、當時里鷲林寺とも云ひしなり、同寺の文書に據れば、火災當時の住僧を南性坊といひ元和五年に七十九才にて寂すとあり、時代は叶へり、○栢堂新田と云ふか鷲林寺より八丁許坂下にあり、同寺の附屬にて萱葺の堂宇のありしより命名せしなり、此所より鷲林寺の境域とせしか如し、民戸五六軒尙存す

### 森 具

古名を夙ソクと云ひ、又宿ソクともあり、中頃守具ミケツに作り、明治初年より今の文字に改む、夙川の西畔なり、西宮町の元祿三年社寺御改御吟味帳には、分郷夙とありて西宮に屬せしか文化三年に分離す、○里人は村の起原を云ひて、垂仁の朝に皇后日葉酸媛崩御の時、殉死すへき侍臣の、野見宿禰の計策に依りて、朝を退き各地に流離し世を忍ひて密に村をなす、本村亦其一となせり、中世己來宿禰の後裔なる、五條子



爵家に入らせり、此類は近畿は更なり、淡路國にも有りて、稱する所皆同じ、世に學者の諸説ありて、守戸シヨコの説亦捨難し、而して此村にも後方に小山三つあり、各頂上に古墳存す、中高塚、東高塚、西高塚と稱す、例の石櫛は今皆破壊したれど、東高塚のみは稍形跡を残す、然れども由縁を知らず、○地名辭書曰く、純友追討記に見ゆる菟原郡、須岐驛は此なるへしと論す、或然らん、古く西國街道は此村を横斷せしなり、又此地は明治の郡合併以前も武庫郡なれど、郡の相違は西宮武庫郡に延喜式菟原郡大國主西神社あり、延喜天慶の頃は西宮迄菟原郡なりしなるへし

打ウチ出デ

東方より、此地の西國街道を過くるに、始めて海岸に打出る地なり、依て此名起る、近江國大津に打出の濱あり、京都より逢坂を越えて、初て湖邊に出づる地なれば、云へり、古昔の西國街道は、廣田の條にも云ひし如く、廣田より越水、森具を経て斜に此地に出しなり、今も舊京街道とて僅に小徑残り、此街道の事は早く云へる

人もあり、行囊抄に名所方角抄を引きて

打出ノ濱、北ハ山ナリ、南ハ海ナリ、西宮ヨリ十八町西ナリ、小清水ト云フ宿ヨリ

打出ハ未申ナリ、京都ヨリ兵庫ヘ下レバ海邊ヘ出ル始ナリ、京ヨリ十三里ナリ

ト云々、私曰此趣此所ノサマニ能ク合タリ、但海邊ニ出ル始ト書タルハ、山崎通

ノ陸路テ經テ小清水村ニ到リ、此所ニ出ル時ノ事ナリ

とあり、京街道の西宮へ迂回せし始めは、何時代か詳ならず、而して此地は和名抄の芦屋郷なる事、云ふ迄もなし、○元弘二年三月、宗良親王、尊良親王の御宿泊ありし事、新葉集に見えたり、流布の地誌に引出てされば、掲く

中務卿宗良親王、元弘二年三月遠き方に赴かんとて、たゞ今日明日ばかりとなりて云云うちいでと云ふ所に留まりしに、尊良親王よべ此所にしも泊りけるよし聞くに、何となく傍なる壁を見れば、供なりける爲明郷の筆にて、「いごせめて憂き人やりの道なから、同じ宿りと聞くぞ嬉しき」と有るを見て、又見るへき事は知らねと書そへ侍りし、末迄もおなし宿りの道ならば、我いきうしと思は



是は増鏡太平記などに、元弘二年、逆賊北條高時の爲に、宗良親王は讃岐の託間に尋良親王は土佐の畑に、遷されさせ給ふ事を記せり、其御途次の事なり

○打出村は近古も蘆屋庄に屬す、余先年蘆の浦風と題せる小冊子を得し事有り、元治元年の夏此村の人、西田花居と云ふか書きし物にて、奥に慶應及明治初年の書入れあり、同村の古文書寫、及見聞の事ともを載せたり、過半は蘆屋庄の山論に屬すれど、文中歴史に關する物もあれば、他日の參考にもとて左に抄録す(文中割弧は良秀の附記)

元和二年古文書の寫

○五十九年己前、天文年中、弘治三年の誤、越水城主、三好修理太夫長慶様と申候、其節西宮兵庫屋何某と申者、佳娘を被持候を被聞召、御寵愛不淺、其上御内に松永彈正と申、悉皆人御座候、是も野間右兵衛殿、齋藤新八郎殿と御兩人を以て、偏頼被申候、左様に候へば、上下彼方を御景負被成候に付、何たる不結儀を申掛候

ても苦かるましきと存候か、此方の拜領新義にかさ押に、山へ人を入れられ申候を、此方より鎌を取り、追拂申候へは、山にては異儀に不及候て、理不盡に二千三千の人数を對度と被掛候に付て、小在所の御事に御座候へは、迷惑仕候、惣別蘆屋庄と申は、柴を仕其日々々の身命を次申御事に御座候に付、迷惑に存御奉行所へ申上、芥川と申所にて裁許仕候て三問答ながら勝申候事

右裁許の勝負に不構、又右如申上、無理押領を被仕掛、何を以在所に堪忍可仕様も無之、一人も不殘在所を逃敷仕候事

五年亡庄仕候へは、五年目の霜月に三好日向守様と申は下郡(島下郡也)の郡代にて御座候を、松永彈正殿と申か御頼被成候て、蘆屋庄を早く被召直、如前々山を身体可仕由、被仰候に付て罷直り候、夫より以來山を仕候、其節の向州様の御使者には、坂東大炊助殿、金子市之丞殿と被申候、是は右向州様御内兩殿の御年寄にて御座候

五ヶ年以前此方山の内より銀子出申候に付、其砌片桐主膳正殿、西宮の御代官



にて御座候へは、又彼方本庄村にやより恣成義を被申掛候所に則主膳正様へ御願申上候へは御檢使被下候、五ヶ年以前、閏十月十四日、山にて様子御尋被成候間罷出只今銀子出申候は、此方の山内に御座候由申上候に付、別儀無御座被仰付候事

去年春、高野山悉地院と申御寺より、此方の山にて石塔御切被成候所、此方より裁判仕候へは、其刻西宮の御代官、大野修理殿御持被成候に付、又彼方(本庄村カ)より、恣成義被申掛候處、則修理殿へ此方より御願申上候へは、無別儀如前々被仰付、此方より道を造り、石塔出し申候之間、何を以彼方より山の義に付、被申分は御座有間敷候事

元和二年丙辰九月十一日

蘆屋庄打出村宗運

是を發端に載せたり、僅なる山論に過ぎれども、當時の狀態を知るに洵に好材料と云ふへし、次に本莊及び西宮との爭論に付ての裁許狀數通有れど、今は略して左の一二を記すへし、此三好日向守長縁は三好長慶の弟にて、彼越水城の長慶の

手中に在りし頃なり

○今度蘆屋庄拜領の山を、從本莊新儀に押領申隔付而、蘆屋の者共致迷惑逐電申候、然處從松永、蘆屋庄の者にて召直し、如前々、山身体仕候へと被仰付候而、可給の由乞申候處、早々罷直柴木を可申候、右押領の堺目、書物悉皆反古に成申候若後々從本庄不謂儀乞申候者、以此書物可申分者也

弘治三年二月十一日

三好日向守長縁

蘆屋庄名衆百姓中

○今度蘆屋本庄山内に入仕候處に、双方召出聞届申候、先年三好日向守墨○被出候上は、本庄押領と存候、如前々蘆屋庄に身体可仕者也

天正十年十二月十二日

池田紀伊守忠勝

蘆屋庄名主百姓中

此池田紀伊守忠勝は池田紀伊守信輝の嫡男、之助なるへし、之助を忠勝と云ひし事未之を知らされど、天正十年六月右府信長公亡ひ、信輝髮を斷て勝入と號し、嫡



男之助紀伊守とす、故に此裁許狀は年號月日を按するに之助に當るへし、其忠勝と記せるは審ならされど、童名を勝九郎といひ、父を勝入といひ、同族に忠繼忠雄あり、忠勝の名強に縁無きに非ず、故に思ふに、一時如是稱せし事の有りしか、識者の教を俟つ。○又灘五郷と云ふ事を載せて

灘五郷東より始、兎原郡、蘆屋庄十八町、本庄十八町、山路庄十九町、都賀庄廿一町、吹屋庄十八町、右合せて九十四丁、茨谷より(打出村の字)生田川の上迄云云、打出村より生田川迄、兎原郡、灘五郷と五つに分り申候

とあり、今酒造業者の灘五郷と稱する内に、西宮と今津を加ふるは非なり、西宮を灘とは云ふ可からず、灘とは蘆屋の灘とも云ひて、舊菟原郡の異稱なるをや事の序に辯す

○打出村の新田岩ヶ平の開発

延寶八年申二月

高廿四石餘 今高三十八石六斗六升

とあり、此岩ヶ平新田は、有名の八十塚即古墳群の所在地なり、岩ヶ平の名自古蹟

を語る。○明治維新の前年に打出村字廣野に長州候陣屋を設く、阿保親王御墓の東附近なり、幕末騷擾の頃攝海防備の爲なりしと云ふ、二年間にて久留米藩交代し、次て諸藩之を守る其年月を載たり、此等は甚近年の事なれど、世の忘却せん事を慮り、特更茲に掲ぐ

文久元辛酉三月廿三日上棟

長州様御陣家造 屋舖二町餘

右陣代 毛利筑前 一萬七千石 長州石田

文久二年亥二月より

久留米御陣代 有馬藏人 文久二年亥六月より

龍野御陣代 文久二年八月より

勢州御陣代 藤堂宮内 元治元年子八月より

加州大聖寺御陣代 元治二年丑五月より

伊豫大州 慶應二年寅より



備前

慶應四年辰より

久留米再度持

(同年四月より  
明治二年三月下旬取拂)

西宮

西宮の地名は、鳥羽天皇の御宇、源俊頼の散木集及び崇徳天皇の大治二年の西宮歌合と云ふに始めて知らる。然れども西宮に延喜式内大國主西神社あり、此西と云ふは地名なれば、是そ書に見ゆる最初なるへき、されは初めは、地を單に西とのみ云ひけんを、後に神社を宮と云ひ慣はして終に地名をも西宮と呼ひなすに到れり、大國主西神社は、延喜式に菟原郡なれど、後に郡界を改めしなり、菟原郡脇ノ濱の敏馬神社は同式に八部郡に修む郡界の改まりし事知るへし、上古は山川を以て國郡の境を定めしなれど、地方行政の時勢に隨ひ、後には時々便宜に依りて變更ありしなり、扱此地、上古は都努松原津門に續きて西と云ふ一海村なりしか津門より取りたる西ならんと云ふ説あり、神社の發達と共に住民も次第に蕃殖し、殊に中葉、西宮傀儡師と

云ふ者、姪子神の神徳に假托し、諸國に徘徊して其技を賣り、都鄙亦之を喜ひしにより、漸次土地の名の廣く盛に知られしにも有るへし、○院政の頃は、神社も大に世に聞えたれば、神社に關する記事は種々の書籍に見えて枚舉に遑有らず、且西宮神社は古くは大國主西神社と云ひし事ともを併せて詳く云はま欲しければ、其は此書の目的ならねば、拙著磐豫樟船に譲り、其書に漏れたるを少しく掲ぐへし、源俊頼の散木奇歌集に

にしの宮に神民の船に矛櫓して、ぬされうといふものとりて、風のいのりするかたかけるを

柴小舟眞帆にかけなせゆふして、にしの宮人かさまつりしつ

これは畫の贊なれど明に西宮を云ひたり、何の年か詳ならず次に

六條修理太夫顯季集に

源伯、西宮にて歌合し侍りしか、寄月述懐

難波江のあし間にやこる月見れば、我身ひとつは沈まさりけり



此卿は保安四年に薨したる人なれば、其以前の作なる事勿論にて、此歌其保安四年より五ヶ年の後なる、大治の西宮歌合に入りたれば、大治歌合は數年の以前より其用意ありし物なるへきを知らる。

百鍊抄に

康治元年正月十九日、散位源盛行、並妻津守島子、配流土佐國、奉待賢門院仰、依奉呪咀國母皇后宮、勘罪名、所處流罪也、件夫婦、祇候彼院者也。

〔頭書に云、或紀曰、廣田社有巫名朱雀、盛行奉待賢門院仰、令妻招寄、巫福盡事、法皇遣廷尉於西宮、寶殿分得銀筥云云〕

是は崇徳天皇の御宇にして、當時世の尊崇厚かりし事以て知るへし、源頼政集に

教頼入道、西宮にて歌合し侍りしに、海上眺望の意をよめる

わたつみを空にまかへてこく舟の雲のたえ間のせさに入りぬる

同じ歌合に述懐のこゝろを

思へたゝ神にもあらぬ夷たに、知るなる物を人のあはれは

おなしこゝろを

常にわか願ふかたにしますとき、神を頼むは此世のみかは

是は承安廣田歌合に入りたり

後白川法皇の御撰なる、梁塵秘抄に

はりまに廣峯惣三所、淡路のいはやには、住よしにしのみや

神皇正統錄に、著者未詳なれど、右等の物と同時代の作なり

姪兒とは、西宮大明神夷三郎殿是なり、此御神は海を領し給ふ

正統錄の外は總て磐豫章船に漏らしたれば、改めて載せつ

扱土地に關係する事項の物に見ゆるは古くは稀なり、先づ山槐記治承四年八月

二十三日の條に

辰剋出西宮宿所未剋着福原宿所尋申參入之由於大裡云云

山槐記は東宮大夫忠親の日記なり、辰剋は今の午前八時未剋は午後二時なり、次



には北畠親房卿の神皇正統記に

癸未の春元弘三年忍ひて御船に奉りて、穩岐を出て伯耆に着かせ給ふ、五月廿二日にや、高時を始めとして、多くの一族皆滅しければ、鎌倉又平きぬ、筑紫の國々陸奥出羽の奥迄も同じ月にそ鎮りける云云、君は斯くとも知らせ給はず、攝津國西宮と云ふ所にてそ聞かせましましける、六月四日東寺に入らせ給ふ云云、是は後醍醐天皇の、隱岐より還幸の御途次、此地を過ぎさせ給ひし事ありしを云へり、又楠正成卿の書牘に

從西國凶徒豐藝之地迄襲來之旨註進、依之蒙倫命、於兵庫邊要害切所可相防事、公議定訖、人馬櫻井通明後己剋、西宮可相伺者也、面々覺悟尤候恐々謹言

三月十日

志貴右馬允殿

河内守花押

と見ゆ、是は東京好古會松野某の出品なり、又太平記にも彼是散見すれと略す、酒造の事は此地有名の特産なるか、中古夙く行はれし物にて、永享、文保の頃既に盛に醸造し、殊に銘酒を出して世に稱賛せられしなり、一條禪閣兼良公の尺素往來に曰く

酒柳一荷加之天野、南京良秀曰天野は河内天野山、南京は大和奈瓦を云へり之名物、兵庫、西宮之旨酒、及越州豐

原、加州宮腰等、相副瓶子并銚子提子、所調設之也

兼良公は、後花園天皇に仕へて博學の人なり、池田、伊丹の酒は、文祿、慶長に起りて江戸に賣始しより銘酒とて世に鳴る、然れども、西宮は遂に其以前に發達せし事は、是にて知るべきなり、○西宮商家も應仁の頃は既に發展せしと見えて、海東諸國記に

戊子元年應仁二年吉光遣使來朝、書稱攝津、州西宮津、尉長鹽備中守源光吉、以宗貞國請接待

とあり地名辭書之を評して、此地朝鮮貿易に従事せし、土豪の有りしを觀ると云へり、長鹽備中守の傳記は知らねど、異數の興業家なりしならん、此地にして絶えて其名さへ知られざるは甚遺憾なり

尾崎大覺寺文書同寺々領、鷺島村に付て、應永六年八月十日、右京大夫より長鹽備前入道に宛たる下知狀有り



此長羅は似寄たる名なり時代は五六十年の差は有れど或地方の代宗貞國は對馬の宗氏にて、讚官等にて備中守の父なごには有らしか、偶見當りたれば参考に誌す  
岐守貞國と云へり我國より朝鮮に行く船は必對馬に來りて、守護の符を受けて渡  
る事此人の代より始まる」と新井白石の藩翰譜に見ゆ

群雄割據の戰國頃に在りては屢軍隊に犯されて、住民は災害に苦みしならん、其は永正年中、河原林政頼越水城を構へて大に威を振ひ、士卒多く西宮に居住したり、永正十六年十一月より、翌年正月に至る間、細川澄元の攻撃する所となりて頗劇戦ありたれば、越水の餘に云へり住民は、山野に避難し悲惨を嘗めしは勿論なるへし

天文十年九月、三好長慶、鹽川伯耆守の守れる、川邊郡一庫城を攻撃して克たす  
越水に歸る、然るを伊丹城主、伊丹次郎親興、越水城を劫して、越水邊より西宮に  
放火す

天文十八年四月、細川晴元京を立ちて一庫城に來り、三好宗三を使喚し長慶の  
越水城を屠らんとして、四月廿八日武庫郡中、西宮に放火す以上二項足利  
季世記の摘要  
永祿四年、長慶没し、松永久秀跋扈す、十年、阿波より足利義榮後に將軍  
と成る四國の兵を

催して、篠原右京進長房を先鋒とし、兵三萬五千を以て同年六月兵庫に着き、先  
松永久秀の屬將池田丹後守、及び河原林參河守か守れる越水城を攻んと、同月  
廿三日西宮に本陣を据て、西は蓮華畑今の香櫛園北は山の岡、東は廣田、中村、津門、九  
十九町、今津、鳴尾に陣す、城兵支ふる能はずして、七月十三日城を開きて走ると  
重篇應仁記に見ゆ要摘

天正六年荒木村重叛す、織田信長大に伊丹城を囲み、親く昆陽野に陣し、瀧川一  
益惟任五郎左衛門の兩將をして、西宮、芦屋、住吉、御影迄放火すと總見記云り要摘  
永正以降、瓦林政頼、三好長慶、松永久秀、伊丹親興、荒木村重等か戰爭に依て、難を此  
地方に及ぼし、事斯くの如くにして、此間人民の艱苦は想像に難からざるなり  
○此頃伊丹親興、三好長慶、荒木村重等か、西宮神社に致し、古文書あり左に録す  
上分米之事如年例、七石五斗之分社納申候、尙委曲同名肥前守可被申候恐々謹  
言

天文十六年十二月十六日

伊丹大和守親興 花押



西宮御社家中

次に

先日は預御折紙〇〇〇義にて御返事不申候、然者上分米五石之分、且渡申候、殘分義は、涯分令馳走進納可申候、恐々謹言

又九月定人夫持せ進納可申之處、今月河内へ陣立にて諸事取亂候間無其義候、更以無如在候、後向之義は人夫之義可申付候

十一月十三日

伊丹肥前守親泰 花押

西宮御社家中御宿所

就上分米、近年不熟未進に候、殊更當年同様之條少分申付候〇〇各當城〇〇種々承り、以後之義は右様堅可申付候間、御同心可爲祝着候、恐々謹言

天文二十二年十二月十一日

伊丹大和守貞親 花押

西宮社家中御宿所

伊丹大和守親興は、伊丹城主なり、天文十六年の頃細川晴元に屬して、長慶の越水

城とも和睦せし時なれば、斯かる奉納も有りしなり

上分米とは、一書に其領地を通過する年貢米に付き歩米を課する事運

上米上米取、住吉上分米と云事は、神領は不及申、船路、歩路に依らず諸國の年貢の上分米を當社へ調進せしなりと云へり 伊丹親興の文中に年例と有れば

以前より例にせしなり、次なる伊丹肥前守親泰は、親興に屬せる一族と見ゆ、年號

は詳ならず、其次なる伊丹大和守貞親は、親興の花押と全く同字畫なれば、同人な

るべく、此頃斯の如く稱せしにや、親興後に信長に屬せし頃、兵庫助と云へり 但親興は、天文十七年又長慶

の敵となり、能く伊丹城を守りしも、同天文十九年三月又長慶と和睦す、故に此二

十二年の頃は、越水城と親める時なり、後義昭將軍に功あり、天正元年荒木村重に

亡さる、伊丹の條に詳記す、永祿の頃長慶の裁許狀あり

今度西宮と芦屋と山相論之義に付て、互の存分可多、一紙之證跡無之、驗使被差

遣、堺目繪圖等作帳、披見之處、六甲之社、當社家しん〇之上は、打出之東、茶屋石〇

限〇きか小塲之通不可有相違者也、恐々謹言

九月 日

三好筑前守長慶 花押

西宮社家中



右裁許状は年號を記さしは詳ならねど、芦屋庄の文書を參酌するに永祿三年なるべく思はる。○次に荒木攝津守村重の文書あり

先日神事米之義に付て、遣折紙候處、爲祝義金五兩給候、先懇意候、乍去此方不入候間返置候、當社造修可然候、向後も加様之義可不有。○遣候恐々謹言

八月十九日

荒木攝津守村重 花押

西宮社家中

天正元年、村重、伊丹親興を討ち、二年三月伊丹城に勝興を親興の子攻て亡し、城を改築して己の本城と爲す、而して七年信長に亡さる、此書は年號不詳なれど、其年間の事なるへし、村重の事も伊丹の條に詳に云ふへし

此の地近代の領主を云へる書に、天正七年池田信輝、尼崎城を給ひ、次に元和二年戸田左門尼崎に封せられて此地を知るさせり、然れども信輝、天正七年攝津國を興へられ尼崎の條參照すべし、同天正十一年に美濃國に移封せらる、後戸田左門の尼崎に封せられし、元和二年迄、其間文祿慶長を經る三十二年間は、豊臣氏に直隸せしなり

二三の事蹟を云は、上に引ける打出村の文書にも有る如く、五年以前此方の山の内に銀子出申候、其砌片桐主膳正殿西宮の御代官にて云云、又去年高野山云云、西宮御代官大野修理殿御持被成候に付云云とあり、即豊臣氏の直轄なりしは明なり

西宮神社の文書中豊公に係る物有り、是は慶長九年秀頼公大に西宮神社を修造せられしに就てなり、左に掲ぐ

就西宮遷宮、被成繪旨候間、則一社中へ申付候、大慶至極に存候、毎事被入御念候、故相調、千秋萬歲、珍重々々、万端御取成所仰候、猶山中又左衛門可被申候條、不能多筆候、恐々謹言

三月十三日

伯

花押

片桐主膳正殿

次に夫役免許狀

今度西宮社の再興。○社役御番等無懈怠。○○○

西宮



武庫の川千島

三八

一貳百八十石

社家方廿三人内

八人

祝十五人

一七十石三斗

社人方十三人

右神人衆手作之分、國並之人足等令免許候、但千石夫之義者、從太閤様御時仕來候條、如近年可相立、外々之義者何も致用捨候

慶長十四年乙酉二月廿四日

片桐市正 花押

攝津西宮社人衆中

左之書は右夫役免許狀に付てならん

當社神人夫役之事、禁裏様に御披露之處、即兩傳奏、片桐市正殿へ被仰出候處、然者御免除之旨如此に候、則市正殿御返禮被遣候、以此旨御番等無懈怠、可抽祈禱丹誠之由、本〇所候也

三月二十四日

伯家雜掌英永 花押

攝津西宮社家神人中

御懇書令拜見候、如仰先度者御門前迄參候へ共、御番之由にて罷歸候、次に西宮

社人役義の事、兩傳奏御衆、市正に被仰聞相濟候義、被成満足候旨御尤に候、拙者同前に存事に候、何様貴面之節、毎事可得御意候間、不能詳候、恐々謹言

慶長十四年三月廿七日

片桐主膳正 花押

白川民部殿

又社中文書に

昨曉茨木へ市正殿我等も相越候、對殿様相背事無之候、其元少も〇遣在之間敷候、在々百姓へ此旨可申聞、其他火用心堅可被申候、猶理齋可被申候

十月二日

主 膳 正 花押

西宮社家中

先度も如申入候御戎御供米并南宮八幡御〇、去月御寄進米榭〇二十石之通儘に相渡候へと青木村へ申付候て、今日其津へ遣候、御請取尤に存候、京都へも右之趣可被仰上候、恐々謹言

尙々八木御請取之切手此者に可給候已上

西宮

三九



武庫の川千鳥

十月十七日

四〇

若松四郎兵衛 花押

相模理齋 花押

南宮社家衆中

慶長十五年秀頼公梵鐘一口を寄附せらる是亦社中に現存す其銘

奉建立攝津武庫郡西宮

御戎之鐘 一口

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂

大檀那武運長久息災延命之處也

洛陽三條 鑄物師 藤原徳左衛門國寶作

慶長<sup>庚</sup>十五年三月八日施主敬白

慶長の終に至り、大阪亂には此地異狀は無りしが、松平武藏守、守備の任に當る、左の禁制文あり

禁制

西宮

一 當手の軍勢甲乙人濫妨狼籍の事

一 田島立毛莉取事

一 百姓に非分の義申懸る事

右之餘々若相背輩於有之者速に可慮嚴科者也如件

慶長十九年十月十八日

松平武藏守 花押

此松平武藏守は、池田輝政の男池田利隆なり、大阪の役に尼崎城郡代、建部三十郎未幼少に依り、姻戚の故を以て武藏守加勢を命せられて、此西宮地方を警備せしなり

西宮には古來傀儡師と云ふが有りて、諸書にも傳へて有名の物なりしか、何時代に始りしか更に知るよしなけれと、其業を營む者古く傳承し來りて、世に西宮は人形をして技藝を演せしむるの起原の如く云へり、其傀儡師の住めりしは、西宮神社の北二丁許に産所と云ひし小部落にて、神主家の記録に、元祿の頃三四十戸許有り、皆其技を業とし、笠井治郎兵衛攝陽藩集に云 其外、座本四郎三、八郎兵衛、上

西宮

四一



るり太夫、茂太夫などの名見え、正徳年間には、時の領主尼崎の松平遠江守の夫人此産所へ數々人形芝居を見物に來りし事ありたれば、比較的盛んなる物なりし也。文化年間に小六、吉次郎などの座本見ゆ、演技場は天保頃迄存在せしも、住民は衰へて四五戸と成りしかば、其頃終に今在家町に移轉し、人家も天一神社と云ふ小祠を残して皆西宮に入る、其後、人形吉と云へる者其流を汲みて、自分人形を製作しつゝ、時に元の同業者を誘ひ、他よりも雇ひて時々興行を爲し、諸地方にも聘せられなごして有りしか、三十年許以前に斷絶して、今は其技を繼げる者皆無と成りて、全く跡を斷てり、而して産所は世に謂ふ、散所、又は山所、なご、同し例にて、特殊部落程には有らさりしも、別なる種族の如く云ひて、普通民は婚せさりし也。扱此種族、即傀儡師か始祖とせる百太夫社は、西宮神社の末社とせるも古き事に、天正以前と覺しき建物の記録の中に見ゆれば、傀儡師も古昔よりの居住と思はる、いて之に關係せる諸書を少しく引出て、記録の有る天正以後と、又溯て院政頃の狀態と、女の傀儡をも左に述へん

昔々物語に、先ツ上るり、小哥、説經、加様の音曲近年とは事變り、先ツ上るりの始は、織田信長公大病後は大に草臥、夜も寢兼淋しかりし伽には、城玄勾當、角都勾當、小野於通と云ふ遊女云云、此人々上るりを作る、扱上るり語る計にては飽き給ふ故に、人形の仕形を作る様にと有て、西宮傀儡師を召して、文句のあやを仕形にして人形回す、是よりあやつり始まる云云

雍州府志に、自文祿、及慶長、監物某、並次郎兵衛某、招攝津西宮傀儡師、相共經營之、世事談に正保の頃薩摩太夫治郎右衛門と云ふ江戸淨るりの祖なり、法体にして淨雲と云ふ、其子薩摩太夫治郎右衛門、後に淡路丞縁なると受領せし西宮の夷かきを語らひ、四條河原にして鎌田政清か事を語り、人形をあやつる云云

江戸惣鹿子に、今の薩摩三郎兵衛、四代外記と云ひし者、琵琶法師瀧野檢校よりは是を習ひて、西宮傀儡師と語らひて人形に能をさせて、一日に五番つゝしけるに、淨雲と云ひし者外記の座に入り、一段つゝ間の狂言の如く語りけり、聞人却て能より面白く思へり云云



西宮傀儡師を云へる物、此外數多あれど、皆昔々物語より後の物のみなれば、然迄はさて悉は引き出でず、是等に據りて當時西宮傀儡師か如何の技藝を爲し、か又は淨瑠璃に合せし始めは推知する事を得へし、斯く信長の時代より淨瑠璃に合する事始まりて、藝術次第に進歩し、彌諸國に流傳し、賤民の身を以て貴顯の前に演技を試みる、光榮を蒙り、又淡路様の受領をさへ受くる者出來りし如く、彼れ等得意の時節も有りて、専ら業に従事し、久しく古來の技を傳承し來りし也、然れども是等正業の徒の外には、卑劣の徒も有りて、單獨に人形を舞して諸國に流離し、傀儡子記の所謂穹廬氈帳、水草を逐ふ的の輩も有りたりしなり

以上陳ふる所は、天正より以降の事に屬す、溯りて其以前の西宮傀儡師の状態は如何の物なりけん、未だ據る可き書に接せされど、世間既に行はるゝ傀儡師の事は院政の頃既に物に見えて、大江匡房卿か傀儡子記有り、頗其状態を知るに足る即左に

傀儡子者無定居無當家穹廬氈帳逐水草以移徒頗類北狄之俗男則皆使弓馬以

狩獵爲事或双劍弄丸或舞木人鬪桃梗能生人之態殆近龍魚曼蛇之戲變沙石爲金錢化草木爲鳥獸能驚人目女則爲愁眉啼粧折腰步醜齒咲施朱傅粉唱歌淫樂以求妖媚父母夫聳不識□□雖逢行人旅客不嫌一宵之佳會嬰嬰之餘自獻千金繡服錦衣金釵鈿匣之具莫不異有之不耕一畝田不採一枝葉故不屬縣官皆非土民自限浪人上不知王公傍不怕牧宰以無課役爲一生之業夜則祭百神鼓舞喧嘩以祈福助東國美濃參河遠江等黨爲豪貴山陽播州山陰馬州等黨次之西海黨爲下

男は狩獵を爲し、又巧に人形を舞し、戲に奇術なことをも爲したり、女は粉面妖粧、唱歌を諷ひ、且枕席を薦めつゝ、放縱浮浪、住所定めず、諸國を徘徊し、夜は百神を祭り百神は道神即百太夫なるべし下に云ふべし、喧騒舞雜して福祉を祈りしなり、西宮傀儡師も尙此行狀に漏れず、多くの男女任意諸國に出稼させしか如し、思ふに彼等は姪兒神の神話を語り、神徳を稱揚す、是を以て神慮を慰むる物とし、笛吹諷ひ雜して人形を弄し、良家の門戸に就て米錢を乞ひしなるへし今昔物語に伊豆國にての行爲に、笛吹諷ひ雜して各門戸を渡りし如く云へり、戎舞、或戎か



き、などの名も有るは、斯かる事より云へるにやあらん、又彼が一部の徒の、何時代にか淡路國に留まりて、其業を爲したり、三原郡三條村是なり、今尙座本上村源之丞ありて、彼の技を興行し、諸國にも出稼きす、淡路常盤草に

同村に木偶を操る者有り、是を道薫坊師と云ふ、道薫家の傳に、姪兒神滄海に漂ふ事多年にして和田岬にて、光る神となれり、時に漁人あり、邑君と號し、百太夫と稱す、姓は藤原、名は正清と云ふ、海上に見童有り、貌神の如し、託宣すらく、我は姪兒神なり、我宮殿無し、汝海濱に假宮を立てよと、即西宮夷三郎殿是なり、道薫と云ふ者有り、給仕して能く、神慮に合へり、道薫坊身まかりて後は、神慰まずして風浪起り、海陸苦めり、仍て百太夫此事を朝廷に奏し、勅を奉して道薫の形を作り舞しければ神喜へり、夫より百太夫國々を巡りて此術を以て衆神を祭れり、百太夫淡路に止りてより其術を傳へ來る是には道薫坊と百太夫とは別人とすれど西宮には同人と傳へたり

此三條も、舊くは産所と書きたり、西宮産所より出て、一の部落を爲し、か、將此地にも産所ありて、之に縁を求めて留まりしか詳ならねど、其傳統を西宮より受

しは事實なり、彼は祖宗の如く云へる、西宮なる百太夫社をも古く信仰せり○又大阪の文樂座は有名なる人形芝居の座なるか、淨瑠璃に據りて盛大を保ち來り人形遣も亦代々名手有りて大阪の一名物となりて名聲を擧ぐ、是は近代西宮に關係無きか如くなれど、其原は西宮傀儡師の餘蘖なるへし近年の名手と聞えし桐竹紋來りて百太夫社改築の事を謀りし事あり又攝津名所圖會の畫様に、傀儡師とて箱を首より胸に掛けて様々の人形を出だして、小兒に戯れしむる圖あり余か幼少の頃何地より來れるか首より胸に伏せ箆を持たせ、開く毎に操糸にて目を動かさせて箆の中の手遊物を種々取替へて見するに、替るが早いかなデヤコテンと囁し終りに聴の尾の如き物を出してキウクウと云ふを小兒ら面白がりて附隨ふ是をも傀儡師と云ひ他國には首掛芝居と云ふよし又一種には一尺許の人形を左手に持ち右手にて手足を動かかし、三番叟又は萬歳様の物を扱ひて目出度歌を謡ひつゝ、毎戸に米錢を乞へり是等は傀儡師の或一部が後世に至りて變遷せしにやと思ひたれど、前件傀儡子記に、砂石を變して金錢と爲し、草木を化して鳥獸と爲すと有ると、俗説ながら西宮の箱叩きとを箱叩きは姪兒神御箱の中より一の箱を出し、扱此箱を叩き給ふ響雷の如し、千萬の軍勢の聲をなせり、那賀須泥彦怖れて軍を返し給ふ是今に於て西宮の箱たゞきと云なせりと社記にあり、是は如何成所作か知らねど、和漢三才圖會にも引ける或紀舊事大成經なるへしの自箱中出賣物云云なごあるを云へるか甚取るに足らざる造言ながら、傀儡師ごもの唱へ出し、事なるへし取合せ思ふに、是等の類も早く平安朝の時代より此種族等が行ひ來りしか如し



又平安朝頃には、遊女を傀儡と云ひし事有り、くゝづと云へり和名抄、傀儡和名久々豆の字を讀めり、莎草を編て袋にしたるを云ふ、裏を眞ひありきて、鼓曲をするを以て云ふなるへし、云へり思ふに斯かる女を指せる隱語なるへし。前述の浮浪傀儡師等の妻女どもなれば起りし名なり、傀儡子記の云へる如く、粉粧を事とし、宿驛の旅舎に就て謳ひ囃して旅情を慰めんとし、枕席をも薦めて一夜の春を賣りしなり、中には賤民なからも有福の者も有りしか如し時に、偶男に散ひて人形を舞い、事も有りたらん。昔時、上下を通して此興を買ひて慰みしなり、是は當時一般の風習にて、世之を怪まさりしと見ゆ、故に籍紳家も詩に賦し、歌に詠して、文壇の一興とせり、左の詩歌は當時の彼等が情態を知らる可ければ引出つ

日本詩紀市川寛齋編

○傀儡子 藤原敦光明衡の子式部大輔天養元年卒

穿廬蓄妓各容身、山作屏風苔作茵、棲類胡中無定地、歌傳梁上有遺塵、旅亭月冷夕尋客、古社嵐寒朝賽神、貞女峽邊難接跡、望夫石下欲占隣、秋籬花悴蕊知夜、青家草踈馬待花澁州傀儡子所居謂之青家、閑亭短榭談笑好、一時輕勿訝交親

○傀儡子 法性寺入道藤原忠通也忠實之子關白太政大臣長寛二年薨

傀儡子素往來類、萬里之間居尙新、占宿獨歌山月夜、尋蹤不定野煙春、壯年花落寵光女、暮齒蓬盧留守人、行客征夫遙側目、是斯髮白面空皴

○傀儡子 藤原基俊後家之子左衛門佐保延頃之人

秋月出關卦遠城、傀儡群至妨行々、契結旅店霜涅夕、歌居驛亭月落裡、翠黛紅粧爲己任、郢歌楚舞感人情、曲終憫然謝遊子、□向斯□契一生

○傀儡子 中原長國重頼之子長和頃之人

傀儡子徒無禮儀、其中多女被人知、茅簷是近山林搆、竹戸屢追水草移、旅客來時心竊悅、行人過所眼相窺、歌應折柳是家産、業不採桑何土宜、宛博蛾眉殘月細、蟬娟嬋鬢暮雲垂、千年芳契誰夫婦、一夜宿緣忽別離、賣色丹州容忌醜丹波國傀儡女容良昔醜故云也、得名赤坂口多髭三河國赤坂傀儡女中有多口髭之者號曰髭君故云、施朱傳粉偏求婚、嬖嬖幾祈神與祇

詞花集六別の部東へまかりける人の宿りて待りけるに、曉立ちけるによめる

くゝづなびきくゝづは傀儡女なびきは名、康治以前の人



○はかなくも朝の別れのをしき哉、いつかは人を長らへて見ん  
新續古今集十編旅の部東の方より上りけるに青葉と云ふ處に泊りて侍りけるに主の意ある様に見えければ曉立つこと

堪覺法師 (文永以前の人)

○知るらめや都を旅になしはて、猶あつま路にさまる心を

返歌

くづ侍従 (文永以前の人)

○東路に君かこゝろはさまれども、我も都の方をなかめん

續詞花集雜下 傀儡に代りて

能因法師 (康平頃の人)

○いつくとも定めぬものは身なりけり、人の心を宿とする間に

是等の遊女を傀儡と云へるは、畢竟彼の人形を舞はす傀儡師の同族なれば、自其名を被り、近江の野上、美濃の青墓、三河の赤坂等の宿驛には、山作屏風、苔爲菌、底の草屋を構へて假居せしなり、而して此輩は特に百太夫、一名道神を祖宗の如く尊信し、福祉を祈りて恩頼を蒙るものと爲す  
上に掲げし傀儡子記に祭百神と有る百神は百太夫を云へるならん 百太夫を

祭る事は、當時彼遊所に名高き江口、神崎、蟹島なる遊女等も、尙崇拜せしなり、匡房卿の遊女記に「上自卿相下及黎民莫不接牀第施慈愛、又爲人妻妾、殘身云云、特事百太夫、道神之一名也」と有る如く、斯る賤業を爲す者の一般の風習と見えたり、されば後白川法皇の御撰なる梁塵秘抄にも

遊女の好む物、雜藝、鼓、小端舟、大笠かさし、ともとりめ、男のあいゝのる、百太夫京よりくたりしとけのほる、しま江にやたてゝ住しかと、そも知らず、うちすてゝ、いかに祭れば百太夫、験なくてはなの都へかへすらん

など記し給へるを見ても、當時遊女、即傀儡師の百太夫を尊敬せし一斑を知るべし。

斯く西宮傀儡師を云ひて、中昔の傀儡師か状態を辨し、順序として女の傀儡の事をも述へしか、尙彼れ等か崇拜せし百太夫は如何と云ふに、西宮神社の記録に

傳曰此浦に道君と云ふ翁あり、姪兒神を慰奉るごとて、小き人形を作りて舞しむ是西宮人形舞しの因縁也、又此邊の諸人子産れて百日と云ふに此社に抱き來



りて、米もて作れる餅飯の粉を其顔に塗る、此故よし有る事にて、百太夫と申事は世の人自稱へ奉りし御名なり

と有れど、素より百太夫の年代も詳ならず、傳記も西宮と淡路に有るのみにて他に一切見る事無ければ、恐くは假名なるへし、遊女記に百太夫一名道神なりと斷言して有れば、所謂或種の道祖神なるへく覺ゆ、斯くて西宮神社の末社として、古く祭り來れるは元は境外に有り思ふに始め傀儡師等か尊信し、彼等か人形道を尊くせん事を欲し、姪兒神の當時世の信仰篤かりしに因縁を求め、有らぬ説を構へて姪兒神に近寄せ、人形の所作に造り爲しなとして、傳播是勤めしが、いつしか世の信する所となりて、終に、末社と爲りしにもあるへし、又百太夫一名を道君とも、又道君坊とも有り、道祖神を意味せるか、思ふに世間人形をデコ又はデクと云へり、道君の約言にて、人形舞しのデコノボウは道君坊なるへし、尙云はま欲しき事頗多けれど、傀儡師研究的に亘らん事を避けて、單純に一斑を物せるのみ因曰余明治二十三年に磐梯樟船を畫きて、傀儡師の事をも附記し、百太夫の事にも及ひしか、百太夫の事は後に思へは淺見にして、未考の足らざる点被是あれは訂正の期を久しく俟ちつゝ有りしか、幸に今度茲に改む、又男太郎も曾て講究する所あり

て、傀儡師の研究と題し、其考を披瀝し、皇典講究雜誌第四十八號より五十二號に至るに連載したり

今津

今津は津門村の分村なり、上今津を其先なるへき和泉の人始めて居を占むと云へど其証を知らず、酒造に據りて村名高し○應仁記に、弘治二年津浪の條、又永録四年越水城包圍の時とに村名見えたり、此地に慶長頃より以前の事の書籍に現れし物有りや無しや、淺學の未だ目に觸ねは暫口を鉗む

津門

今津村の大字と成れれど、元は今津村の母村なり、上古の地理を按するに、武庫川の砂嘴未だ今日の如く南に斗出せざる頃は、武庫の海濱は、此所より漸次東ざまに北に灣入して、武庫の入江を爲し、なり、津門は津の口にて、武庫海濱の東南の突端なりければ、神崎、大川尻、難波、長柄より水運の便ある好位置を占めし地なり



けんと覺ゆ、日本紀應神の卷に、阿知使主を吳國に遣はして、縫工女を求めしめ給ひ、吳織漢織を伴ひ歸りて、津國に至り武庫に及ぶと有る其途次、此津門に寄航せしか如し、津門に接する松原神社境内に、吳織漢織ノ松、及染殿ノ池有り工女は武庫村に上陸し池田に至りしならん、其地を都努ツヌの松原と云へり、都努の松原は萬葉集に武庫村の條に辨す、海士をとめいさりたく火のおほしく、都努の松原おもほゆるかも

吾妹子に猪名野は見せつ名次山、角の松原いつかしめさん

と有りて、當時夙くも有名の勝地なりしを知らる(名次山は西宮の北の岡を云ふ延喜式名次神社あり)、姓氏錄攝津國皇別に、津門首櫟井臣同祖米餅搗大使主命之後也と有り、此地に貫す、而して村中に二座の古墳有り、一は鬼塚と云ふ大塚、權現塚とも呼ひしが、明治五年鐵道敷設の際破却して、今大塚池と成れり、今一つは稻荷山と云ひて現存す、津門首等か祖先の古墳なるへし、又以て舊地なるを語れり、殊に明治初年に、宇北の垣内に銅鐸を掘出し事有るをも思ふへし、○攝津志に、津門の中道と云ふを記して今の國道を指せり、此中道と云ふ名稱は、今は世に忘れられて更に知る人有らねと

其書の成れる享保の頃には古名の言ひ傳はりて有りしなり、名義は考古の上に於て妙味あり、思ふに此中道と稱するは今の國道には非すして、津門より瓦林、守部、生津、西富松を経て、猪名野に通する道路を云へるなるへし、今は田舎間の寂寞たる物なれども、凡古昔の武庫の入江を傳ふ海岸線にて、當時は往復頻繁の街道なりしなり、然るを中昔津門より分岐せる今の尼崎、大阪に通する海岸の道路開け、北には京都街道あれば、其中間の古道なる故に、津門の中道とは云ひしなるへし、尙武庫村の條參照すへし、○淨土宗、松原山、昌林寺あり、都努松原の古名を冒す是は僧源賢の草創とす、源賢は源滿仲の息、幼名美女丸と云ふ有名の人なり、本尊阿彌陀佛は國寶と爲れるが、此人にして此佛像有るは素より宜なり、攝津源氏の惣領滿仲の子にして、此所に佛寺を創むるは、猶樞要の地を撰しか如し、○爰に又古地を知るへき一の徵証あり、舊藩時代の草高なり、其石數は、青山氏尼崎藩の時、千三十七石余にて、櫻井氏の領となりて、千三百十石餘となる、武庫、菟原兩郡の中に西宮を措きての最高にて、千石以上なる村は他に一村も有らず、畢竟上古に廣漠



なる沿海を境域とせし餘澤にて、中古は尙、上今津の地も加はりしなり、以て當昔の状況を察するに足る。○如上の歴史と地理とを綜合して往昔を推測するに、津門の地は、武庫川以西、瓦林より西宮の地に掛ての總名にて、武庫の要津として、販販の地なりしならん、萬葉集の所謂探勝の旅客も數多有りたらん、漁火たく磯屋の烟も間斷なかりしならん、碇泊の船舶も絶えさりしならん、洵に武庫の要地なりしと云はんぞ欲す

## 鳴尾

鳴尾は武庫川流末の砂土より成りたる地なり、又成尾とも書けり、鳴成は假字にて、なるは高低の寛斜なる、なるき地を云ふにて、土地の寛斜面の、尾先の意を以て名付きたるなるへし、歴史地理と云ふ雜誌に、柳田氏地名雜考奈良の條に、ナル、ナロ、と活用する説あり、贊くへし、故に此地古昔の状態は武庫川より流出せる沙土の、年來堆積して、かゝる地形をなし、なるへければ、斯く云へるなり、扱鳴尾は、和

歌の撰集以來、文詞に謳はれて有名なる地なり、然れども思ふに、今の本村は後に開きたる地にて、八松、松村、即國道以北の邊ぞ元の地ならん、中古文詞に謳ひし物悉松を稱せり、是等小字は昔の風致を語るに似たり、然るを何時代か詳ならねど、武庫川決潰して枝川成り、其時貨害の渦中に没して、家屋耕田を失ひし人共の中に、武庫川との間の荒蕪なる沙原の地に遷り出たるが有りて、次第に開墾發達して、終に今の如き大村とは成りしなるへし、寛平、延喜の間に、隣村の小松村開拓して、初め濱村と稱して、海濱なりしを思へば、此頃鳴尾は今の地にては聞えず、而して枝川は武庫川決潰して、爲に初めて成りたるへし、其由は、天正年間鳴尾村灌漑の水に乏しく、枝川の河底に暗渠を通して、川の北方なる瓦林村の水を引しより、瓦林と大に爭論して、終に人を殺傷す、天正廿年十月、官の裁斷によりて、鳴尾の首謀者廿五人死刑に處せらる、之か爲に志望は容られて、學村永く其水利に浴し、百頃の耕田を容易に養ふ事を得るに至れり、此事は、上鳴尾の淨願寺に在る、天明七年の殉難碑に依て知らる、扱鳴尾の此暴舉に出でしは、思ふに理由有りてなるへ



し、其は枝川の未だ無かりし時代は、正しく瓦林は、正北に當りて、水理の上流なりしを、枝川成りて爲に横斷せられ、以來若干年間困難を忍ひつゝ、有しが、鬱勃の情禁する能はず、終に舊因を楯とし、憂憤破裂して此舉を爲し、ものゝ推斷せらるゝなり、かゝる理由有れば、枝川は武庫川の決潰に依りて成り、爲に鳴尾の南移せしものと推測するなり、故に枝川の初て成りし時代は、天正より餘り遠き昔には非ざるへし、因曰、重篤應仁記に早損と大洪水の事を云へり左に摘載す

弘治三年 大正七年より三  
百六十二年前 五月廿六日ヨリ八月九日迄、天下大旱魃ニテ、雨一度モ

降ラス、諸國ノ作毛悉枯果テ、田畑空シク赤土ト成ル、餓卒路ニ滿テ夭死ノ者多シ、近年無双ノ大飢饉ナリ、今茲金一兩ヲ以テ米五斗ヲ交易ス、前代未聞ノ事ト云ヘリ、又同年八月廿六日ニ、朝ニハ東風頻ニ起テ夕ニ大南風ニ吹替リ、急雨益ヲ傾タルガ如ク、蓑笠ヲ打徹シ、國々數多洪水ス、中ニモ攝津尼崎、別所、鳴尾、今津、西宮、兵庫、前波、須磨、明石ノ浦々へ大浪打掛高潮指上ゲ浦々民屋悉引流サレ、死亡ノ者幾千萬ト云數ヲ知ラズ、去文明七年八月六日ノ洪水ニモ、如是有ケル由

古老ノ者共言合ケルガ、其ヨリシテ今年迄、八十年ニ當ルト云ヘリ (瀨田村淨明寺の文書にも文)

明度の大水害を云ひて、文明七年八月六日、大風吹て、大風陸に揚り、人家没落數千人の死亡ありとあり

又村に左の古文書有り

禁 制

- 一 軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事
- 一 放火の事
- 一 田畑作毛刈取之事、付竹木伐採之事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速に可處嚴科者也、依下知如件

慶長五年九月廿五日 本多彌八郎奉之

本多彌八郎は何人か、徳川家康帷幄の重臣に、本多彌八郎正信あり、上野八幡に封三萬石を食み、元和二年歿す 十九年七 此人にや、然れども慶長五年九月は、恰關原戦の前月にて、家康既に美濃國に出陣せる時なれば、大阪方と確執熾なりし際、其臣本多正信の此地方を守備せる事有るへくも非ず、恐くは同名異人か、姑く疑を存ず



小曾根

曾根、長曾根、大曾根、曾根崎、曾根田、曾根島など諸國に多き地名なり、新撰字鏡、确を讀めり、石交りの高地を云へるにて、武庫川流末の砂原なればなり、和名抄、武庫郡曾根郷は即是にて、小松、鴨尾は元より、瓦林へ懸ての郷名なるへし、瓦林は枝川を隔てたれど、枝川は和名抄の成りし延長よりは後に出来たる物なり、然れば中古枝川の無かりし頃は北方に廣かりしなるへし、附て云ふ、後に里人川合茂兵衛の言に據るに、古昔枝川西畔に曾根村有りて、小曾根は其出郷なりと、洵に我意を得たりと云ふ可し、果して、上瓦林の字に曾根あり、現今の地形を觀れば大なる枝川の堤防を隔つる瓦林附近の、此小曾根と同じ郷なりとは想像の及はざる感あれども、武庫川の決潰により、枝川成りて曾根郷を中斷せしなれば、聊も疑ふへきに在らず

小松

延喜年間廣田村より岡司氏出て開墾し濱村と名付けしと云へり、其以前寛平中より着手せしも、風浪の爲に失敗し、終に延喜に至りて成効せしよし、岡司宮今の岡太なり、由來記に云へり、岡司宮は今の岡太神社にて其岡太と云へるは、廣田の東に廣田村の内と云ふ地あり、其所に岡太神社あり、開拓者の故地なれば、其分靈を齋ひ奉りて、氏神とし、廣田五社を末社に祭れるなり、高治二年武庫川決潰の時岡太神社末社口畔に傳ふ、和田之を鎮祭す、今の和田神社なり、和田にては本社の漂着せしと傳ふ、前名の濱村を小松と改めしは、時代知り難し、又此地も松を以て聞えし小松崎なり、されど夫木抄の「難波瀉浦風寒み沙滿ては、小松の崎に千鳥啼なり」の歌を此地に擬する人あれど、之は西成郡江口の西に接する小松村なる事は、歌の上を以て窺ひ知らる、又東鑑、平家没官領、小松庄と有り、是は此地かと一度は思ひたれど、西成郡の方には、同村の西に、西新庄、東新庄も有れば、地名辭書の云へる如く、此小松には非るが如し、されど村中の野中に、小松重盛卿の塔と云へるか有りて、今は岡太神社内に移せるが、思ふに此地も或は卿の領地なりしか、古き因縁あるなるへし



瓦

林

外三村

河原林に作れるもあり、武庫川の西畔にて、古昔は河原の松林なりし事想像に難からず、故に命名せしなり、今、瓦林上瓦林、下瓦林の三に分る、瓦林を舊名御代と云へり、此地方は小曾根の條に云へる如く、和名抄の曾根郷に當る、上瓦林の東なる田地の字に曾根有り、里俗元屋敷と稱す、人戸は有らねと蓋古昔の曾根郷の遺名なり、曾根廢して後に瓦林村興りしに似たり、○太平記に正平十七年云云、和田楠は三國渡より打渡り、小屋野、富松、河原林へ勢を差回してと有り、○京都、等持院文書に應永十九年九月七日、足利持氏將軍、攝津國東河原村、瓦林村を寺領に宛し事見ゆ、○攝津志に、瓦林城、瓦林氏累世居之、康安中有河原林彈正左衛門者、元龜中城廢とせり、上瓦林の廣林山極樂寺に河原林三河守の位牌あり、廣林院殿前三州安山養徹大居士、元龜元年庚午年九月二十八日とす、寺は同氏の築造なるへし、里人吉井忠兵衛三河守家臣の裔なりと云ふの言に、今の日野神社々地は里俗其城趾なりと云へど、實

は其附近なる字、城の前と云ふ地に在りしなりとなり、思ふに河原林氏は、攝津志云ふ所の河原林彈正左衛門の系統にて、代々の土豪なるへし、而して三河守は前引越水の條に云へる如く、永祿七年松永久秀に屬して、池田丹後守と共に越水城を守れりしを、永祿九年三好の屬將、阿波の篠原長房に襲はれて潰走す、其後所在は見えされど、極樂寺の位牌と、攝津志の記に據れば、元龜元年歿して同時に居城も自然廢滅せしなり、又、芦屋の鷹尾城、及越水の城主たりし河原林對馬守政頼も、此地の人かと思はるれど、島下郡の大名と記せる物有れば別か、姑疑を存す、○足利季世記に、高國細川は丹波、山城、攝津に相觸れ、永正十六年十一月二十一日都を出て十二月六日池田に着き、越水城の後詰として、小屋野、九十九町、高木、河原林、武庫守部、水堂、濱田、大島新田、武庫川上から下まで陣を取る云云見ゆ、○隣村に上新田、中新田、下新田あり、皆武庫川の砂城より成れる林野を開拓せしにて、上新田は助兵衛新田とも云ふ、中新田は五郎右衛門新田とも云ひて、寛文の頃、上瓦林の人吉村五郎右衛門、岡本權右衛門、外三名の開墾に係り、下新田は久右衛門新田とも云



ひて、是も寛文年中、西新田の人、櫻井久右衛門來りて開拓す、今代房二其裔なり

大市

上大市、下大市あり、古昔の市場なりしより村名起る、諸國に一日市、二日市、上市、下市、なご有り、皆四方の士女の集りて物貨の交換を爲し、所なり、此地亦然り、下大市は西國街道に接したるをも思ふへし、近時大市は大内の訛なり云ふ人あり、藏人村に孝徳天皇の行宮有りし時の遺名なりとす、餘りに迂遠なる説なれば、余は確はず、何時代の事か詳ならねど、地方の一要地なり、西國への通路なれば、旅客往復も多かりしなるへく、加之甲山の神呪寺、川邊郡の毘陽寺の隆昌なりし頃は、其間に介在して、兩地の特に便宜とせし時代の有りたらんと推考せらる

神呪

古くは神尾カシノと稱せしなり、太平記に觀應二年云云、只先づ其城を擱き、討手の下向を相支へ、神ノ尾、鷲林寺、小清水の邊にて御合戦候は、云云と見ゆ、享保以前の或

石高帳、及攝陽群談にも神尾とせり、攝津志に、神呪寺呪一に尾に作る、と云へは夙く神呪寺とも云ひしと見ゆ、然るを明治初年迄は神尾村と神呪寺村と二村になれり、思ふに是は正徳、明和間の石高帳に、神尾村を二分して、一を上林又兵衛御代官とし、一を平野善太郎知行とありて、神呪寺村は無し、領主二人あれば、此頃以後に神呪寺村を分立せしなるへし、而して明治五年頃より合せて神呪寺とし、大正六年又改めて神呪村とせり、續日本紀、天平神護二年、攝津人甘尾、雪麻呂、賜姓井於連と見ゆ、甘尾は神尾なり、古書に神南備カシノノヒを甘南備カンナノヒと書ける例あり、甘尾、雪麻呂は極て此地の人なるへし、奈良朝既に其名見ゆ、以て古き地なる事明し、扱甲山の神呪寺は、天長五年、淳和天皇の妃、如意尼の草創とて、元亨釋書に詳記す、今は僅に一坊のみなれど、古昔は大刹にて、諸坊も數多ありしが如し、東の麓なる神呪村との間に山門の跡あり、其山門以内には子院の並列せし遺跡の明に存して、流石に昔時の面影見ゆ、本尊如意輪觀音を始め、四体の佛像の國寶となれるを以ても靈地とせるを思ふへし、而して寺號の神呪寺は、村名の神尾より起りたるなるへし、神尾カシノを神呪カシノと



移し、之を音讀して神呪寺と云ひ、終に村をも神呪寺村と呼ぶに至れり、兎屋の地名より昆陽寺成り、昆陽寺より村名を昆陽の字に改めしも同例なり、又曰ふ神呪村と甲山即神呪寺との間に上ヶ原あり、此上ヶ原臺地を古く神尾山と云ひしか如し、其故は應仁記に、細川澄元が越水城を包圍する時に、甲山の南、鏡尾山に陣を据うと有る鏡尾山は即神尾山の訛りなり、尾は峽にて、日本紀に活田長峽國、又大津、停名倉長峽、住吉も同く山の峽を云へり、或思ふに神尾村は古昔此臺地に在りたりしを後に移りて今の村落を爲したるへし、廣田の條、上ヶ原の條にも云へる如く、此臺地は廣田大神の最初の御鎮座地なり、彼是考合するに、神尾は上古廣田神社に深き關係の有りしなるへし、○因曰、神呪寺の本道は、神呪村より登るが表の道なりし、今は西宮より六軒新田を経て、水大師と云へる堂の東に出づるが專と成り、緣日には電車の便出來て後、彌盛になりたれと是は昔時の間道なりしを時勢の狀況に依りて、自斯は變移せり、古昔の本道は、神呪寺より上ヶ原臺地を過ぎ、甲山の尾の上を傳ひて寺に達せしなり、村より上ヶ原臺地の間は、今は僅に小

徑而已残りて、田夫のみの通路と成り果てたれと、明に山門の跡あり、山門内の山路も今尙完全なる物にて、往昔の隆昌を察するに足る、如何さま草創の當時は、京都及近畿地方より、武庫川を渡りて神尾を經しが、甚便利なりしなるへし、又隣村の門戸村も、神呪寺の寺領にて、寺門の民戸といふ意なるへし

### 段ノ上

段の上は近時上字をも字音に稱するが多くなれり、余が壯年の頃かゝる稱呼は有らざりしなり、段ノ上の事喜田博士説有り

攝津も十三郡、普通の例に據れば三個の軍團か有るへきて、少くも其一つは西攝武庫地方に置かれたて有りませう、今甲東村に段の上と云ふか有る是は思ふにも、段の上、段の下と二つに分れて居た地て、段は團の名の假名て有らうと察せられます、軍團の有つた地に「ダン」の名の遺つた例は、長門の檀の浦を始として、他にも多い、段の上の附近には大市と云ふ地も有て、古昔市場か設け



られ、其地方の股脈の状が察せられます

と攝津郷土史論の中に見ゆ、適説と謂ふへし此の條は出版の際補入す

### 小林

小林村は武庫山脈の東に盡る處の、東面の山麓にありて、武庫川に接す、村名の意は文字に顯はる○枕草紙に峯は、讓葉の峯とせしがあり、即此地の山なりとも云へり○地理志料曰、新熊野養和元年の院宣、攝津小屋、小林庄、奈佐原庄、勸仲記、弘安七年條、又有小林郷とせり○此地に昔時小林の湯と云ふが有りたりと見えて、藤原光經集群書類從所輯に、貞應二年十月に浴湯して、馴染みし遊女に昆陽野にて別るとて歌を詠して與へし事を記せり、此小林の湯とは隣村伊子志村の鹽尾の湯、即ち今の寶塚の湯をいへるか○此小林村、鹿鹽、伊子志の諸村を、攝津志に領家庄と云へり、今新村名を良元とせしは領家の轉か、領家とは昔公田に非ずして、貴族又は社寺等の、權勢家の私有田にて即庄、其土地と人民を所有する家を云ふ、其土地に

は庄司ありて土着せしなり、是は平安朝以來に多く行はれし事なり、故に此領家と云ふは其名の残れるなり

### 伊子志

伊子志の子の字從來説あり、孫の扁を採れるに似たり、此地は武庫川、河流の、山間より平野に出る所にて、川幅廣く堤防粗なる砂礫の地にて、磯石の意にやあらん○村より八丁許北方に寶塚温泉有り、寶塚の地名は、武庫川の西岸、即ち此温泉より西南に亘りて、寛斜の丘陵あり、數多の古墳存す、故に高原塚タカハラツツカと稱せしが訛りて寶塚と云ひ習はしゝなり、一個の塚の名には非ず、對岸の川面村にも寶塚と云ふが有るよし、尙同し例なるべし、扱此伊子志村の温泉、即寶塚の湯は、其質冷泉にて熱を加へて浴客の保養に供す、近時旅舎増殖して大に名聲あり、六七年前、箕面有馬電氣軌道會社の計畫にて、對岸の川面村の地にも亦新に浴槽を設けて、武庫川に橋を架し、寶塚新温泉と稱し、共に遊樂の所と爲す、舊の冷泉は昔時鹽尾の湯と



稱して世に知られし物なり、然るを余か壯年の頃は、世に忘れられて問ふ人無く  
 斷崖の下なる武庫川の岸汀に徒に放棄して有りけるを、今より三十年計以前生  
 瀬村へ通する道路を新に開設し、山脚の斷崖は直に河中に瀕して道路は無かりしなり、故に生瀬村に行くには川を渡り小瀨村に入り川面村を経て再度武庫川を渡り同村に達す、然らずは山中に入り小徑を探りて生瀬村に出しなり。次て何人か冷泉を修造して浴室を設けしが、爾來  
 今日の發達を見るに至れり、又此地を和名抄の賀美郷カミに擬する人有れど、余は石  
 井郷なるへく覺ゆ、賀美郷は對岸の川面村、見佐村を採るへし、是武庫郡の上カミなり  
 川面、見佐は今は川邊郡なれども、明治二十二年迄は武庫郡に屬せしなり、而して  
 余か此地を石井郷に採る所以は、和名抄、伊豫國に井ノ上郷有り、道後温泉是なり  
 故に石井は鹽尾の泉井によりて、然は云なり、尙他に井泉を求むれば、生瀬街道小  
 林と鹿鹽との間の路畔に今も清泉の噴出する所あり、參考とすへし

鹿カ 鹽シホ

鹿鹽は借字にて、樫生カシフの轉なり、近傍讓葉嶽あり、小林村ありて、植物に據りて名あ

り、特に適例を尋ねれば、延喜式に、近江國石部鹿鹽神社有り、是は甲賀郡栢木の地  
 にて、其地名より取れり、又大和國川上鹿鹽神社あり、是は吉野郡樫尾村に在りて  
 其地名より移れり、以て証とすへし、故にこの地も、古昔は樫尾と書きしなり、尾オは  
 生フの轉なり、然るを世に鹿鹽の字義に據りて、有らぬ説を立つるものあれど、余は  
 斷して隨はず

武ム 庫コ

東武庫、西武庫、武庫庄あり、郡名ともし名を負て武庫川の東に接す、されど地誌を  
 唱ふる人從來多くを語らず、畢竟此地歴史に現れず、少しく邊陲の土地なればはに  
 やあらん、和名抄の武庫郷にて、東鑑には武庫庄、又武庫御厨見え、姓氏錄に、武庫首  
 百濟國人、片禮吉志之後とす、古く郡衙を置れし地なり、郡名ともし村名の地を郡  
 家の地とする事は地理學者の定説とす、郡家とは其郡の廳にて、大領を長官とし  
 小領、主政、主帳など云ふ官人を置きて、一郡の政治を爲し、所なり、されば續日本



紀天平神護二年に、武庫大領從六位上、日下部宿禰淨方の名見ゆ、此人錢百萬、相傳一千枚を朝廷に獻し、其賞として、外從五位下に叙せられしよし同紀にあり、大領は累代其地に住めるものなるか、此頃の錢百萬と云へは莫大の物なるへし、希有の富豪なりしと思はる、之に付て云ふ可き事あり、武庫村の東北十町許なる、友行村武庫村の大字に一の圓形荒墳有り、主墳は步測經十二間にて幅約二間の環溝存し、外に幅三間、若は五六間、高さ一丈許の土居を回らす、惣反別二反五畝廿七步、主墳の封土は過半他に搬出せられて、西側に残れる一部の高さは、濠の底より約三間有り、石棺、石槨は無かりしにや、一個の殘片無く、又祝發の破片だに無し、斯くの如くして、外圍の土居の大なるに對して、内部の環溝及主墳は小なり、予淺見なから、奈良朝以前に係る、古墳の制とは、其構造少しく異なるを知る、是前述の富豪、武庫大領、日下部淨方の墳墓ならんか、維新前は多少樹木も有りしよしなれど、今は全くの荒地と化す、而して此所の字を城の腰と云ひ、荒墳を眞光寺山、又觀音寺山とも稱す、村中に靈應山觀音寺あり、村の西端にて荒墳より東南二町許同寺の縁起を見るに、年號は享保も稱す、

略上 往古此わたりに、難波の長者何某と云ひし者、妻女一子の無きを愁ひて、丹誠無二當寺を頼み云云、境内の風光、四顧案然とかなふ、西には頭巾かしろの山伏家、青面金剛の名にし、ふ庚申山の鳥の音に、いる月弓も俗に納る、城の腰には長者堀、澤邊に生る杜若云云

と記したり、長者の傳説の有りし事は此文を以て知らる、古墳を當時庚申山と云ひしにや、而して荒墳の東に接する稻田の境畔を見るに、堀の形跡全く備る、初重の跡か疑ひしも他の三方面には此形跡無し、城の腰は此字なれば、是を長者堀の遺跡なるへき、友行村には他に少しの傳説無けれど、荒墳の形狀、土地の關係且は長者云云など、彼は綜合して考ふるに、大領日下部淨方の墳墓なるへく思はる

○孝徳紀大化三年十二月、有馬より還幸の途、武庫行宮に停まらせ給ふ、此行宮を攝津志に藏人村とせり、然れども志より十年前に成れる攝陽群談は、羅山文集を引きて、兵庫の地として一定せず、故に思ふに、此行宮も武庫村に在らじか、今日の地理を以て見る時は、疑はしき感有れど、天平の昔、武庫村は武庫の入江に臨み、殊



に郡衙の地にて地方の都會にも有り、難波長柄への船楫の便あれば、有馬郡地方へ往還の渡口なりしならん、然れば御願路として不當にはあらぬなり○又東西の武庫村は元來國領なるが、東鑑に御厨とも有れば、或時代には神宮の御領地に宛られし事も有しにや、武庫庄は所謂庄園なり、大字の常吉、常松、時友、友行、守部の諸村の、皆人名を負へるは、所謂名田にて、在廳郡司等か開墾せし私田の、後に庄園郷保に錯雜せしもの、名殘なるへし此諸村は今皆合併村なる武庫村の大字なり又南に接して生津村あり、生津は新しき津と云ふも同義なれば、武庫村の新土地にて新津の意にやあらん大正二年此地大に旱す村民共同の井を穿つ深さ一丈に及びんて夥く芦の根出づ其下に經二尺計の埋木を發見せし事あり○扱武庫の入江は萬葉集に、天平八年六月遣新羅使人等悲別贈答と端書有りて

武庫の浦の入江の洲島羽ぐゝもる君を離れて戀に死ぬへし

とあり、此入江は天平の頃には猶現存せる物なれば、當時の地理を推測するに、武庫川は素より今日の如くならずして、川口は今の國道大坂街道より尙北なりしならん、斯くて川口には大島ありて、入江は其邊より次第に北に灣入して、東富松か南

野邊迄に及びしなり南野は猪名野の南端なれば此名あるへし其邊を昆陽の入江、昆陽の浦と稱したり、而

して現今津門村の北より、瓦林、守部、生津、西富松を経て、南野村に通する一條の道路有るは、是そ其時代の海岸を傳ふ街道なりける、陸地測量部二萬分一の地圖を見れば、明瞭に其古道を指示せるか如し津門村の條に云へる津門の古道なり守部富松邊にては高倉街道と云へり入江は東

富松、南野の邊に盡き、御願塚村、塚口村、坂部村は伊丹の丘陵に續きて、猪名野の餘勢、南に延きて神崎となり、以て入江を抱く、故に上の島入江中數島の最北なれば此名有るなり以南の栗

山村、三反田村生島庄と云ふ、水堂村、大島村、濱田村、難波村、長洲村は入江中の大小島、又は洲なりしか是等の諸村は昔水に縁有る名を頂へるを以て古昔入江なりしを知るへし漸次年所を経て膨脹し、終に陸地に連絡

して一帶の耕田と成りしなり、中に就きて難波、長洲、大物は發達の時代早かりければ、廣く世に知らるゝに至りしなるへし○應神紀に、阿知使主、都加使主等を吳國に遣はして、織工女を求めしめ給ひ、吳織、漢織を伴ひ歸りて、津國に至り、武庫に及ぶと有る、武庫は、此地を云へるにて、此工女此所より上陸して池田に至る、池田は吳服里と云ひて、工女に縁有る地なり、地理も能く叶へり○又吳服と云ふ諸曲



に我此度は攝州住吉に參詣申て候、又是より浦傳ひし、西宮に參らばやと思候、住の江や、長閑き浪の淺香瀉、玉藻川なる海士少女、道も直なる難波瀉、行方の浦も名を得たる、吳服の里に着きにけり」と云へり、吳服ノ里は上にも云へる池田なり、謡曲は足利時代の中期の作なれど、是又上古の地理を想像して、住吉より西宮への行程を入江の浦傳ひして、池田に迂回する事を云へりしなり。○又曰武庫庄に、渡邊綱の故事有る由を云ひて、民家は皆破風無き家を作ると、攝陽群談、其他の書にも云ひて、俗説なから有名の事なり。是は磯村、常吉村の事蹟にて、武庫庄には非ず、されど尚武庫村の内なり、其事は綱常吉村に在るの、日羅生門の鬼綱の老母に化して來り、彼鬼の片腕を奪ひ取り、破風を破りて去る、故に磯村破風を作らすと云ふ。羅城門の鬼に在り、今尚例ごせり、俚謡あり、花の常吉渡邊所、屋根の棟には破風が無い、附近に驗矣す。 女の事は妄誕にて取るに足らねど、渡邊と云ふに至りては大に穿鑿すへきなり、何故とならば、渡邊と云ふは江河の渡口を主宰せし部民の氏名にて、武庫村は既にも云へる如く、上古難波への渡口なるへく覺ゆれば、昔の難波江の渡りに渡邊ありし如く、今の三軒家邊は古昔の渡邊と云ひて、難波江の渡口なり。 此武庫も武庫郡より、長柄、三國川の河口を経て難波の地へ到るへき渡口なれば、即渡邊の氏族の此所にも分れて住みしなら

ん、斯る由縁にて鬼女の附會説も生れしなるへし。因曰今此地方に渡邊氏の波是有なるは其裔の殘れるに非しか。 ○又萬葉集に武庫の渡りを詠めり、此所の渡りを云ふ

玉はやす武庫の渡りに天傳ふ、日の暮ゆけは家をしそ思ふ

是は天平二年十一月、太宰府の官人の、海路歸京の途次、旅行の悲傷を詠める歌十首の中の一にて、其十首の配列を見るに、筑前の荒津を始にして、次に播磨の響灘、淡路島、攝津の都努、松原、次に此歌を序し、次に家を憶ふ切なる情を述ふ、洵に順路正しく叶へれば、武庫の渡りは極めて此入江なる事を疑はず。異本に此序次を違へて書けるも有れど、今は仙覺抄本拾遺抄本に據る。 上述の如く此武庫村には數々の事項あり、殊に郡名と同じ名を負へるなと思へば、古昔は重要な土地なりしと云ふも、誣言に非ざるなり

濱田

此地は武庫村の條に云へる如く、武庫の入江の中なる洲濱なりしが、後に他の島々の互に連接して沃田となりしなるべし、足利季世記に永正十六年、細川高國の



軍が武庫、守部、水堂、濱田、大島などに陣を取りしこと見ゆ○此村に松原山淨専寺あり、住職武内氏は、今より十五代以前に、本願寺の蓮如上人に歸依して此寺を建立す、其祖を武内宿禰とせり、而して二丁許南田圃の中に菜切塚と云ふが有りて攝陽落穂集に武内氏累代之を保護す、是を武内宿禰の墓なりと云ふ、然れども其時代のには有らねど、古く傳承せしなれば何か由縁有るべく思ふに付て、姓氏録を見るに、未定雜考攝津國の部に

韓海部首カラア 武内宿禰之男、平群木兎宿禰之後者不見

と有り、此韓海首を栗田翁の考証にカラア韓海部首は韓國の海部の長なるべし、海部は海人にて、韓國より歸化せし海人を云へり、と聞ゆ、故に韓海部と云へる部曲ありしなるべし、と云はれたり、仁賢紀に、韓白水郎嘆カラアと云ふ人有り、此人難波の玉作部アサ鱈魚女を婚せし事見ゆ、彼れ是思合するに、攝津國に、此韓國の海人の歸化して、海部の首領に率られて住居せるが、其何の地なりしか詳ならねど、濱田の隣地に尼崎有り、尼崎は海人崎アサなる事先哲既に云へり、然れば極めて此韓海人の族の住居

せしより起りし名と斷定せらるゝなり、故に菜切塚は、其頭領なる海部首の墓なるべし當昔武庫入江の島中なり、而して其首は武内宿禰の男なる木兎宿禰の後の氏族なれば、宿禰の墓なりと後に云ひ慣はしゝならん、尼崎は此濱田の東に接する隣地にて同一の海岸なるを思ふべし○攝陽落穂集を見るに、濱田村を昔大阪よりの西國街道なりし如く云へり蓬川橋の西詰なる人家數戸ある所は濱田村の内なれば是を云へるか

此所は西國街道にて、神崎の宿驛と云ふに同じ、今尼崎へ下街道を通し云云、尼崎へ下街道を通しと云ふは、如何にも然る事の有りしならん、明治初年迄の本街道と云へは、尼崎の市中を貫通して、大物に出て長洲村より神崎に至り、十三の渡りを経て大阪天滿の天神橋筋に入りしなり、諸大名が隨員數百を率て通行せしは此道なり、然れば尼崎へは別に迂回せしなり尼崎城下を街道とせしは戸田氏の落穂集の云へる如く、尼崎を經ずして神崎に出てしは、實然る事なるべし、さらば難波村、長洲村は順路に當る可ければ、蓬川を北に折れて難波村に入りしか、尙考ふべき事にこそ



大<sup>オホ</sup>島<sup>シマ</sup>

大島を東西に分つ、土俗オシマと呼ぶ攝津志に、今北村、東新田、西新田、濱田村を合せて大島庄と云へり濱田の淨喜寺文書文祿三年九月六日の檢地帳に濱田庄西新田濱田庄東新田と有り今は道意、中濱を併せて大庄村となれり、大島は武庫川河口の大洲濱なりしならん、附近の新田も皆武庫川流末の沙土の堆積より成りし事は想像に難からず○東新田に源融公を祭れる神社あり、琴浦神社とす、此新田を開きし人公の裔孫か、又此地より尼崎に亘れる海邊を琴の浦と云ふといへり口牌に融公此所より湖水を六條河原院に運ひしと云ふ○大島の軍記に見ゆるは、足利季世記の、高國の軍が武庫、水堂、濱田、大島に陣を取るとあるを見るのみ

富<sup>ト</sup>松<sup>ツ</sup>

富松村も東西に分てり、西富松は武庫郡に、東富松は川邊郡に隸す、足利季世記にトナマツ九十九町と書けり、扱富松の邊は武庫村の條に云ひし如く、古昔武庫入江の北端

に當りて、此所も昆陽の庄なれば昆陽の入江、昆陽の浦などいひしならん、富松を留松とも書きたるがあり、江の留りなれば、留り津か、泊り津などの轉じたるにはあらじか、北に接して南野村あり、即猪名野の南端にて海に瀕したりし也○戦國ノの頃は、東西兩村ともに城壘の有りし由にて軍書に散見す、一二を云はゞ、亨祿三年細川晴元の部將、高島甚九郎は伊丹城に、池田筑後守は、池田城に、藥師寺三郎左衛門國盛は富松城に在りけるが、九月廿一日高國方の浦上勢、神呪寺より富松に朝驅して、即時に首廿餘人を取る、手始よしと悦び勇みて富松城に入る○天文十年九月、三好長慶、越水城に在りて、河原林政頼が據れる、西富松城を攻めしに、政頼叶はず、其夜城を明けて、伊丹に走る、天文十八年二月廿九日、三好宗三衆討て出て、尼崎迄放火す、所々の社寺、僧家、神宮、拜殿、一字も残さず燒盡しけれども、一人の敵だも討取らず、剩さへ五月一日、長慶方の東富松城を攻めしに、城堅くして、寄手毎度不利のみにて、匆々兵を引きて各居城に歸る等の事、應仁記、足利季世記に所々散見す



川面

川邊郡

川面村は武庫川の北岸にて洵に河流に面す、依りて此名あり、池田より中山村、米谷村を経て生瀬村に至る可き、所謂巡禮街道に接す、今は川邊郡に屬すれど、見佐村と、もに元は武庫郡に屬せしを、明治二十二年四月町村制實施の時變換せり、攝津志に川邊郡に入れたれど當時誤りたり、志の成れる享保頃の草高帳に武庫郡に載す

見佐

川邊郡

武庫郡伊子志村の對岸の渚汀に在れども今は民戸なし、姓氏録、未定雜姓、攝津國の部に牟佐吳公、吳青清王之後也と有り、牟佐は即此地にて、見佐は牟佐の轉なり、見佐神社、今も岸頭に寂莫として孤立す、牟佐、吳王の祖神なるべし、牟佐は、大和、高市郡身狹桃花坂あり、姓氏録、左京諸蕃、牟佐村主、吳孫權男高之後也とも見えて、村主、吳公は、吳國より歸化の人々に賜りし姓なるべし、大和より分移せしにや、○此

地延寶八年洪水の爲に民家散失して僅に土地のみ殘る、名所圖會に、漸三戸逃れて小濱村に退去すと云へり、享保頃の草高帳には僅々八石六斗三升と記す、甚狹少の區域なり、余按するに、東に地を接して小濱村あり、小濱は尙武庫川の砂汀に因れる名なり、地勢を見るに、先に小濱村ありて、武庫川との間の洲濱に、後に見佐村を開きたるならん、近時寶塚の發展に伴ひ、一部の地は漸回復の色有り、附近に田、近村有り、しよし志に云へり伊子志の人曰ふ田近は見佐村伊子志と共に武庫川の中洲に在りしを延寶八年の洪水に流失し、田近は西尾陽に見佐は小濱に伊子志は今の地に移ると然れども其証を知らず

米谷

川邊郡

米谷村は、賀茂文書壽永三年米谷庄とあり、米谷は前谷の訛なる事明なり、北に西谷村、中谷村、東谷村あり、東に口谷もあり、皆同山脈にて、米谷は猪名野の平野に臨みて南面す、近江國米原を前原と書しをも思ふべし、攝津志に、以上諸村七十四村を多田庄と云へば、多田庄を大別しての名なりしなり、然るを飯盛山に因むと云ひ、村内の延喜式内の、賣布神社の社號の轉なりなどの説あれど、牽強も甚し、或時

川面 見佐 米谷



代には長尾山即猪名山一帯の稱呼させしならん

榮根

川邊郡

榮根は口碑に昔坂上田村麻呂東夷を征して後大物に來り此所より北の山に地あり坂の上と名付く後に榮根と改むなと云へり田村麻呂は何の由縁有るか知らねど坂上田村麻呂の子治部大輔正野の五世の孫正住云ふか吳庭に居す村名を改めしは實然る事にて今の寺畑村附近を古く坂の上と云ひし事は明也地形即然り住吉大社解狀に爲奈山坂上の語有り而して其地に行基法師の開きしと云ふ榮根寺有りて行基年譜に見えず今は其跡のみ殘れもと往昔は甚大利なりしが如し延文中滿願寺と寺域を争ひし由攝津志に見ゆれば其頃は現存せしなり其榮根寺こそ古き地名を稱するなれ即坂の上と云ふ語を漢字に移し坂を榮ウカとしのうへをねネと約めて音讀して寺の名と爲たり佳字を以て味ウくも名付けたる物哉而して寺畑村及榮根村は勿論寺領にて榮根村に其名の殘れるなり○又此地方に坂上氏を稱

する家の多きは古く此地より出て、近傍に散在せしか、かゝれば坂上と云ひたりし當時の里は、甚隆盛なる地なりしと覺ゆ○明治四十四年に此寺跡にて銅鐸を掘出し事ありしを合せ思ふに、大古以來由縁ある地なり

鴻池

川邊郡

攝津志に鴻は荒府なりとし、續日本後記承和十一年の詔なる國府を移轉せられんとせし地の、故墟の如く云ひて、國府池、國府城、國府神社等有るは、承和の後に興るこそ、此志を引きて、地理志料其他の地誌にも然云へり、されと余は甚信せず、思ふに國府移轉の候補地とせられしを緣故にて、地名と爲れりと云ふは甚有ましきなり、尤天長二年、承和二年の兩度に勅旨ありて、府を此地に遷されんと迄は成りたれど、其承和十一年十一月の紀は

攝津國言、依去天長二年正月廿一日、承和二年十一月、兩度勅旨、定河邊郡爲那野、可遷建國府、而今國弊民疲、不堪發役、望請停遷、彼曠野、便以鴻臚館爲國府、且加修



理者勅聽之

是に據て見れば終に國府は猪名野に遷されざりしなり、然れば以前に早くも國府城、國府池、國府祠の有るべき理無ければ、荒府と云ふべき謂も無きなり、如も國府城、國府池、國府祠の名は後に興るとは何事ぞや、況て池城祠に判然國府を稱する物無きをや余熟思ふに、此地は和名抄郡家の地にて、郡コホリなど呼びしが、自オホコウと轉して、終に池に據て鴻池と云ひ習ひしなるべし、郡家はクウゲと稱するが其頃の通例なれど、強アチカシカ然限らざるべし、郡の字をコホに借る事は諸國に例有り、近くは、大阪高津邊を昔は郡戸コホリと云ひ、河内國南河内郡丹比村大字郡戸コホリと呼び西宮記に郡の領を、コホノミヤツコとあるを思ふべし、當時國府を遷されんとせしは、曠野に接する此地に、夙く郡衙有りて、候補地の資格の整ひし地なりしならん、附てなほ思合さるゝ物は、豊島郡の事なれど、日本紀略に

天長二年、遷攝津國治於豊島郡家以南

とあるを、地名辭書之を解して「國府を此郡家に遷さんとしたる事あり、然れども果さずして止む、郡家は大字市場其故趾なるべし」と云へり、猪名野の曠野に遷されんとせしも、初度は同じ天長二年なり、當時大に地を撰擇せられしを知る、斯く豊島に撰ばれし地も郡家附近の地なるを思ふべきにこそ、故に鴻池は國府の廢趾に有らずして、郡家の古趾なりとは云ふなりけり

昆

陽

川邊郡

昆陽村は、川邊郡に屬し、西昆陽村は武庫郡に隸す、古く兒屋、小屋に作り明治初年迄は西國街道の宿驛たり、兒屋郷は和名抄三島郡にも有りて、共に天兒屋根命に由縁有り、とす、姓氏錄攝津國神別に、兒屋根命の裔多きを思ふべし、而して昆陽は和名抄武庫郡に修めて、川邊郡には無し、和名抄の成れる延長の頃には、暫武庫郡に入りしならん、名所圖會に載する昆陽寺の古鐘銘には、在攝津國河邊北條武庫東條云々、と見え、天平勝寶元年二月鑄鑄とありて、兩郡の名を並記せるは、寺城の廣大にて、兩郡に跨りしなるべし、されば天平勝寶の頃には、今の如く昆陽は川邊



に西昆陽は武庫郡なりしが如し今は新村名稻野村に入る斯て村名は元は兒屋なりしを、行基の昆陽寺を開きし時、兒屋を佛家に似付かはしき昆陽の文字を用て音讀し、終に地名をも其文字にせしなり、扱昆陽寺は、天平五年の草創にて、當時佛法隆昌の最中なれば、諸堂は輪煥の美を極めて目を驚かすべき大刹なりしを、天正の兵亂に大に破却せられしならん、今は甚微々として振はざるは惜むべし、有名なる昆陽池は、天平十三年行基開鑿せしよしにて、行基年譜には、崐陽上池、崐陽下池、院前池、中布施屋池、長江池、以上五ヶ所、河邊郡山本里と記す、昆陽池は、天平の開鑿なれど、平安朝の始めにも未世に知られざりしにや、詠歌に見はれず、凡二百年を経たる白川天皇の後、拾遺集に始めて見えたり、其後、勅撰の歌集に屢見え、彌多く歌枕にせしなり、而して昆陽、海、昆陽、入江、昆陽、渡などの景物を諷へるか有るは、昔を想像しての詠なり、昆陽の詠歌の初見頃なる能因法師か、昆陽、渡を詠したるは、端書に據れば實詠なり、後拾遺集是は武庫川の渡りを云へるなるべし、能因法師平頃迄存命の人也、○兵庫の福原に都を遷さるゝ時分に、此昆陽の地も候補地にせられし

事有り

玉海に

治承四年六月云云、次參新院、依召參御前、頃而退下、謁女房等、此間忠時卿參上、於御前召經房朝臣、仰下云、改和田都以小屋野可爲其地、早遣木工寮、可打定其地、和田京町數狹少、難議萬端、衆人不甘心、萬民有苦色、於小屋野者頗有便宜云云、但愚心案之、不如無遷都云云、又曰行隆來示云、都地改定小屋野了、此旨可申之由、禪門所申也、又曰十七日、天晴昨日返事等到來、各告送云、以播磨印南野可爲京云云、邦綱曰、嚴島内侍女、託宣可改小屋野之由云云、百練抄に同時の事を云ひて

十五日以輪田難被用帝都、可爲小屋野之由、被改仰、而又播磨印南野可宜之由、有沙汰、依無水難叶之者

平家物語にも

播磨の印南野か、猶攝津昆陽野かなんと、公卿詮議有りしかども、事行ふべしと



も見えさりけり

種々の詮議は有りたれども、元來此事行はるべきに有らさりければ、終に止みたり。○後醍醐天皇、穩岐國に遷幸の御途次の事増鏡に

先帝は後醍醐天皇今日津の國こやの、宿といふ所に着かせ給ひて、夕月夜、ほのかにおかしきを詠めおはします

命あれはこやの軒端の月もみつ、又いかならん行末の空

こやのより出させ給ひて、武庫川、神崎、難波、住吉過させ給ふ

細々要記に

觀應二年二月廿五日、武庫川の邊鷲林寺の前にて、上杉修理亮、高師直、師泰、兩入道以下十餘人を討つ、河津以下亦切腹す

此鷲林寺は昆陽寺の誤なり、隣村、山田村地内に、高師直の墓とて西國街道の北側に今も存す。○降て天正六年には信長、荒木村重の守れる伊丹城を包圍し、親しく臨みて昆陽野に陣し、數日在陣して、郊野に狩獵などせし事、總見記に見えたり

昆陽は猪名野最西部に當りて、玉海、百鍊抄、増鏡、應仁記等に小屋野とあり、此頃は未、昆陽村附近は荒涼なる原野を有せしなり、即猪名野の一部なり。○筆の序に少しく猪名野及猪名の事等を取束ねて云はん、猪名は古く偉那、韋那、爲奈、爲那、威奈なども書きて、猪名野は川邊郡のみならず、猪名川を中に取りて、元の豊島郡に懸ての廣き地なり、故に元の豊島郡にも、延喜式内、爲那津比古神社あり、稻村あり、川邊郡にも猪名山、猪名寺、爲奈郷ありて、長尾山爲奈、池田山等の南一圓の平地の古名なりし也、而して和名抄の爲奈郷は、昆陽、伊丹、猪名寺、坂部、南野、中野等一帶に當るべし。○古史に見ゆる氏族には、先應神紀三十一年八月、新羅の調使武庫、水門に泊せし時火を過つ、水門に集れる諸國の貢船五百艘に延焼す、新羅王聞て恐怖し、乃、能き工匠を貢す、此工匠は、猪名野に地を給はりて居住す、これ即猪名部の始祖なりと云へり、姓氏錄攝津諸蕃、猪名部首は即此等の後なるべし。○仁徳紀三十八年七月、猪名縣佐伯部有り、兎餓野の鹿を獻す。○雄略紀十三年九月、宮廷に材を斷り誤りて震怒に觸れし、木工猪名部眞根あり、是亦上の猪名部の子孫なるべし。○



孝徳紀、白雉元年猪名公高見有り、宣化天皇皇子、火焰皇子の後なり、此一家の事下に悉く云ふべし。○又延喜式猪名牧は、本郡荒牧鴻池邊極めて是なるべし、前條に云へる攝津の國府を遷されんとして、停止せられし地も此鴻池邊なり。○三代實錄貞觀元年右大臣從一位源信、猪名野を賜はり遊獵地と爲し、貞觀十五年八月二品中務卿時康親王、猪名野を賜りて狩獵の地と爲す、百畝撫蘇を禁する事勿れと仁和元年大政大臣藤原基經爲奈野を賜り、狩鳥野とし、撫蘇放牧舊に依りて制する事勿れと云へり。○又万葉集中猪名野を詠する歌五首あり

伊丹

川邊郡

伊丹は猪名野の平野中の丘阜にして加茂より南に續きて猪名寺村邊に斗出せる半島狀の地なり、故に後世風流者間に有岡、又は丹丘など云へる異名を附せらる、其伊丹の名稱の起因に至りては更に知る由無し、糸績、糸海、又板上などの約言なりと云へるは一考の價値無し、地名辭書は舊事紀を引きて、仁賢天皇の御宇の

物部木蓮子連公に由縁有るかと云へり敏達紀十三年難波吉士木蓮子あり 然らば思ふに、上古或木

蓮子の繁茂せし地なりしよりの名か

木蓮子ハ和名抄和名以太比ゴあり、一書にいたひかづら桑科の蔓草つるいちじゆくこいふ葉は率實平滑なり柄を具ふ葉面長楕圓形にして基部は圓形を爲し鋭尖頂にして尾形を爲す實は球狀又は卵圓形にして腋生極めて短き梗を具ふコ有り 而して昆陽寺の天平勝寶

の古鐘銘嘉曆元年改鑄名所圖會に據る を見るに、寺の四至を鑄して、限東伊丹坂と有れば、天平勝

寶の頃既伊丹の文字を用ゐたり

伊丹坂は伊丹の北端西國街道

而して和名抄の爲奈郷なる事勿

論なるべし、地主の神、野の宮あり

今の猪名野神社なり

地を接して猪名寺村有り、以て知るべ

し、然るを郡家郷に擬する地名辭書の説は取らず、北河原以南、神崎に至れる御園庄三十四ヶ村の一なり

猪名野神社は舊來、野の宮と稱せしを、維新の際今の名に改めしは頗當を得たり、祭神は維新前の牛頭天王に依て須佐之男神とすれど、世間に多き八幡神社、天神の例に漏れず、恐らくは非にして爲奈氏の祖神なるへし

伊丹の地形は彼の半島狀を作して突出せる丘阜の地を占て人家密接す、上古猪名野の廣野に古氏族の居を占むるや、夙く撰て此丘阜を常住の地とせしに似た



り而して近古の伊丹は、今の本町六丁より、其附近なる中央を云へるにて、是に接續せる北部の北小路、中小路、昆陽口、及び南部の外城、高畑、野田、植松など、凡十二ヶ村は皆各獨立の村里なりしを、明治初年に合併して今の如くなりしなり、近古酒類の醸造盛にして、池田と共に名を天下に恣にし、殊に寛文元年近衛家の所領地と成てより、一層殷賑を極むる地となりたり、山海名産圖會を以ても其盛況なりしを知らる

又文祿古圖面に、天保七年の書入たる記事を見るに左の如き物あり、巨細は知り難きも事項の一斑を知るべし、古野氏の古圖を以て伊東景直記ごせりハ其秀附記

郷中惣土居回り、端々立木多く、就中松樹澤山にて、昔は女小童の手業に、こく葉をかきて柴の座へ持出市にも賣申候、柴の座は柴屋町にて、今の泉町也、凡文祿より八十年後、延寶中御改にて、北小路村地先林目通にて、松百一本と有は、加茂井邊、飛鳥井の間也、昆陽口村地先林松八十五本と有は、昆陽口石橋より、北手の間也

天正二年伊丹氏の落城より二百六十三年

天正七年荒木氏落城より二百五十八年

天正十七年太閤御入湯御止宿より、二百四十八年(豊公有馬入湯の途なるべし)

文祿三年片桐御檢地より二百四十三年

元和三年驛所取立より二百二十年(明治初年迄伊丹驛と稱す)

寛文元年舊地御家領より百七十六年(近衛家の領地ごなれるを云へり、舊地ごは正徳に新に接續の數村加増に對して云へるなり)

元祿六年池論より百四十四年

元祿十二年大火より百三十八年

正徳元年御増地一圓より百二十六年(文化伊丹圖の附録に近衛家舊地千二百二十九石餘にして御増地千石ご云へり)

扱此地既往の變遷隆替は如何有しか、不肖寡聞の未知らざる所なるが、往昔は措き、伊丹氏の此地に起りしは寛政重修諸家譜に據て僅に知る事を得たり、即加藤兵庫頭景親と云ふが伊丹に住して伊丹を冒せし由云へり、時代は詳ならず、されど祖父を加藤次景廉とす、景廉は東鑑、尊卑分脈等に見えて、建久、建仁頃鎌倉に仕



へし人なれば、五六十年を降ると見て、建長頃の人なるべし、而して伊丹城の初は如何と云ふに、直に景親の築城とは云ふ可からず、思ふに享祿二年戦没せし伊丹但馬守下に見ゆる元扶の父なるべし ならん、應仁記但馬守が戦没の條に

今ハ早爲ン方無シ、去リナガラ我々此城ヲ築キ置キ、敵ノ爲ニ燒捨ラレン事口惜キ次第ナリ

と有り、當時は應仁の亂に續きて群雄諸國に割據し、攝津國亦軍備に急なる際なれば、土豪なる伊丹氏亦必用に迫りしなるべし、實に此時の築城に係ると云はん、とす、付きて伊丹氏の系譜は諸書引用せし物未見されは、今寛政重修諸家譜及一二他書を綜合して、系を序すれば左の如き物を得べし(○は他書を以て補ふ)

藤原氏利仁流

●加藤次景廉

●孫左衛門景佐

●兵庫頭景親

(利仁八世孫、父を景通と云ひ其二男也、性鷲猛、源賴朝に仕ふ爲朝を斬り、山本兼隆を斬る、實朝害に遭ふや、髪を削りて覺蓮房と稱す、承久三年死)(大日本史)

伊丹に住せしより伊丹を習す

●某 — ●某 — ●某 — ●某 — ●三河守雅永

●因幡守頼興 — ●大和守雅盛 — ●民部少輔雅頼

長男 ●大和守雅興 (元扶)

●大隅守康直

姓源氏に改む

雅興(元扶)は父に次で細川澄元に仕ふ、後澄元は細川高國と矛盾に及び、享祿二年柳本輝正、高島可竹齋を率て伊丹城を攻む、雅興堅固に守るに雖十一月十六日終に自殺す  
(此記事は應仁記の元扶の記事と全く同じ足利季世記元扶を大和守と有れば雅興元扶は同人なる事を疑はず)  
(藩翰譜には、此雅興を伊丹二郎大和守攝津國伊丹住人とあり)

●正親

親典に作る

二男 ●兵庫頭親永 (或國扶)

(國扶なる親永は、永正十七年越水村合戦に始て見え、始終一貫細川高國に屬し、諸所に轉戦し、享祿四年六月四日、中津川に死す)

細川晴元に屬し、伊丹城に住す、後織田右府に仕ふ、永祿十一年義昭、信長、畿内を平定する時、正親之に隨ひて戦功ありしかは、攝津國の内にて三千貫の地を宛行はる、天正十年信長事あるの後、豊臣太閤に仕へ、文祿元年七月朝鮮征伐の時、名護屋に赴く、慶長三



年太閤薨し、黒田長政に屬し、五年關原に戦死す、年四十九法名意通  
 (豊臣太閤に仕へしより已下は異説なり、特に役年四十九は甚差懸なり、總見記野史に隨ふへし)

勝興?

(應仁記、永祿十二年正月本國寺の戦に奮戦し、武功拔群、時に年十八と云ひ、野史太閤記を引て、天正二年三月村重伊丹勝興を伊丹城に攻て亡すと云へり)

上述の如く伊丹氏數代伊丹城に居り、應永亂の末期に當り、元扶已下の數人大に京攝の間に活動す、下文に順を追て記すべし、然れども今日何等遺物の存する有るを見ず、僅に西宮神社に上分米に付て古文書三通存す、西宮の條に云へり  
 荒木氏は天正元年伊丹氏を亡して攝津國を賜はり、攝津守と爲りて伊丹城を改築し、有岡城と稱して我居城と爲し、多田、池田、尼崎、華隈、其他に將士を派し、支城として武威四隣を壓す、當時村重が得意想ふべし、然るに數年にして信長に反し、天

正七年忽信長に亡ぼされぬ、今は僅に城廓の廢墟に今昔の榮枯盛衰を忍はれて無限の感を生ず、永祿年間の古地圖を見るに、彼の半島狀の周邊は低き崖にて、崖上には總て松樹及竹藪繁茂し、市街の中央を縦斷せる大道以西の地は總て人家櫛比し、其以東の地の南一半は人家あれども、北一半は本泉寺と其他一二の建造物を見るも、人家は無くして城趾而已を標し、之に續きて廣く空虛の地を存す、是許多の士卒の居宅の跡なるべし、荒木滅亡の天正七年より十餘年の後の圖面なれば、陷落當時に大差なき現狀と思はる、而して城廓は、大手口と稱する地より察すれば、僅に方二町の上に出ざる小規模なりしが如し、然れども、外城村を標する有るを見れば、四圍各外城を構へしは勿論なるへけれど、何等指示せる物なきは何故にか有らん、今法巖寺墨染寺の後背に、胸壁の一部なりしかと思はる、物有るは蓋其遺物か、法巖寺庫裡門は昆陽口にありし外門を移し、なりと寺僧云へり、此種の遺物は尙他にも之あらんか、然迄はさて穿鑿を止む  
 是より伊丹氏及び荒木氏が、伊丹城に細川高國、三好長慶及織田信長を敵として



の戦争を、應仁記、總見記等の書を引きて順次之を述ふべし、先づ永正の始、伊丹但馬守、同彌三郎元扶、同兵庫助國扶等將軍家の管領、細川澄元に屬して此地に居る時に澄元未幼年なるを以て、三好之長(希雲)後見して、其嫡子下總守長秀執事となり、父子權を握りて高島與三等と共に跋扈す、茲に於て細川家の被官奈良修理進都<sup>京</sup>伊丹兵庫助及丹波の守護代内藤備前守等と協同し、大に同志を募りて、三好之長等を亡ぼし、細川高國を仰ぎて管領と爲さん事を企圖す、於是細川澄元及三好之長等、軍の少數にて敵し難きを慮りて、永正五年四月京都を退き、江州に落ち、又播磨に轉す、時に澄元、之長等、播磨に在て彌復讐を謀り、播磨の赤松及四國の勢を催促して、同年七月四國勢は泉州に、播磨勢は兵庫に、各責め上る、芦屋の鷹尾城に籠れる高國方の瓦林對馬守正頼、防戦効無く、八月九日城を捨て、落行く、赤松勢之を逐ひて伊丹城を攻撃す、于時泉州より上陸せる大部隊は、京都に登り高國等と船岡山に劇戦し、大に敗北して、八月廿四日澄元、之長等、皆攝津路に落行く、茲に於て伊丹城に對陣せし赤松勢は、舟岡山の敗戦を聞て陣を拂ひ、同く生瀬口に潰

永正五年

永正十六年

走す○茲に細川澄元、三好之長、船岡山に敗戦せし耻辱を雪んごて、再度四國勢を催し、又赤松之に與して、永正十六年冬、既に兵庫に上陸し、先づ高國の被管瓦林正頼が曩に城廓を構へし越水<sup>西宮の北</sup>を責むべしごて、一萬余騎を以て包圍す、京都の高國之を聞き、同年十二月後援として參加し、翌年正月十日越水城に劇戦す、此役に伊丹兵庫助國扶<sup>足利季世記に元扶とせり</sup>、中村口に力戦して大に寄手の軍を惱ます<sup>越水村の縁に全文を載たれば、然れども高國方終に利あらず、越水落城して伊丹、久々知、尼崎邊に引退す、</sup>同十六日澄元、之長、之を追撃し、高國近江に奔る、時に伊丹城は之長の阿波勢に包圍せられて、伊丹但馬守、野間豊前守、火を放ちて自盡す

永正十七年

伊丹城ニ籠リケル伊丹但馬守、野間豊前守、二人共ニ四國勢ニハ取巻レヌ、高國ハ引取ラレヌ、今ハ早爲ン方無シ、去リ乍我々此城ヲ築置キ、敵ノ爲ニ燒捨ラレシ、事口惜キ次第也、最此城ヲ開テ落行ヘキ事本意ニ非ズトテ、伊丹ノ城ヲ火ヲ掛テ悉燒拂ヒ、但馬守、豊前守、二人腹切テ煙ノ中ニ枕ヲ竝テ死失ケルトゾ聞エ

シ、已下引書の大體は應仁記に據る

伊丹



大永六年

此但馬守は寛政重修諸家譜に據れば、彌三郎元扶及兵庫助國扶等が父雅頼に當る、恐くは其人なるべし、野間豊前守は隣村に野間村有り、此地の人か、前見の兵庫助國扶は此時如何せしか、高國無二の將士なるべければ、高國に隨ひて共に近江に落ち行きしならん、○勝誇れる澄元は三月十六日甲山より越水包圍の時伊丹に移り之長は京都に上る、時に之長は高國と京都に戦ひ、一敗地に塗れて終に百万遍に自盡す、澄元之を聞きて俄に伊丹を遁れて、生瀬口より落去して、阿波に歸る、○大永六年秋、高國の屬將丹波國波多野備前守植通弟の怨を抱て高國を叛く、高國之を攻んと池田彈正を始め、八十余組の勢を以て軍を丹波に進めしも、忽敗を取りて歸る、此騷擾を好機として、三好の殘黨等島下郡中島に亂入す、三宅吹田の輩時得たりと馳加はり、吹田に陣を構ふ、此時に當り、伊丹兵庫助國扶、此騷擾を鎮めて高國の褒賞に預る、伊丹城は永正十七年澄元に奪取せられ、澄元又阿波に走りしより國扶歸城せしならん

高國方ノ伊丹兵庫助國扶ハ、兼テ當國ノ留主居ヲシテ丹波ヘ不向有タリケルガ、國中ノ亂ヲ鎮ムベシトテ、伊勢ノ神戸ト評議シテ、同年十二月十二日多勢吹

大永七年

田へ押寄せ合戦ニ打勝ケリ、敵ノ大將吹田ハ、生年十六才ニテ美少年ナリケルガ、其場ヲ引カズ尋常ニ討死シケリ、是ヲ初テ百余人打取り、殘徒ヲ追拂テ伊丹勢ハ大ニ悦ビ、京勢先敗ノ恥辱ヲ雪キヌ、此由京都ニ註進シケレバ、高國大ニ感シ、兵庫助國扶ニ褒美ノ狀ヲゾ賜リケル云云

四國には三好の殘黨又蜂起して、之長の恨を報ぜんとして、大永六年十二月淡路の洲本に軍を整へ堺に上陸し、丹波の波多野に謀し合せて、同七年二月芥川、山崎の諸城を降して、京都に攻入る、高國又防ぐ事能はず、再度近江に走る、同三月細川晴元、三好元長三好之長の子海雲と號す等も阿波より堺に移り來りしが、伊丹城のみ未高國に隨ひ、頑として固守せるを、急に降さんとして、同七月攻撃を始む

攝津ノ伊丹城ノミ未高國ノ味方ニテ殘リ居タルヲ攻落サントテ、人數ヲ率テ、尼崎ニ押渡リ、同月十七日ヨリ伊丹ヲ攻ケレドモ、伊丹彌三郎國扶其秀云彌三郎國扶は心得ず諸家譜に兄弟なりこゝは兵庫助國扶の方なるへし、寛政重修大剛ノ者ニテ防戦ヒケルガ、攻落スベキ様ナケレバ、同十月迄城ノ四方ヲ透間モ無ク取卷テ遠攻シテ居タリケ

伊丹



ル云云、同十月十八日、元長ヲ始トシテ、三好一黨モ伊丹ヲ巻ホグシ、道ヲ廻リ攻上リテ、洛陽ノ北ヘ行過ギテ西院ニ陣ヲ取ル、丹波ノ波多野及柳本等ハ京都七條ノ法華堂ニ陣ヲ取リタリ云云

享祿元年

明レハ享祿元年正月、細川晴元、三好元長等高國と和睦の事有リしも、三好神五郎柳本彈正等の讒言に依テ和議忽破レぬ、此時に當リ、伊丹彌三郎元扶元扶は兵庫助國扶の兄なりは、晴元に降參シ、次テ柳本に亡ス

薬師寺備前守同三郎左衛門、伊丹彌三郎元扶、及攝津上下郡島上島ノ被管等皆下なり晴元ニ降參シテ堺ヘ行き、拜謁シテ東西ニ奔走シケル程ニ、次第ニ晴元威勢募

享祿二年

ル云云、柳本彈正ハ彌晴元ニ出頭シテ日増ニ權威募リケルカ、伊丹元扶ト矛盾ノ義出來テ、享祿二年正月元日、柳本勢、伊丹ニ押寄セ合戦ヲ始ム、不意ノ事トテ伊丹打負ケテ、一族六人討死ス、京都ニ在リケル三好遠江守、増田若狹守等、伊丹ガ味方ナル故、急ギ柳本ガ籠リタル山崎ヘ馳付ケ戦ケル程ニ、柳本切崩サレテ河内枚方ニ引籠ル云云、柳本等邪行ノ舉動、猛惡ノ爲体云云、同年八月十八日ヨ

リ又伊丹ノ城ヲ攻ケルニ、城兵モ随分防キ戦テ月數ヲ送リタリケレド、見繼ケ味方ハ無之、同十一月廿一日落城シテ、城主伊丹彌三郎元扶ヲ初、今迄相從フ家ノ子郎黨二十七人討死シテ失ニケリ云云

本文を以て見れば、伊丹彌三郎元扶は高國を叛きて晴元に降參し、而して同じ部下に在り乍、柳本彈正と私に争鬪して徒に滅亡せしなり、茲に伊丹兵庫助國扶は此時城中に在らざりしが如し、何の地に何を爲しか記事無くて明瞭を欠く、國扶は永正の始より細川高國に従ひて、是より後なる享祿四年六月野里川に戦死する迄、始終一貫高國に忠節を盡し、甚律義なる人にて、元扶の如き非行は爲さざりしか如し、然れば元扶の變心せしより享祿四年、中津川に戦死の時迄の四ヶ年間國扶の舉動の知るべからざるは甚遺憾なり

斯て三好勢は、島上、島下二郡の諸城を略取し、將に京都に入らんとす、高國小勢にして防ぎ難きを察知し、將軍義晴を奉して、又々近江に遁れ朽木谷に身を隠し、か、尙も諸國の軍勢を催さんとして、高國自身、伊勢、伊賀、又越前に助力を頼しも事



享祿三年

成らず、於是播磨の浦上掃守頭村宗を頼む、村宗快諾し備前美作の勢を併せ催し、享祿三年八月、共に攝津に發向して細川晴元の軍に挑む。

享祿三年八月廿七日、浦上ガ先陣攝津國神呪寺山甲ニ陣ヲ取ル、其頃晴元ハ泉州堺ニ在リ、攝津ノ晴元方高島甚九郎伊丹城ニ籠リ、池田筑後守ハ池田城ヲ守リ、藥師寺三郎左衛門國盛ハ富松城ニ在ケルガ、同九月廿一日、播磨勢、神呪寺ヨリ富松ニ朝驅シテ即時ニ攻落ス云云、此由堺へ聞エケレバ、晴元攝津ノ味方心許ナシトテ、山中遠江守、藥師寺次郎左衛門ニ、泉州衆ヲ添へ、多勢此表ニ差向ラル。伊丹城ヨリ高畑ニ案内サセ、富松城へ押寄テ播州勢ト合戦シケルニ、晴元方悉打負ケ、三十餘人討レケレバ、殘ル軍勢モ悉敗北シ、旬々ノ体ニテ引退キ、高畑ハ伊丹へ、山中藥師寺ハ尼崎大物城へ引籠ル云云。

伊丹城は曩に伊丹彌三郎元扶滅亡の後、晴元方の高島甚九郎守れりしなり、然れども同味方なる富松城は破られ、尼崎城をも奪れて、晴元方敗北して甚難澁に及ぶ。茲に享祿四年の春三好元長類に晴元に頼れて四國の兵を提て堺に着陣す、時

享祿四年

に伊丹城は高島之を持續しけるを、享祿四年二月遂に高國の播磨勢に破られ、池田城も亦落城し、高國の軍氣大に振ふ、晴元方も愈三好元長の軍加りて、茲に士氣勃興し、兩軍、天王寺、福島等に對陣す、然るに六月四日の劇戦に、高國勢播磨勢次第に追窮せられ、大に中津川に破れぬ、大剛を以て聞ゆる伊丹國扶も、細川和泉守、藥師寺三郎左衛門、其他の諸將と共に戦死し、此二十餘年間京攝の間を蹂躪せし細川高國も、終に尼崎に捕はれて切腹せしめられ畢ぬ。尼崎の條參照すべし。

天文元年

享祿は改りて天文となり、細川晴元志を得てより日に月に暴慢にして殺伐絶えず、部下互に相争ふ、畿内の百姓、町人、神人、僧家等諸方に黨を組み一揆を起し、騒擾止む時無かりし、攝津にも既に一揆起りて伊丹城に亂暴す。一揆等蜂起シテ年貢ヲ納メズ、財用乏シク、武士困窮ニ及フガ故ニ、先此亂ヲ鎮ントテ、天文元年十一月二十三日、晴元攝津富田ノ道場ヲ燒拂ヒ、同日池田、伊丹衆一味シ、同キ下郡ノ道場共ヲ放火シテ一向坊主ヲ悉誅伐セシカ共、一揆等是ニモヒルマズシテ、去頃本願寺炎上ノ義、日蓮門徒ノ所業ナレドモ是ハ只晴元



天文二年

ノ謀慮ヨリ事起レハ、法敵ノ張本細川晴元ヲ攻ヘシ云云、天文二年三月五日ヨリ一揆等其秀云一伊丹城ヲ攻ルニ、廊下ヲ一町餘宛ニ拵ヘ、其中ヲ往來シテ晝夜ヲ分タズ攻寄テ、一揆ノ者ノ尼、女房迄埋草ヲ運ヒ持來リ、堀ヲ埋メ堀ヲ乘越エ城兵之ヲ防兼テ既ニ難義ニ及ブ處、木澤長政又色々ニ頼ミ調議シ、日蓮宗ヲ相語フ、洛中ノ寺々皆同心シテ、僧房檀徒、又々多勢催シ來テ、伊丹城ノ後詰シテ一揆等ト合戦ス云云

天文十年

當時伊丹城は何人の據れりしか明記なければ知り難けれど、晴元に屬せしならん〇時に三好元長の嫡男、三好孫次郎長慶は、父の讒死の恨をも狹ますして元長は前年堺にて晴元を助け、敵徒を退治せんとて、天文十年九月六日、先、故高國の妹賀、鹽川讒死せり伯耆等の籠れる多田の一庫城の攻撃を始む、伊丹親興親興此所に初めて見ゆ、是は伊丹家譜には正親に作りて同人なり、後に兵庫助又は大和守ともあり、享祿二年父元扶伊丹城に戦役の時、未幼少なりしなり、伊丹を逃れて何れの地にか有りけんを、天文二年佛徒一揆の後に暗成長して伊丹城に歸りしなるへし、頼る勇剛にして、三宅出羽守等鹽川の縁者なれば、九月廿九日一庫に合意して防禦に勤む、後詰大軍なれば、寄手の長慶辟易して陣を拂ひ、越水城に歸る、伊

天文十五年

丹勢之を越水に追撃して西宮迄放火す、斯て越水は淡路に註進して加勢を呼寄せ、瓦林正頼が據れる西富松の城を攻む、瓦林其夜城を開きて伊丹城に遁る、時に伊丹親興と共に、一庫に合意せし三宅出羽守變心して三好長慶に合す、伊丹親興先非を悔いて同年六月晴元に降参し、而して天文十五年親興功有り、晴元伊丹城に來り、親興を兵庫助とし、翌朝執奏して大和守になさる〇天文十七年、細川晴元の部下の將、三好神五郎宗三は、長慶の叔父なれども、長慶を嫌忌して密に害せんとす、長慶之を察して、終に不和となる、然るに晴元宗三を保庇す、長慶怒て晴元をも亡さんとして、遊佐長教等と合議す、伊丹親興故有りて之に同意せず、是に於て長慶先、伊丹を攻む

天文十七年

天文十八年

明レハ天文十八年正月十日長慶ノ軍勢越水城ヲ出デ、伊丹ニ押寄セ城邊ヲ放火ス云云、同年三月廿八日晴元一庫ニ歸陣ス、廿九日宗三、伊丹勢、河邊郡尼崎迄放火シ、民家ハ云ニ及バズ、神社佛閣一字モ殘ラズ、燒拂タレド、其働鈍クテ敵一人モ打取ラズ、利五月一日富松城ヲ攻撃ス、城兵強クシテ毎度寄手ヲ追拂ケル



ニ、宗三モ伊丹勢モ勿々各居城ニ歸ル云云

此頃伊丹親興は晴元に屬して、宗三の没後天文十八年六月長慶に亡さるなれども已か居城伊丹に籠りて毫も長慶に屈せず、前年敗戦の恥辱を雪かんと公方及晴元に忠勤す、然るに長慶重て伊丹城を包圍し、一擧に攻て兵の損せん事を慮り、後援の恐も無ければさて、天文十八年八月廿四日より唯遠卷に構へたり、而して翌年和陸す

天文十八年

先東方森本ニ池田勢南方ニ恒富ホトケ前田城ニ淡路勢西方御影塚御願ニ三好家ノ輩乾方昆陽野ニ小川民部ヲ籠置キ、唯遠卷ニ日ヲ送リテ城ノ降伏ヲ待タレドモ、親興大剛ノ者ナレバ少モ不屈、輒レバ隣郷ニ夜討シテ兵糧ヲ奪取リ、寄手ヲ劫シテ其年ハ暮ニケリ、明レハ天文十九年正月十一日、長慶自身多勢ヲ率テ攻落サント富松迄出勢シ、猛威ヲ顯シ、其上ニテ仲人ヲ以テ和談ノ扱ヲ入ケレバ一兩月ヲ相支ヘタリケレドモ、城中兵糧盡タリ、他所ニ逸味方ハ無シ、終ニ承服シテ同三月長慶ト和陸相整ケリ、同月廿八日尼崎本興寺ニ對面ス云云

天文十九年

長慶出て一度畿内を平定せしも、永祿七年病死す、死後執事松永久秀及三好一家

の輩反逆して、永祿八年將軍義輝を室町に弑し、尋て一族の三好三人衆三好日向守三好下野守

岩成主税と不和を生じ、既に戦を開きて諸處に轉戦す、此時に當り、織田信長は將軍義

永祿十一年

昭を奉して、彼三人衆等を征せんと、永祿十一年九月廿八日岩成を山城の青龍寺に攻て降參せしめ、直に同人を先鋒として攝津に攻入る、是より先伊丹親興は三好三人衆に和せされは、將軍義昭に使を以て降參し、翌日伊丹に兵を擧げて河邊武庫に放火し、義昭の來るを待つ、義昭喜び、信長の沙汰として親興を兵庫頭に爲し、三萬貫の所領を與ふ、是に於て三好の輩義昭信長の大軍に恐怖して、河内又は阿波に奔る、同日信長、惟任光秀をして池田を攻めしめしに、城主池田筑後守勝政能く防戦して、寄手の梶川平左衛門以下十四人を討取り、手負百人に及ぼす、然れども勝政終に降參し、信長二千貫の加領を爲して、隸せしめ、和田伊賀守芥と池田伊丹とを三守護と定めて、攝津は悉平定に歸す、同月十八日義昭に征夷大將軍の宣下あり、廿一日伊丹は警固役に池田は辻固を承る

永祿十二年

茲に永祿十二年正月六條本國寺に戦鬪興る、三好の余黨再擧して、義昭將軍を本



國寺に挑む義昭防戦急なる所に、同月五日細川藤孝を始め、伊丹親興、池田勝政、荒木村重、和田惟政等一手に成て、本國寺の後援に向ふ。六日拂曉より劇戦あり、三好日向守、同下野守を始め、三好の軍勢敗戦して淀島羽邊に逃げ行く。義昭方追撃して八百人を斃す。此戦争に伊丹勝興生年十八才、縦横奮戦、桂川に本國寺に大に敵を腦して武功拔群なりと云へり。此勝興を應仁記に、伊丹大和守親興と記せるは全く誤なり、野史も細川兩家記を引て勝興とす。伊丹大和守親興の子なるへし。○已上軍記の引書は重鑑應仁記なり。

天正元年

天正元年將軍義昭、信長と和せず、之を討たんとして七月六日宇治の檣の島に敗れ、延て河内に幽閉せらる。義昭の無二の屬將和田伊賀守惟政、芥川に退くを、荒木村重か一族なる中川清秀に討れ、池田筑後守勝政、及伊丹大和守親興も、亦終に村重の爲に亡され了ぬ。伊丹親興の最期の戦況を記せる物を見ず、尚に遺體とす。

天正二年

天正二年三月村重、伊丹勝興を伊丹城に攻めて城陥り、伊丹氏茲に全く亡ぶ。此事細川兩家記を引て云へり。抑伊丹氏か伊丹に居を占めて以來、系譜は有れども永正迄は傳記を見ず、永正以降、天正に至る六十余年の間、元扶、國扶、親興、勝興等、一興一廢相繼て京

攝の間に活動を續けたりしも、終に荒木村重か爲に滅亡せしは悲むべし、又西宮神社の古文書中に見ゆる、伊丹肥前守親泰、及ひ伊丹大和守貞親の、是等軍書に見えざるは如何の故か、識者の教を待つ

荒木村重は初名彌助、信濃守と稱す、天文弘治の際池田勝政に屬す。祖父及父は川永、邊郡小部の人。永祿十一年茨木佐渡守を討て茨木城に據り、三好氏に黨して尼崎に居る。天正元年將軍義昭に謁して之に屬し、後剛勇を以て信長に愛せられ、攝津國を隨へて攝津守と爲り、伊丹城を改築して有岡城と稱し己が居城とす。多田に鹽川國滿、池田に池田久左衛門、茨木に中川清秀、高槻に高山右近、花隈に荒木元清、能勢に能勢十郎三田に荒木平太夫、大和田に阿部仁左衛門、尼崎に荒木村久。村重の子重を置て、各旗下の將として謀せしめ、大に國內に威を振ふ。然るを天正六年十月信長に反し、中國毛利氏に意を通する由聞えければ、信長、松井宮内卿、惟任日向守、萬見仙千代を伊丹に遣して説示す。村重之に屈服せしも侍臣等従はねば終に使者を返す。是に於きて信長怒て中將信忠、三七信孝、瀧川一益、惟任日向守、池田信輝等の大軍を以て十

天正六年



一月九日山崎に着し、先高槻城主高山右近次に芥川城主中川清秀を説て降し、廿七日陣を古池田に進む、廿八日信長本陣を昆陽野に移し、瀧川、惟任の兩將をして西宮、住吉、御影、瀧山迄放火し、荒木志摩守の守れる花隈城を包圍して、山手を兵庫に討ち入り、堂塔伽藍一字も残さず焼拂ふ、時に羽柴秀吉、播磨の三木に在陣しけるか、信長に乞ひて伊丹に至り村重を諭し、も村重泣て之を謝絶す、重て黒田孝高を遣して勸告せしも亦應ぜず、秀吉空く三木に飯る、瀧川一益の軍勢一の谷より歸り來り、塚口に陣し、八日伊丹に攻め寄せて堀久太郎、萬見仙千代、菅谷九郎右衛門等嚴しく攻撃す、城中頑強に防戦しければ、寄手の一將萬見仙千代討死す、茲に信長、軍の勞を慮ひ、長圍を策りて糧道を絶たんと、十一日諸將の陣地の配置を改む、塚口に神戸三七、惟住五郎左衛門、蜂谷兵庫、蒲生忠三郎、高山右近、毛馬に北畠三助、津田上野助、瀧川一益、武藤惣左衛門、倉橋に池田信輝、同勝九郎、原田に中川清秀、古田左助、刀根山に稻葉六郎、氏宗左京、安藤平左衛門、郡山に津田七兵衛、古池田に鹽川伯耆守、加茂に中將信忠、斯く部署を定て十二月廿五日信長安土に歸る、天

正七年三月七日信長再度古池田に着し、丹波に光秀、播磨に秀吉出征しけるを此所に軍機を見つゝ、時々昆陽野に狩獵す、四月晦日再度陣の部署を改む、茲に九月二日夜村重は荒木又左衛門を城代として留め、自分上下四人密に城を出て尼崎に遁れ、或華隈に作る、乾助次郎葉茶壺を携へ、妾一人を具す、或曰村重城を出て中國に至り、毛利氏の果さず、○野史曰尼崎に入り遂に花隈に往く、十月信長村重の遁走を開き馳て攝津に行き、諸將に命じて該して城を凌ぐ、時に細川幽齋歌あり、君に引く荒つ遣ひ、るるにみられぬ有阿の城、以來城外の岩は悉略取せられ、城中日々困窮す、十一月廿四日荒木久左衛門、使を瀧川一益の陣に遣して曰く、城中勢力既に盡きぬ、幸に妻子を救されなは、尼崎に村重を諭し降を乞はしめん、瀧川之を許す、久左衛門城を出づ、直に人數を城中に入れて諸將の妻孥を拘禁す、久左衛門尼崎に至る、村重察して門に入らしめず、久左衛門終に歸らず、城兵離散し、能勢三田の二城も降伏す、是に於て荒木の宗徒男女三十四人を京都に刑せんとて十二月十二日夜之を送る、残れる百二十二人、及若黨、下女等五百十二人を翌十三日七本松七ツに磔刑又は火刑に處したり、七ツ松村の餘に全文を掲ぐ、彼、荒木の宗徒三十餘人は十六日洛中を引回して、六條川



天正八年

原に斬る、伊丹城茲に全く滅亡せり天正二年已下は  
總見記に據れり

常山紀談曰、天正八年春池田勝九郎之助、父に従ひ村重其子元清を花隈城に攻む  
寨を諏訪峯、生田森に築き、信輝之助及伊木、森寺之に據ると云へり、村重天正七年  
九月伊丹を逃れて華隈城に入りしも、猶頑強に抵抗し、其八年十月終に開城せし  
が如し、野史曰、天正八年十月花隈食盡く、村重兵庫に至り、海上安藝に奔り、數年留  
滯、蓬髮して道薫と號し、茶事を以て自適す、秀吉の世となりて、泉州に招き名を道  
薫と更め、攝津兔原郡に於て湯浴料若干を與へ、又子元清にも祿を賜ひ、安志と號  
す

伊丹城趾に今荒村庵と稱して、尼寺有り、寛政四年荒木村重追福の爲に建立す、位  
牌有り、心英道薫禪定門靈位、天正十四年丙戌五月四日と彫す

猪名寺

河邊郡

猪名寺村は、伊丹町の南に接し、瓦宮、神崎を経て、大阪に通ずる大道に沿ふ、今は園

田村の大字と爲れ、と古くは猪名と稱して、猪名公一家の故居なる可し、猪名公  
は、宣化天皇の御子火焰皇子の後にて、此川邊郡に封せられ給ひしなり、姓氏錄、左  
京皇別及攝津國皇別の二所に載す、天武の朝十三年に姓を眞人と賜ふ、氏人の日  
本紀に見ゆるは、孝德天皇十三年に猪名公高見有り、齋明天智の兩朝を歴て天武  
朝元年に薨す、冠は大紫にて、大織冠鎌足卿と時を同くす、次に天武朝に猪名公磐  
歟有り、弘文帝に奉仕し壬申の亂に不破に破れて逃走す、大寶元年に猪名眞人石  
前、猪名眞人大村有り、大村は少納言威奈卿の事なり、此卿曾て越後城司に任ぜら  
れて治化に功あり、慶雲四年其地に没し、大和國葛下郡、山君里に葬る、或、年其地に  
墓誌を發見す、全文は大和名所圖會に載す、岡本聖朝、紫冠威奈鏡卿之第三子也と  
あり、鏡卿は上に云へる高見卿なるべし、靈龜に法麻呂、養老に石楯、天平に馬養等  
見ゆ、其外三代實錄貞觀五年に爲奈眞人、菅雄有りて、川邊郡に現住せる由見え、た  
り○此地に法園寺有り、猪名寺とも云ふ、昔は大刹なりしも、兵火に罹りて、今は僅  
に草堂有るのみ、藪中に一大礎石有り、大塔の心柱に用ひしか、大正八年夏、村民此礎石  
を掘出して、堂前に移す



花崗石にて約七尺立方なり、中心に徑尺餘の圓穴あり、深七寸堀出し、跡に徑一寸、蓋中に布目瓦の若は二寸の小石に經文一字宛を墨書したるを數多發見す此註は印刷の際に挿入す。破片も散在せり、又村中の小字に、寺前、寺跡、眞淨坊、花賣など云へるが有るを見れば、猪名寺は、別に大伽藍ありて、法園寺は其子院の一字にて、廢寺後、本寺の名を併稱せるが如し、之に依て思ふに、猪名寺は當昔猪名氏の邸宅なりしを、後に寺と成し、に有らざるか、而して寺院の一時盛なりし頃より、終に村の名にも及びしならん、又此法園寺は古き慣例に依て、伊丹の猪名野神社の例祭神幸の所謂御旅所とす、今尙嚴重に行はる、全村も亦古く猪名野神社の氏子なり、維新前野の宮と稱せし頃、社前の金剛院其社務を掌りしが、寺格は法園寺の上方位に在りて、神幸の際には、法園寺より權威有る警固を勤し例なりしと云ふ、其猪名寺に神幸ある由縁は、往昔猪名野神社は、猪名寺の地に鎮座有りしを、何時代にか今の地に移し、故なりと、伊丹の里人も云へり、是等を綜合して考ふるに、猪名野神社は古く猪名寺の地に在りて、彼猪名氏が其祖先を祭り來りしを、世の推移に依て後に伊丹に遷座なりしなる可し。

塚

口

川邊郡

塚口村は村の南方を除きて、他の三方面の各村に亘りて、田間に今も大小の古墳點々廿餘座存在す、依て村の名起る、而して伊丹より尼崎に通ずる道路に接す、天正七年、伊丹の役に瀧川一益、神戸三七等の陣所にせし地なり、扱二十餘座の古墳中に、大なる物を擧れば、池田山塚口村、眼鏡塚御園村、願常寺山、宮山南清水村、御願塚御願村、市の邊南野村、稍小なるは、城山塚口村城山の一部、萬古王塚西宮松内、天狗塚南清水村等にて、其外小なる物其間に介在す、尙各村の小字に、何々塚と云へる田畠の少からぬを見れば、古昔は夥く碁布せしか如し、近時破却の厄に罹らんと爲つゝ有るもありて、洵に歎息に堪へず、是等の古墳は、夙く考古家の注目せる所なれども、未、更に確説無し予の淺見亦何等考ふる所有らねと、時々踏査せし事有れば、聊茲に云ふ所有らん右諸墳中の最大なるは池田山とす、面積四反歩と云ふ、全く前方後圓の式にて西に面す、高さ約三間、明に環溝存す、今桃畑となれり、然るを今より五六年前、土地の



某の所有となり、之を發掘せしか、僅に祝瓮と、鏡及腐蝕の刀劍のみ有りて、石槨も石棺も存せざりしと云ふ、予此度某に就て、所有せる鏡を實見せしか、六個の破片なれども、其徑正に八寸、水銀銅の麗き漆黒を呈する見事なる、海獸紋の漢鏡なりき、此墳より約二丁南なる、田間の水路に架くる硯橋と稱する物は、正しく石棺の蓋なり、是此池田山古墳の物なりしを、何時代にか發掘遺棄せしなり、往昔貴族の永久に睡れる奥津城なるを、實に歎はしき事ともなり、次は御願塚村の御願塚なり、高さ約六間反別一反三畝、西面して鏡子形を爲せり、外圍に環溝の明に稻田と爲れる形跡を示す、墳上小祠あり、○市の邊塚は、塚口と御願塚の間に在りて圓墳なり、大略御願塚に似て、南野村の墓地となれり、○眼鏡塚は、形狀に依て名付く、昔時瓢形なりしならんも、今は形を變して御園村の墓地となれり、○北墓亦塚口村の墓地とす、○塚口村の城山と稱する物、今民家の邸中に在りて、其一部は古墳なり、○萬古王墓は攝津志にも云へる如く、西富松村農家の邸中にあり、○南清水村神社跡の如きは、嚴然環溝を有する圓墳なり、○以上皆所傳を失して、更に由縁を

知らず、然れども様式及地理の上より觀察する時は、所謂古墳時代の末期に屬すへきなり、茲に日本紀及び姓氏錄等に徴して、是等の古墳に關係有らんと思はるゝ古氏族を掲載すれば、左の如きを得べし、因に日顯宗紀に市邊皇子の御長女に居夏姫ます御名の居夏は、猶名津に同じかるべし、南野村の市邊塚は何か御縁有るに似たり、又皇胤紹運錄に、舍人親王の御子に三島玉、池田王、守部王、座して此守部王の御子に猶名王あり、是亦此地に御縁有るべく、覺ゆれど未據る所を知らず併せて考に備ふ

河邊臣

姓氏錄に攝津國皇別、武内宿禰四世孫、宗我宿禰之後也

坂合部連

姓氏錄に攝津國皇別、大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂

合部連

久々智

姓氏錄に、攝津國皇別、大彥命之後也

火船皇子

上殖葉皇子

塚口



猪名公

推田公

日本紀宣化に、次曰上菴葉皇子、亦名梶子、是丹比公、偉那公、凡二姓之先也、前  
庶妃大河内稚子媛、生一男、是曰火焰皇子、是推田君之先也

但姓氏錄には猪名公を火焰皇子之後とす

川原公

姓氏錄に、攝津國皇別、爲奈真人同祖、火焰皇子之後也、天智天皇御世、依居賜  
川原姓

上述の古墳は、強に是等諸姓に求むべしとには有らねど、他に傳ふる所も無ければ、先は茲に列記するなり、此諸姓の外に、猪名縣佐伯部、及猪名部などの諸蕃の、古く此地に占居せしが有れど、斯の如き厚葬を行へりとも覺えず、又姓氏錄に、額田部二流ありて、川邊郡に額田村あれど、所傳も詳ならず、地理も少しく隔たりたれば、共に此考按の範圍には漏しつ、茲に右諸姓に就て愚意を述べん

○河邊臣は、姓氏錄、右京皇別、宗我宿禰之後と云へり天武紀川邊臣、河邊は諸國に多けれど、

姓氏錄考証、古事記傳、日本紀通釋、皆攝津に取れるは、素よりその所なるべし、氏人は、欽明紀に、河邊臣瓊岳有、その二十三年軍に將として新羅に遣されて、鎮撫の任に當る、而して戦功は無かりしなれど、當時朝に立ては高位を保ちしなり、其婦甘美媛は、坂本臣の女なり、坂本臣も、攝津國皇別なれば、河邊臣の攝津に貫せる一つの傍證なるべし ○推古紀、河邊臣名欠有、其三十二年安

藝國に遣されて、船材を求む、人の恐怖せる霹靂樹を伐り、船を造りて、使命を全ふせし勇士なり ○推古紀に、河邊臣小徳禰受あり、其三十一年大徳境部臣と共に、新羅征討に向ひて、功有り、大徳は冠位十二階の第一位に當れる高位なれば、在朝有爲の士なりしなり ○孝徳紀に、小錦下、河邊臣麻呂あり、其五年大使と爲りて、唐に遣され、使命を果して、翌年歸朝す、小錦下は、孝徳の朝に撰定せられし、冠位二十六階の第七位にて、遣唐の大使なれば、當時の敏腕家なりしなるべし、此前後に、河邊臣湯麻呂、河邊臣磐鉞、又百技などあり、此族當時朝廷に在りて、一門繁榮なりし如く見ゆれば、史に漏れたるも多からん、河邊臣は、斯く右京に屬したれど、古く川邊



郡を本貫の地とせし皇別にして尤貴族たり、今云はんとする諸姓中に、比較的早く古史に見えて著き物なれば、先づ着目すべきは此等の人傑なるべし

○坂合部連は、孝靈天皇の皇子大彦命の後にて、姓氏録攝津國の皇別とす、國境造立の功に依て姓を賜りしなり、坂合部首坂合部宿禰など諸國に多き氏なり、他國なるは多く神別にて、攝津なるは皇別なり、坂部村即其本貫たり、氏は齋明紀に小錦下坂合部連石布同朝の二年に高麗に副使として渡航し、又五年に唐に使して路に暴風に逢ひ、賊州に漂着して横斃す、天平神護に至り、太政官功を稱して功田六町を與へ子孫に傳へしむとあり、功績顯著の人なりしなり、同行者に坂合部連稻積あり、島の船を盗み、航して唐に至るとあり、此前後に坂合部連、坂合部宿禰、彼は見ゆれば、此一族も又多かりしならん、今坂部村は、古墳の存する塚口に接したる地なれば、離るまじき緣由有るべし、久々知も亦地を接して、坂合部と同しく大彦命の後なり、古史所傳を欠きたれど、共に皇別の貴族なれば、古墳に深き關係有るべし

○火焰皇子は、宣化天皇の御子に座して、上殖葉皇子と御兄弟なり、姓氏録爲奈公の祖と有りて、此猪名の地方に座し、なり、今神津村大字東桑津の田間に在る一塊の叢地を御墓なりと云へり、雜木は二三株有れど、封土は有らず、唯十坪に足らざる境域のみ、而して字を大塚と稱するを思へば、古くは今の如き物には非ざりしか、然れども周圍の稻田に何等其形跡を見ず、又二丁許北西の方位に火蘭神社有りて、火焰皇子を祭ると云ふ、攝津志に火焰王祠及墓東桑津村に在りと載せたり、此書を信ずれば、眞に皇子の故地かと思はるれど、村中にも些の徵証と爲べき物なく、書籍にも亦首肯すへき記事なければ、予は之に贊同する勇氣有らず、火蘭神社を火焰皇子とするも甚信す可からず、故に皇子の御墓は、東桑津に非ずして塚口邊に求む可きか

○上殖葉皇子は、火焰皇子と共に宣化天皇の御子に座す、日本紀及古事記に猪名公及び丹比公の祖とす、而して皇子は此地方に居住し給ひしか、地名辭書は猪名の地に封せられ給ひしなりと云へり、然れば御墓は此邊に求む可きが如し、然る



に猪名公を姓氏録に、火焰皇子の後として御兄弟の中に相違有り、何れをか正し  
とすべき、若記紀を誤りとすれば、上殖葉皇子は此地方に御縁無きが如し、殊に御  
遺跡及び傳説さへ有らねは御因縁を求むる事能はず、故に丹比公の祖に座まし  
て、御母を古事記には、河内若子比賣と有るなどを見れば、河内國丹比の地を御故  
居に座す可きか明治三十年中、池田町五三堂に於て一の石棺を發掘し、殖葉皇子のならんご當時の新聞に見えし事有りたれど、是亦些の證據有りしに有らず斯く疑を  
存すれど、姑記して茲に考に備ふ

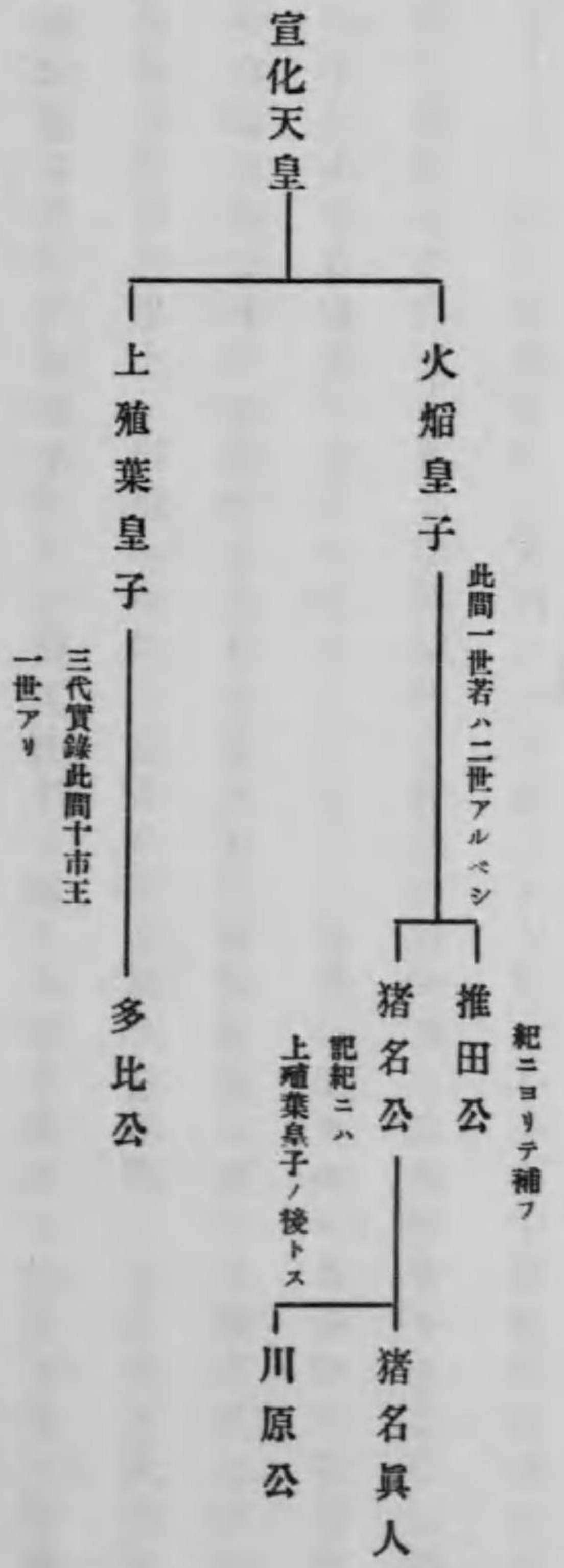
○推田公は、日本紀に前、庶妃大河内稚子媛生一男、是曰火焰皇子、推田君之先也と  
有り、地名辭書、推堂、蓋推田君の舊居なり云云、天智天皇の時、推田君を改て川原、爲  
奈の二姓と爲し給へるに似たりと云ひ、日本紀通釋も、今彼郡に推堂村有り、推田  
の訛れる名かとあり、今猪名川の西岸に臨める推堂村は、實に推田公の故地なり  
故に墓所は此邊に求むべし、附きて曰、氏人の物に見ゆるは少なし、東大寺文書、聖  
武天皇の御世に、和泉人推田連島麻呂と云ふが有れば、後に連の姓を賜りて、其後  
裔の有りしなりと、飯田武郷翁云はれたれば、推田の姓は依然繼續せる物ならん

されは川原、猪名の二姓に改まりしに非ざる可く思はる

○猪名公は、火焰皇子の後なる貴族にして、猪名寺村其舊居なる事、猪名寺村の條  
に既に詳に云へり、天武紀十三年、猪名公、姓を賜りて猪名真人と曰ふとあり、孝德  
紀以後此氏の人名所々に見ゆ、中にも猪名公高見卿は尤厚葬を行ふ可き人格な  
る可けれど、没年の天武朝には、既に孝德天皇、天智天皇、世の厚葬を禁じ給ひし後  
なれば、巨大なる墳墓は作られざりしなるべし、此卿の没年天武元年に先たつ事五年  
に、河内國國分の船氏王後の厚葬なりし例は有れど、恐くは薄葬なりしならん、然  
れども大小墳墓の群集中に、或此人のも無しとは限るべからず、此時代、金銅の墓  
誌を副葬せし事行はれたれば、明瞭なる墳墓を發見する日無きに非ざるべし  
○川原公は、姓氏録に、爲奈真人同祖、火焰皇子之後也、天智天皇御世、依居賜川原姓  
と有り、即川原の地に居住せしにて、今の瓦宮村其舊居なり、川原公の姓を賜はり  
し初代の人名は欠けて傳らす、氏は、三代實錄、貞觀五年十月攝津國川邊郡九世  
散位從六位上川原公清永、川原公清宗、正七位上川原公清貞、從八位下川原公清方



十一世大膳大進正六位上爲奈真人菅雄等五人之戸並鬮課役清永等宣化天皇皇子火焰王之後計其世數未可徵課役也と有るを見れば、貞觀の頃には、猪名川原二流とも、此地に現住し、皇別の家格を保てりしなり、此人々等は、古墳の時代に有らされと、事の序に記しつ、又姓氏錄に據りて火焰皇子の系を圖すれば、左の如きを  
得べし



坂部 井久々知 川邊郡

坂部村は、上下二村に分つ、坂部は坂合部、境部にて、其氏族の住ける地なりしなり、姓氏錄に、攝津國皇別、坂合部連、大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連と有り、又久々知村は、姓氏錄、攝津國皇別、久々智、大彥命之後とありて、此村は、上坂部と、下坂部との間に介在したれば、始めより深き縁故の有りしと思はる、塚口村の條に云ひし如く、塚口附近の古墳には必關係を有せるなるべし、○上坂部村に延喜式の伊佐具神社有り、此地を攝津風土記に、昔息長足媛天皇、幸于紫紫之時、集諸神祇於川邊郡内、神前松原、以求福と有る古跡なるべしと云へる説は、甚首肯せらる、神前は神崎にて、當昔、神崎、坂部は同一の海岸の汀線なればなり、されは伊佐具は、いさごにて砂なるべし、古昔新羅客人來朝の時、朝廷より酒を饗し給ひし例有りて、廣田、生田、長田等の神社と同一、其酒造るべき料の稻を、此神社にも供し給ひし事、延喜式に見ゆ、即

凡新羅客人入朝者、給神酒、其釀酒料稻、大和國賀茂、意富、纏向、倭文四社、河內國、恩智一社、和泉國、安那志一社、攝津國、住道、伊佐具二社、各三十束、合二百四十束、送住



道社、大和國片岡一社、攝津國廣田、生田、長田三社各五十束、合二百束、送生田社、並令神部造、差中臣一人、充給酒使、釀生田社酒者、於敏賣崎給之、釀於住道社酒者、於難波館給之

と有り、又坂部を、太平記に酒部と書けり、酒造に縁有る名の如く思ふもの有れど、畢竟語の同き而已にて、別に由縁有るべくも覺えず、國境の標を造立せるよりの名なるを思ふべし

栗山

外三村 川邊郡

栗山、大西、三反田、上ノ島、四村を併せて俚俗四島と云ふ、是古昔武庫、入江中の諸島なりしなり、攝津志之を生島庄とせり、栗山村には郷社生島神社あり、抑生島とは生國、足國など云ふと同く、島を稱贊せるにて、大阪の生國、咲國、魂神社生魂神社を云ふと云ふも、國の靈を齋ひ祭れるなるが、なほ生島と云ふも同義にて、古き名稱なり、扱古昔には、淀川尻を中心にして、住吉より武庫川迄の間に數多の島ありて、大數の上

より八十島と云へり、承和年中、參議小野篁が流罪になり、隱岐國に出立つて、淀川尻を船出せし時の歌に「八十島かけて漕出ぬ」と云ふが有て、此所も其一部なり、又八十島祭と云ふ事も有りて、往昔御即位の後には、一度行はせ給ふ事にて、此八十島の靈を祭り修祓を行ひ給ふなり、古昔皆難波津に於てせり、京都よりの行裝も甚嚴重なり、其場所は生魂神社の石山邊に有りし頃は、其所にて行へりとも、又後には住吉にてとも有り、西成郡の佃村邊なる御幣村は、八十島祭に就ての名なる如く、此生島もなほ其祭に必由縁ありし事と思はる

七松

川邊郡

古くは七本松と云ひしと行囊抄云へり、村名の起原は語の如くなる可し、七本松は總見記に見えて、彼荒木村重没落の時、妻子及び近親三十四人は京都に上せて、洛中を引廻し、六條河原にて斬罪に處せられしか、家人の女房及び郎等六百二十四人は、此七本松にて磔に掛け、又焼き殺し、事を云へり、左に本文を抄出す



天正七年十二月十二日ヨリ、荒木ノ御仕置アリ云云、宗徒ノ者共ノ人質、男女三十餘人ハ、京都ニ於テ罪科ニ行ハルベク候、相殘ル者共、人ノ支配ヲモスル程ノ者ノ人質ハ、一人モ不殘、尼崎ノ近所七本松ト云所ニ張付ニ掛殺スベキ由、山崎ニ於テ仰付ラレ候云云、翌十三日辰ノ刻ニ、件ノ女房士分の妻百二十二人、各結構ニ出立チ、尼崎ノ近所七本松ト云所へ一度ニ引出シ、幼少ナル子等ヲバ母ニ抱カセ、皆殘サズ張付ニ掛並ベ、警固ノ武士等鎗、長刀、太刀ヲ以テ、一々刺殺ス、女房等一度ニ腫ト泣叫ブ聲夥シク、見聞ノ貴賤不覺落涙ス、是ヲ見ル者、廿日三十日程ハ其面影身ヲ離レズ云云、此外、女ノ分三百八十八人、是皆召仕ノ下女ナリ、男ノ分百二十二人、是侍ノ妻子等ニ付ケ置タル若黨ナリ、此五百二十二人ハ、矢部善七郎御檢使ニ仰付ラレ、家四ツニ取籠メ、込草ヲ積デ悉燒殺サレ候、不便ノ仕合セ、是併乍荒木ノ無道ノ謀叛ニ事起ル者ナリ云云

洵に殘忍極まる暴戾の所置なる感あれども、是は當時戰國の常態にて、記事を讀むたに酸鼻の情禁せられすかし、余頃日此地の人二三に就きて、是等の事を問

し見るに、古く七本松と云ひしは聞き知れども、荒木の殘黨處刑の事は何とも傳説なしと云へり、六百人に餘れる夥多の人数を、一時に磔刑、又は火刑に處するなどは、實に非常の事件にて、千載の後にも忘らる間敷き稀有の珍事と思はるゝを、三百四十年後の今日にして、疾く口碑にも無しと云ふは、甚訝むべき事ながら、文事に疎き時代には總て斯くも有りけるにや

長

洲

川邊郡

長洲は古く聞えたる地にて、地名の如き形状の早く見はれしなり、今は東、西、中、の三村に分かる、攝津志に大物と錦樂寺とを併せて大洲、庄とせり、履中紀に、車持君カサマモトノキミに惡解除、善解除を負せて長濱崎ナガハマに修葺せしめ給ひし事を載す、難波津附近の島にて葺せし物の物に見ゆる始めなり、難波津の葺の事は、此後京都より度々行はせ給ひて特に嚴重なり、是を八十島祭と云ふ、すてに栗山の條に云へり、平安京の頃は、其外事に觸ては、難波津に下り、島の崎にて修葺せし事折々物に見ゆ○延喜



元年菅公筑紫左遷の時、船を寄せ給ひしこと、公を祭れる神社あり、如何様海路の順に當れば、然る事の有りしならん。○尼崎大覺寺文書中、正和三年五月、長洲御厨司番頭、又曆應元年九月、長洲御厨御代官散位泰繼等の署名ある寄進狀有り、南北朝前の正和、北朝の曆應頃には、伊勢神宮の御領地に成れりし事も有りたりけん。此代官泰繼の狀には、長福寺裏屋々敷を、大覺寺に寄進する事を載せたり。○古歌も彼是多し下に掲ぐ

難

波

尼崎市

東西の二村に分つ、長洲と同く古き洲濱なりしなるへし、地名は大阪の難波と同じければ、古來説多し、されど地名辭書長洲の條に、古昔難波瀉の汀線は、此邊にて畫せられしなり、と云へるは卓説なり、地名又は古歌等にして、極めて此難波を云へりと思はるゝ物の甚少なきは、大阪の方、區域廣く云ひ習はし來れるも、此地は一小區を限りたる如く成りたればなり、増鏡、後醍醐帝の隱岐の國遷幸を云へる

條に

こや野より出させ給ひて、武庫川を渡り、神崎、難波住吉を過させ給ふ

とあるは、地理甚如何はしくて、文飾の缺陷あれど、此難波を云へりと覺ゆ。○應仁記、足利季世記にも所々出たる中に

天文五年三月廿六日、攝津國中島ノ一揆衆ト、富田中務一味同心シテ、西難波ニ三好伊賀守、同久助衆、籠リケルヲ攻ケレバ、忽攻落サレ、長屋、岸本ヲ初メ、皆自害シテ失ニケリ、之ヲ聞テ、伊丹衆ノ籠ケル吹屋吹屋ノ城モ明テ除ク、棕橋城ニ伊賀守籠リケルガ人衆、大方西難波ニテ打レケレバ、力ナク落テ、木澤左京亮ヲ頼ミテ、信貴ノ城ニ落行ケリ云云

尼

崎

尼崎は海士アが崎キなる事すてに説有り、姓氏錄未定雜考、攝津國部に、韓海部カラア首マノキヒトあり、此部民の住けるよりの名なるへく覺ゆ、濱田村の條に云へるを參照すへし、和名

難波 尼崎



抄の餘部の地なるへければ夫より轉れるかと思はるれど、尙前説の方なるへし攝津志及び地理志料は、此地を和名抄の大神郷に取れり、大物と云へる地有る故なるへし、然れども大神郷は多田にして此地には非すと余は断定す。○又攝津志に、寶徳三年の古記に幣島に屬すとせり、享保の古圖を見るに、初島の東に接して幣島の領地を標するを見れば、然る時代も有りけるにや、大物は長洲村と共に大洲庄と云へり、延文五年の大覺寺文書に、大洲庄大覺寺とあれば、今の大覺寺町は尙大物の區域なりしを知る。○上古は大川尻の極西に當りて大小の洲濱碁布せしが、即今の杭瀬、大物、長洲、難波、尼崎等の地と成れり、又尼崎には寛文の地圖を見るに、向島、初島、高洲、松島など海表に亘りて葦葭簇生の洲濱なり、是を以て大坂と武庫川との間の諸村開始の當初を想像すれば、變遷の甚き状態は洵に驚く可き物あり、而して大物浦と稱し、は、今の大物村其故趾にて、尼崎は大略夫より南西に亘りし一海村なりしなるへし、扱文献の上には尼崎よりも大物の方早く世に見はる、漁村の地よりも交通繁き船舶の地の速に世に聞えしなり、平安朝頃迄は

更に物に見えぬは、未だ發達せざる時なればなり、平安朝になりて、三國川の末に神崎及大川尻ありて、天下第一の樂土と稱せし程繁榮しければ、隨て其下流の海驛なる大物浦も、相應の要港なりしならん、南北朝の頃には、大物浦は海底淺くなりて、船舶の不便を來し、比較的沖に近き尼崎之に代り、漸次發展して大阪、堺にも比すへき繁榮の要津となりしは、全く地形の變遷に基つくなり、尼崎は海外の貿易も多少行はれしと見えて、茶の具の天目臺に、尼崎臺といひて世の賞翫せし舶來品あり、攝津尼崎に唐船の來りし時渡る、故に名付くと三谷宗鑑の和漢茶誌を引て、社會事彙云へり、是は足利義政の執政頃を云へるにやあらん、扱大物の浦の早く物に見えたるは、保元物語なるへし、藤原師長の土佐國配流の事を云へる保元元年八月の條に

師長は大物と云ふ所に留り給ふ、源惟守と云者此程琵琶を習ひ奉りて常に参りけるが、最後の御別とて、是迄参りて、終夜秘曲を調へ云云、青海波の秘曲を授給ひて、其譜の奥に「教へ置く其言の葉を忘るなよ、身は青海の底に沈むと」惟守



是を給ひつゝ涙に咽ひて立にけり

と有り、是に次きて玉海に、福原遷都前後に所々大物を載たり此事下條に云へし又東鑑には源義經西國出奔の文治元年十一月の條に

今日豫州至河尻之處攝津源氏多田藏人太夫行綱豐島冠者等遮前途聊發矢石豫州懸敗之間不能挑戰然而豫州勢以零落所殘勢不幾云云行家義經於大物濱乘船之刻疾風俄起而逆浪覆船間慮外止渡海之儀伴類分散豫州之輩纒四人所謂伊豆右衛門尉堀彌太郎武藏坊辨慶并妾女靜一人今夜一宿天王寺邊自此所逐電云云

玉海文治元年十一月四日の條に

今日又武士等追行義經云云傳聞昨日於川尻與太田合戰義經得利打破通了云云義經行家等去五日夜乘船宿大物追行之武士等寄宿近邊在家未合戰之間自夜半大風吹來九郎等所乘之船併損亡一艘而無全船過半入海其中義經行家等乘小船一艘指和泉浦逃去了云云

右東鑑玉海に川尻と云ふ地名見ゆ是は神崎川の舊委口にて大物浦と大和田との中間なり今は地形變遷すれど杭瀬梶島佃島邊を古趾とす大河尻大物浦は平安京の始より西海の要津となること地名辭書云へり洵に然らん平安京の始神崎蟹島大川尻は公卿上達部扱は富豪家の妓を買ひ船を浮へて遊興を貪りし地なり而して此川尻の寺江と云所に五條大納言邦綱と云ふ大富豪家の山莊ありて頗輪煥の美驕奢の極を盡しゝが如し此寺江に付て大物に大に關係あり後に悉く云へし

次に尼崎の名太平記に見ゆ楠出張天王寺之事の條に

元弘二年五月十七日楠正成天王寺に討て出て渡邊橋より南に陣を取る云云六波羅勢京都を立て五月廿日尼崎神崎柱本の邊に陣を取て遠箒を焼て其夜遅しと待明す

同摩耶合戰の條に

先帝後醍醐己に船上山に着御成て云云元弘三年二月六波羅には摩耶の城を攻



んと、佐々木時信、常陸前司時知等五千余騎押寄す、摩耶の赤松則祐に切立られて引退き、城の麓、武庫川西迄、三里の間、人馬彌が上に重り死て、行人道を去り敢へず、僅に千騎にも足らず成りて引返す、赤松之を追て、久々知、酒部に陣を取る、赤松か油断する内、六波羅の阿波勢、三千余騎、尼崎より船を留めて上りけるに追立られて退く要摘

次に後醍醐天皇の皇子、尊良親王の御息所、尼崎、大物の浦にて御遭難の事有りて、秦武文、忠死す、太平記の要を摘て左に記す

土佐國畑に謫居座ます尊良親王は、京都の御息所を迎へんこて、隨從の士、右衛門府生、秦武文を上せ給ふ、武文御息所を奉して京を出て、尼崎、大物浦に着き、渡海の順風を待程に、筑紫の人、松浦五郎、是も風待して有けるに、惡意を起して御息所を奪ひ、己が船に乗せ奉りて逃去る、武文苦闘すれど、終に及はずして切腹す元弘元年の事なりし、武文の墓は駿海岸寺に在り、隣地の普通寺に合併して位碑も存す

大物浦は、斯く玉海、東鑑等に夙く見えたるも、尼崎は太平記より後に散見す、足

利の中期に成れる謡曲雲林院に

芦屋の里を立ち出て、我は東に赴けば、名殘の月は西の海、汐のひるこの浦遠し、松陰に、煙をかつく尼崎、暮れて見えたる漁火の、あたりを問へば難波津に、啖や此花冬籠り云云

應仁の末期に當りて、管領細川高國、畿内に威を振ひ、その屬將、河原林政頼、越水城西宮の北を構へて居城とす、永正六年二月、細川澄元、越水城を屠らんとして大に攻寄せ、高國勢散々に敗北す、此戦役は屢、尼崎にも及ふ、重篇應仁記に

去程ニ高國ハ諸方ノ軍ニ打負、池田、伊丹、久々知、尼崎ニ陣ヲ取替ケレハ、澄元方ニハ悦勇ミテ、二月十六日、三好入道、競掛テ、難波ノ庄、昆陽、富松、生島、七松、濱田ニ陣取リ、一萬餘ノ勢ヲ率テ、尼崎、長洲ニ取掛、息ヲモ繼ズ、攻戦フ、大物ノ庄ノ北、横堤ニ於テ、高國方ノ香西與四郎ト、四國方ノ三好孫四郎ト、互ニ名乗合ヒテ散々ニ戦ヒ、切合タリケルガ、勝負ハ屬カズ、相引ニゾ引タリケル澄元は後に京都に破れ、阿波に歸りて病死す

次に大永四年の條に



細川高國ハ、京都ノ幼君足利義晴ヲ補佐シ、在洛シテ公方家ノ權ヲ執リ、諸事大小ト無ク心ノ儘ニ執行ス、從父兄弟ノ細川左馬頭尹賢ヲハ、典厩ノ家ヲ繼セ、彼跡目ト號シテ、攝津尼崎城ニ居セシメ、西國ノ沙汰ヲ決斷セシメテ是モ威勢ヲ振ヒタリ、又六年ノ條ニ此右馬頭尹賢ノ居城ヲ尼崎ニ築カントテ、高國諸家ニ命セラル、一家ノ人々日夜土石ヲ運デ造營ノ役ヲ勤ム云云

尼崎城ハ此時に初まる、高國築城して尹賢をして守らせしが、大永六年十二月三好の一族阿波に蜂起して細川聰明丸及晴元を奉し、泉州堺津に渡る翌年晴元等尼崎を始め攝津を侵略して尹賢の尼崎城は一年にし、京都を犯す、高國近江に逃れ、後出雲播磨に流離し、播磨の浦上村宗に據りて、享祿三年又攝津に上り來りて、晴元方の藥師寺三郎左衛門の守れる富松城、及び高島甚九郎が守れる伊丹城に戰ふ享祿三年八月廿八日、浦上勢高國方ノ先陣、攝津神呪寺ニ陣ヲ取ル云云、富松城ノ藥師寺等ハ旬々ノ休ニテ引退キ、皆尼崎大物城ニ引籠ル、高國方ノ浦上勢多勢ニ成リケレバ、然ラバ此大軍ニテ大物城ヲ攻ヨヤトテ、十一月六日、大物へ取掛

ケ、入替々々攻ケレバ、大敵防難シトテ、藥師寺降參ス尼崎城は大物城とも云へり、此時再度高國方の有こなる

斯て晴元勢は大物城を攻落されしも、三好元長が加勢を得て、享祿四年六月、住吉天王寺、渡邊津村等に戦ひ、野里川に追撃して、終に高國軍を亡ほし、高國を尼崎に捕へて自殺せしめぬ

野里川ニ追込マレテ死スル者五千人ト云フ、高國ノ宗徒ト頼マレケル細川和泉伊丹兵庫助國扶川原林日向守、藥師寺三郎左衛門等、一足モ引カズ、思々ニ討死ス、野里川ハ時ノ間ニ手負死人ニ押埋レテ岡ノ如クニ成ル、其外ノ殘徒等少々、尼崎ニ落留リケルヲ、三好山城守追驅テ切崩ス云云、世人攝津大物崩レト云習ハス、高國ハ、六月四日ノ戰ニ落延ヒテ、播磨路ニ赴キケレドモ路塞リテ行方モ無ケレバ、大物庄ノ民家ニ入テ、紺屋ヲ頼テ忍ヒ入ル、紺搔ノ男奇特ナル者ニテ、甲斐々々シク頼マレ、頼テ我家ノ藍瓶ヲ内伏セテ、其中ニ高國ヲ隠シ入レ置テ、己ハサラヌ体ニテ布ヲ染テ居タリケリ、三好家ノ者共、所々方々搜シケレドモ高國見エ給ハズ餘リニ尋兼ケルニ、其中ニ小賢キ者有リテ、瓜ヲ數多持來リ



折節彼家ノ邊ニ遊居ケル童部共ヲ近付ケ、若此邊ニ落人ヤ隱居ケン、夫レ教ヘ聞カスルナラハ此瓜ヲ取ラセント云フ、炎天ノ嗜物ニテハ有リ、童部等瓜ノ欲シサニ何心モ無ク言様、アレナル紺屋ノ背戸ノ藍瓶ノ下ニコソ坊主一人隠レ居タリト告ケレハ、扱ハ夫コソ怪シケレトテ搜ス、兵共紺屋ヘムズト押入リテ紺搔ノ男ヲ擲置キ、其外多勢シテ彼藍瓶ヲ取除ケ、隠レシ法師ヲ出シ見レバ、疑モ無キ高國ナリ云云、早速切腹サスヘシトテ、山城守檢使トシテ、六月八日大物庄廣徳寺ニ於テ腹ヲ切ラセケリトゾ聞エシ云云

さしも跋扈せし高國は、終に細川晴元、三好元長の爲に討れぬ、永正五年高國池田城を亡ぼしてより、享祿四年迄二十五年の間、攝津國中を蹂躪し、諸城を奪ひ、或奪はれて騷擾止む時なかりし、此間人民の疾苦實に如何計りなりけん、今にして亂世の當時を回想すれば、轉寒心に堪へざるものあり

亨祿は改まりて天文となり、晴元得意の世と成りて、亂行暴威世の信望を失ふ、攝津は所々一揆勃發し、一向宗と日蓮宗と相争闘して、尼崎、伊丹、池田は擾亂の巷と

なる、當時尼崎城は、細川晴元の屬將、松井越前守城主たり

天文元年冬晴元ヨリ攝津ノ一揆退治ノ爲、當國富田ノ道場ヲ燒拂ヒ、同日池田伊丹衆一味シ、同シキ下郡ノ道場ヲ放火シテ、一向坊主等ヲ悉誅伐セシカト、一揆等之ニモヒルマズシテ、去頃本願寺炎上ノ義、日蓮門徒ノ所業ナレトモ、是ハ只晴元ヲ責ベシトテ、畿内ノ一揆多勢ヲ催シ、明ル天文二年正月元日ニ、晴元ノ味方ナル攝津尼崎大物城ヘ押寄セ、城主松井越前守ヲ攻詰テ、其ヨリ同月十日泉州堺津ヘ押入ル

三好元長の子、長慶出て同族三好宗三と隙有り、終に又武庫川邊兩郡の間に争亂を起す○伊丹親興は、宗三死後にも屈せず伊丹城を守りしか、天文十九年正月、長慶富松城に在りて、對陣二箇月に亘る、遊佐河内守調停し、尼崎本興寺に會見して和睦す、當時此地は長慶に屬せしが如し、永祿六年長慶卒し、其屬將松永久秀代て此地に跳梁す、九年二月松山彦十郎と云ふ者尼崎城に入る

茲ニ松山彦十郎、同安藝守、中村新兵衛ハ、内々松永ト一味シテ攝津芥川ニ在リ



クレドモ先頃ヨリ三好三人衆ノ味方トナリ誓詞ヲ書渡シテ向後二心アラシト誓約ス然ルニ此頃松山彦十郎ハ先度ノ誓約ヲ背キ松永ノ味方ト爲リテ尼崎城ニ籠ル其後伊丹親興ノ聲トナル

同年六月阿波より足利義榮上り來り篠原長房を大將として松永を討つ松永破れて泉州に退き尼崎伊丹池田は皆篠原に服す○時に永祿十一年九月織田信長岩成主税を降服せしめ之に先鋒を命じて攝津に討ち入る松永久秀既に降り伊丹親興亦降を乞ひて川邊武庫兩郡に放火し將軍義昭及信長の進軍を待つ惟任光秀先池田城を攻て池田筑後守を降參せしむ越水城も風を望みて篠原長房逃亡す茲に於て攝津は平定し伊丹兵庫助池田筑後守各本領安堵して居城を守る篠原は阿波に走りたれば尼崎は此間誰に屬せしか詳ならねど松山彦十郎尙在城せしならんさらば池田に謀せしなるへし

永祿十二年正月信長五畿内の所置を爲すこて和泉の堺津に軍用金を徴し強て貳萬貫を上納せしめ同二月廿八日尾張勢を遣はして尼崎に矢代を徴す

攝津尼崎ハ富有ノ地ニシテ先例モ有ル事ナレバ公方ノ御代替リニ矢錢ヲ上

納スヘキ由責タリケレハ當所ノ者共難澁シテ同三月六日忽喧嘩ヲ仕出シ尾

張ノ部下ヲ四五人打取尾張勢大ニ怒リ尼崎四町四方ヲ悉燒拂ヒ男女三十人

許ヲ確切ニシテ只長遠寺如來院ヲ殘シ置キケリ以上重信應仁記

時に將軍義昭は信長と和せず之を討んとして却りて宇治の檣島に破れて足利家は終に滅亡す荒木村重は池田伊丹を亡ぼし信長に功を立て攝津一國を給はり伊丹を本城として多田茨木高槻能勢花隈尼崎を支城とし尼崎には荒木村久荒木略記には嫡子新九郎を久置くごあり村久は名にやを守らしめて大に威を振ふ是天正二年なり

天正六年十月荒木村重信長に反し中國毛利に意を寄す信長大に怒り中將信忠三七信孝瀧川一益惟任光秀を率て十一月九日京都を立ち伊丹城を包圍す村重堪ふる能はず翌年九月二日夜荒木久左衛門を城に留め從者四人と密に城を出て尼崎城に逃る或華嚴城とも云ふ乾助次郎葉茶壺を携へ妾一人を具す然れども十一月終に亡ふ見



此役に野史は武家譜、實錄、藩翰譜を引きて、池田信輝の軍功を云へり

七年十一月、拔伊丹城、信長、以攝津國、與信輝父子、授書曰、因信輝父子勳勞、以雪佐

久間右衛門叛心之會稽之耻、名譽高於山、云云、之助、輝政（共に信輝の子）、又圍華隈城、拔之

信輝居大阪之助、于伊丹、輝政于尼崎、九年十一月、以大山城讓女婿織田勝長

寺町法恩寺に佐々成政の墓あり野史に曰く要摘

成政は豊臣秀吉の臣にて肥後熊本の大守たり、秀吉人を遣して成政の罪を責

しむ、成政懼る、天正六年正月、成政安國寺の僧惠瓊と俱に尼崎に至る、先、秀吉に

謁し爲に哀を請ふ、聽さず、乃成政を尼崎に拘す、淺野長政、福島正則を肥後に遣

して鎮撫す、閏五月秀吉又人をして謂しめて、汝苛酷を以て民を御し、民人叛離

し、軍旅起れり、是成政の大罪也と、死を賜ふ、十四日自殺し、國除せらる、年五十と

云ふ

と有り、寺に位牌あり、成政寺四品拾遺補缺庭月道閑居士とす

爾後尼崎藩主の交迭すること五氏なり、先、天正七年荒木氏の亡ふるや、池田信輝

父子、討手の大將を承りし恩賞として、尼崎、有馬、華隈の諸城を加へ給ふ信輝は當時

の地、後大阪、尼崎、兵庫の地合せて十二萬石とす、天正十年六月二日、信長本能寺

の變有り、秀吉山陽より馳上り、尼崎に至りて、信輝と議し廣徳寺に會す、共に明智を山

崎に討つ、天正十一年、美濃大垣を賜ひて移りければ、建部壽徳、入道高光若狭小濱

より來りて、當城を守る、當時之を郡代と稱す、其子内匠頭光重、其子三十郎政長相

承く、政長慶長十九年大阪の役に徳川に屬し、年僅に十二才、故に外戚の縁有る松

平武藏守利隆池田輝政の子なり、加勢して、尼崎、西宮地方を警備す大阪夏陣には内藤紀伊守加勢す、政長功に依

りて一萬石に加増せられて、元和二年播磨の林田に移る、同年戸田左門一西の子

左門氏鐵、近江膳所より此城に遷る、徳川譜代の臣にして分限五萬石とす、寛永十

一年美濃大垣に轉封す、戸田氏、尼崎在城十九ヶ年、此間大土工を興して城廓を改

築す、此改築は當時にして世の耳目を聳動せしめし大工事なりしが如し、抑尼崎

城は、大物城又は大覺寺城とも云ひて、始め大永四年、細川高國か左馬頭尹賢の居

城として築城を試み、同六年城砦成れり、應仁記の言ふ所を察るに、僅に陣屋とも



云ふへき程の物なりしなるへし、當時前後に屢交戦有りたる富松城、越水城の故趾を見て思ひ半に過べし、故に戸田氏大に改築の舉に出てたるなり、行囊抄に氏鐵古城を壊ち新城を築く、西國より陸路往返の輩此地に至らすと云事無しと云ひ、今の左門殿川は、即戸田氏の修むる所にして、俚語に夫か爲に徳川氏の忌避に觸れて、大垣に移されぬと云ふを思へば、此土工は管左門殿川を修する而已ならず、行囊抄の云へる如く、從來の結構を改め、石壘を高く疊み、胸壁を堅固にし、外砦内郭の濠渠を縦横に掘鑿して、大に神崎川の水を引き、海水をも利用して水利を自由ならしむ、モモ逢川、玄蕃堀玄蕃堀は青山氏の時代か庄下川の排水渠も亦一は城廓の防備に爲しならん、西國街道を市中に横貫せしめしも、此時なるか如し、又大覺寺移轉も同時なりと云へば、尼崎大物の地形は、當時大に面目を改めしなり、されば徳川氏之を咎て改易せしと云ふは或然らん、而して大正の尼崎市の工業が水運の爲に急轉速進して、繁華の域に到れるは三百年の既往なれと蓋戸田氏の遺功に負ふ所少からざるへし、○寛永十二年青山播磨守忠成の子、青山大藏少輔幸成、遠江掛川

より轉封し、采地五萬石、是も徳川氏譜代の臣にて、大阪の役に功あり、宿老職に上り、御書院番頭たり、寛永十年に掛川に封せられしなり幸利、初幸幸督、初幸幸秀、初幸を経て、正徳元年二月十一日、信州飯山に移る、同年同日、代て櫻井遠江守忠喬、遠江掛川より轉し來る、忠實永三年飯山より掛川に移り居しなり、四萬石、徳川氏の類族なり、初忠忠名、初忠忠吉、忠實忠實、忠誨忠誨、忠榮忠榮、相承相承、忠興忠興に至りて、明治の廢藩となる、櫻井家は其始め、源信定に出つ、信定は徳川家康五代祖出雲守長親の二男なり信定三河國櫻井城に居る、故に子孫櫻井の松平と稱す、清定家次、忠正家廣、忠頼忠重、忠俱忠俱、飯山に居る忠繼、掛川に居る忠喬、相承相承、即尼崎に移りしなり、新井白石の藩翰譜及び家譜是等諸侯の居城とせし、尼崎城廓は、市街の中央に在りたり、余が實見せし若年時の感想を回顧すれば、洵に隔世の觀あり、四圍に廣き濠を回らし、城内の本丸にも之を引き、外廓の濠に沿ひては、悉石壘を築き、石壘の上に長棟の胸壁を構へ、之に箭眼を備ふ、方隅には櫓を築きて皆白堊を塗抹して、外觀甚壯なり、東西の城門は、東大手、西大手と稱し、鐵扉頗嚴にして、天守閣及び本丸の殿舎高く聳えて、喬木の間に隱見す、是等の壯觀は、豪宕と優美を兼て、威儀堂々たるものなりき、素より大



阪名古屋の巨城には比ふへきならねど、小藩の城廓としては比較的過大なりしなり、家臣の多くは城外の四圍に居住せしめ、城下東西の街端に竹屋、及び大物の關門あり日夜之を警衛して、通行の輩を監視し、或誰何す、自治制度の行はるゝ今日には又見る可からざる奇觀なりし、然るを廢藩に至りて、城壁を始め、許多の建造物は残らず毀却し去て、一部の石垣は海岸に運て防波堤とし、一部の濠渠は埋めて市街地となす、時勢の赴く所なれども、さしもの偉觀は破却し盡されて、一時は寂寥たる廢墟となりしも、其後學校又は櫻井神社を創建して民家軒を並ぶるに到れり、要所に在し雄大の建築物の、假令一部にても今日に存在したらは、誇る可き市中の美觀なる可きを、惜むへき事ともなりかし。

初島は、辰巳町の南なる松島を隔つる其沖に在て、西の方、築地の南に亘れる一島なり、古昔の大物浦より數町の沖なりしなり、是ぞ勅撰の歌集に數多見えたる浦の初島なりける、浦の初島は大物浦の、初島なるへし、古昔大物浦の海驛なりし頃は、西國旅行の目を娛ませし一景物なりしなり、戸田氏領知の時此島に別莊を興

し、遊望の地とす、行囊抄云へり、今は周圍皆溝渠回りて、島とは云へど、尙四圍は他の新田に抱かれて古昔の觀は有らす成れり、今二三十年を待たず工場に埋れて煙突の煙に噎ふなるへし。

築地と稱する地は、寛文五年に蘆原の地を改修して今の市街地成れり、其頃大阪街道は、築地川の北岸に在りし事、寛文の地圖にて知らる、以來街道は築地に轉し廢藩の後再轉して舊城内を通するに到れり。

向島は、寛文圖を見るに、西町ニッテの地の南に一水を隔て、築地邊より竹屋新田の南に掛て、東西に長く一文字形に蘆原を示せり、正徳三年、川邊郡山田村の人、新城屋權右衛門來りて開拓す、即新城屋新田となれり、又其數町と覺しき南に、長大なる一文字形の同しく東西に亘りて、半蘆原の洲濱あり、享保の圖に高洲と有り、東は初島邊より、西は竹屋新田の沖に亘れり、北なる向島との間に、廣濶なる一江を抱けるを見る、然るを其後、向島と高洲と連絡して、廣大なる新田となり、尼崎特産の甘藷畑となしたりしか、七八年前より縦横の溝渠を利用して、種々の大工場數十建築せられて



一大工業地と成る、寛文以後僅に二百五十年間に滄桑の變ある驚くへし、實に隔世の感あり

貴布禰神社は、元は城廓の三の丸邊に在りしを、戸田氏の築城に際し、今の地の一丁許東北の方に遷座す、後火災に罹り、且濕地を厭ひて、正徳五年現今の處に再轉す、領主代々特に崇敬せり、攝津志に、嘉暦元年の造立とし、大覺寺記録に見ゆとあり、此記録に云ふ所は、東長洲村なる貴布禰神社の事なるへし、而して尼崎貴布禰神社も、昔時長洲村へ渡御の祭典有りし由云へは、なほ長洲に因縁あるか○大物主神社は大物町に在り、元若宮と云ひて、嚴島の神を祭る、寛文七年に成れる京童跡追と云ふ書に、平相國安藝に渡らんとして、風波打續く、故に辨財天を祈る、歸途報賽の爲に創建す、身の老年を祝して若宮と號し、神宮寺を置て海平寺と名付く、民家軒を並へしかば、氏神とせし由記す、大物主神社とせしは、攝津志此地を和名抄の大神郷とし、此社を大神祠と記載したり、故に是に隨て、明治五年の改正に三輪神に擬して大物主神社と改めたり、是はなほ考ふべき事ともなり、大物の地は和名抄の大神郷

に有らず大神郷は多田の地なり、大物浦の條文に照すへし ○初島神社は築地にあり、元別所町に在りしを、寛文中築地改修の時此所に移轉す、寛文圖には蛭兒社とす

大覺寺は元能勢郡月峯山とかに在りしを、一度長洲村に移し、嘉暦元年此地に轉すと云へり、今の東大手の前なる大覺寺町に在りて、大刹なりしが、戸田氏の時、寺町に再轉す、其後火災に罹り、今は僅に存する而已、然れども數十通の古文書を存し、正和三年細川清氏、及參議左近中將源朝臣の、富島庄の寄附狀其他見るへき物少なからず○長遠寺は觀應元年日忍の開基にて、元辰巳町に在りしを、今の地に遷す、辰巳町には長遠寺と云ふ地名残り○本興寺は應永年中日隆の開基とす、境内に子院數所有りて、一の本山なり、開山堂、三光堂は特別保護建造物にて、日隆の像は國寶となれり、天文十九年正月伊丹親興三好長慶と會見して和睦せしは、此寺なり○廣徳寺は栖賢寺と共に大物の田畑と云地、若宮の北西に接す、應仁記に在りしを、今は寺町に移す、享祿四年六月細川高國、野里川の戦に大敗し、此大物に捕はれ、終に廣徳寺にて自殺す、天正十年信長本能寺の變有り、秀吉中國より馳歸り



此寺に入りて池田信輝と會し、共に光秀を亡すへき軍議を爲し、と云ふ、栖賢寺は隣地に在りしが、近年廢寺となりて廣徳寺に併合す。○今寺町に在る寺院は元各地に散在せしを、青山氏の時皆一區域に集めて寺町と稱すと云ふ。

大物浦は上にも云へる如く、保元物語、東鑑以後に見えて、特に義經か西國落去に付きて其名高し、今大物村と、大物町と、二名に分れたれども、大物町は、尼崎築城以來發展せし物にて、大物村は其故地なるへし、而して大物の名義に付て抑不審有り、何故とならば、凡古き地名は皆邦語にて有る可きを、大物は字の音にて保元文治以前の地名とは覺えず、偶字音の地名あるは、浮屠氏の事に據るか、將語の假名か、或特殊の例に依りて僅に用たるが有而已。那家兵庫の如し然れば余之を疑ふ事多年なり、故に茲に大に説あり、即大物の古名を寺江の津と云ひたりしと考ふ、いて之を詳に説明せん、高倉院嚴島御幸記に、川尻即神崎川の末に寺江と云ふ地有る事を載す、寺江平家物語は寺井に作るは今は地も名も失ひたれど、川尻と云ふに有りたり、先其川尻は神崎川即三國川の舊委口を云ふにて、今の杭瀬村、梶ヶ島、佃村邊なり、昔遊樂

地に名高き神崎の下流にて、上、王侯より下、衆人の扁舟を浮へて常に遊興を貪りし地なり、大和物語に

亭子の帝後宇多帝川尻におはして、遊女しろと云ふを召に遣したりければ、参りて侍ふ、上達部、殿上人、みこたち、數多侍ひ給ひければ云云

又藤原隆信集に

人々に誘はれて川尻の方へ遊びに罷りしに、遊女など數多來集れる中に、きひめが娘さか、優れて目と、まじしかは云云

川尻はかゝる所にて、神崎、蟹島も程近ければ、浮世の外の樂天地なりき、其寺江と云ふは此岸頭に在りたりし也、其所に五條前大納言邦綱と云へる大富豪の別業か有りたり、治承の頃、安徳天皇、後白川院、高倉院の行在所にもなり、稻紳家の西國通行には宿泊なとせし、一大華麗の別莊なりしが如し、故に是を寺江の山莊、寺江の願宮と云へり、されは此邊一帶は大納言の莊園なりし事を知らる、而して此寺江の物に見ゆるは、先、高倉院嚴島御幸記なり



治承四年三月斯て御舟を出して鳥羽の東風を追て下らせ給ふ申の刻に川尻の寺江と云ふ所に着かせ給ふ邦綱大納言御所作りて御設け心を盡して御舟なから差入れて釣殿より下りさせ給ふ御障子等も唐の大和の畫どもかきちらしたり腕に芦毛の馬ども二匹たてゝ珍しき鞍ども掛たり御装の物等數知らす上達部殿上人の居所等皆用意あり福原より今日良日とて舟に召初へしと唐の舟參らせたり雨降らすは明日是に宿らせ給ふへき雨晴やらす日の序限有ればかちより御幸なる西宮に幣奉らせ給ふ云云

と有りて御幸の途次大納言邦綱の寺江の山莊に鳳輦を停め給ひ御發轡には陸路福原に向はせ給へり次に平家物語には御還幸を云ひて

治承四年四月二日其日寺井に着かせ給ふ八日の日御迎に公卿殿上人鳥羽の草津迄皆參られたり

御幸還幸とも寺江の山莊を行在所とし給へり次に百鍊抄に

治承四年六月二日行幸攝津福原法皇上皇着御今日寺江頓宮翌日着御福原云

云

是は福原遷都の爲に安徳帝を始め後白川法皇高倉上皇の同く寺江の山莊に御駐轡有りし事を云へり又玉海に九條兼實公の日記

治承四年六月二日就今夜大物御明朝福原

と有りて右の百鍊抄と同時の事を言ひたり文中大物に就きと有るは京都より船にて下り福原に至るには大物は着陸点なる水驛なれば從者の大部分は大物に宿泊せしなれば斯くは書きたりされと主上始め法皇上皇は百鍊抄の如く寺江頓宮即寺江の大納言の山莊に御駐轡に成りしは勿論なり玉海に據れば此行幸には清盛宗盛其外公卿殿上人等の隨從夥多なりし九條兼實卿は後れて十三日に京都を發し寺江に着き翌日大物を經て陸路福原に向へり其自著なる玉海に

六月十三日到草津乘船二尾邦綱卿之船也水手八人相具所之女房四人同乘此船雜船等召女院御庄終夜浮淀川近日炎旱淵變作瀬船筏滯停雖恐不速十四日天晴寅刻着前大納言邦綱寺江山莊暨以休息未一点乘船女房等不從到大物駕輿高屋形輿同所借用前大納言也輿昇十



人二

寺江は斯くの如き地にして、大物も亦其接近の地なる事是にて明也、扱寺江は今何れの邊なりしか、余大に研究を試みるに、杭瀬村邊に當る可し、或は同村の舊名にやあらん、杭瀬村には寺井氏四戸あり寺井與左衛門は同村の最舊家にて、芝切の家なりと云ふ、同村西光寺の過去帳を見るに、筆頭に數代の祖なる寺井與左衛門を記し、寛永十六年を標す、極めて山莊の有し、寺江の遺名なるべし又同村の字にて、北隣の村なる梶ヶ島との間に寺島と云ふも有り、此他には何等の傳説は有らねと、古の川尻の地と云ひ、大物の隣地と云ひ、神崎の下流の右岸に並びたる梶ヶ島、杭瀬なれば、寺江は極めて此邊なる事を疑はず遊女記、蟹島は今の梶ヶ島か加島にも古遊女有し、事物に見ゆ、何れかはならん而して大物は、杭瀬より西少し南に當り、距離は凡七八丁にて、古昔は同連續の岸頭に在りて、即寺江の支郷なりしならん、依て舊名を寺江の津と云ひたりしと考ふるなり、寺江は川尻の遊所なる繁榮の地なれと、所謂川尻なれば、扁舟を浮へて花柳を弄するに適して、大小の船舶を繫く可き水驛とするには、良からず、大物は、前に浦の初島など有りて、諸船の繫留に適せる、河海の要地なれば、寺江の津とせしなるへし、依りて思ふに、大物の

名は寺江の津の後に轉訛したるなり、即タエノツと急呼するまゝに、タイモツと轉して、終に大物の文字を當て籍しなりテラ約タ、エノツ、イモツ、同類にて、斯る例は諸國にあり、既に云へる坂の上を榮根とし、之を音讀して榮根も同じと余は斷言せん、とす、尤治承の頃は早く大物とは成れりしなり、以上陳述せし如く、古昔寺江の區域内なりしを、今尼崎に屬するは、細川高國の大物城を築きし頃より、尼崎と接續して、次第に今日の地形と成りしならん、行囊抄は、尼崎の條に、寺江を平家物語の如く寺井とす、寺井を氏の如く思ひ誤りて、御幸の事を云ひたり、此書の成れる元祿の頃、寺江に關係ある傳説の猶、尼崎に残れりしならん、是亦傍証とすへきにこそ、○因曰、寺江の山莊なる大納言邦綱の大富豪なりし事は、平家物語、福原遷都の條に、邦綱卿は臨時に周防國をも給りて、送進せらる可きよし、入道相國計らひ申されたり、此邦綱卿と申すは、雙無き大福長者にて、おはしければ、内裏造り出されん事、左右に及はねとも、如何か國の費、民の煩無かるへきと有る如く、獨力にて福原の内裏の建築費をも負擔すへき程の富者にて、五條の亭、東山の亭、などにも、皆行幸有りし事あり、殊に平家の一門にて、網羅せる朝廷に



藤原の氏族に在りなから高位高官を保ちし人なれば、寺江山莊の華麗善美を盡し、豪奢の建築ありしは素より怪むべきに非ず、されは寺江附近、大物、尼崎、一帯の地は、大納言の莊園なりし事想像に難からざるなり、此事茲に要無けれど、筆の序に記しぬ

武庫の川千鳥終

古歌集録

武庫昆陽猪名野の古歌は此外數多あれど略す

武庫海

萬葉集

夫木集

武庫の海にはよくあらし漁する海士の釣舟浪の上ゆ見ゆ

柿本人麿呂

廣田歌合

萬葉集

天平八年遣新羅使人等悲別贈答歌

金槐集

夫木集

玉葉集

萬葉集

萬葉集

朝開き漕出て見れば武庫の浦の汐干のかたに鶴なきわたる

玉葉集

廣田歌合

風雅集

武庫の浦の沖のうけ舟近づけは友さそふなり海人のよひ聲

漕き出て、武庫の浦より見渡せは涙間にうかふ住よしの松

從三位 行 尹

中 納 言

好子内親王家

入道前大政大臣

山邊宿禰赤人

素性法師

鎌倉右大臣

権中納言長方

權大納言實定

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人

不知 讀人



武庫泊

武庫の川千鳥  
風早の沖つ汐さぬ高くともいたてにはしれ武庫のうらまて  
住吉のえなつに立ちて見渡せは武庫の泊ゆいつるふなひと  
武庫の浦の泊なるらしいさりする海士の釣舟浪間より見ゆ  
公 實  
高市連黒人  
柿本人麻呂

天平二年冬十二月太宰帥大伴卿被任大納言上京時陪從等  
別取海路入京於是悲傷別旅各陳所心作歌(十首中ノ二)

武庫渡

玉はやす武庫の渡りに天傳ふ日の暮れゆけは家をしそ思ふ  
不知讀人

夫木集

武庫島

霧はるゝ猪名野を行けは武庫の島月をそ見つる宿は無して  
藤原信實

廣田歌合

武庫崎

武庫の崎浦より遠に漕き行けはこし方早くかすみけらしな  
素 覺

萬葉集

武庫川

武庫川の水尾を早みか赤駒のあかくそゝきに濡にけるかも  
不知讀人

夫木集

武庫奥

武庫川にあとも止めぬかほよ鳥啼く日も見えぬ五月雨の頃  
家長朝臣

新千載集

武庫山

津の國の武庫の奥なる有馬山ありとも見えす雲そたなひく  
基 氏  
はりま路や漕出て見れば雲かゝる武庫山櫻いまさかりなり  
公 朝  
あしの葉に夕霧たちぬ難波瀉武庫の山邊もいろつきぬらむ  
家 隆

御前濱

木の葉吹く武庫の高根に雪ふりて津守のうらによする白玉  
殷富門院大輔

名寄

御前沖

住吉の敷津のうらのゆふなきに鹿の音わたす武庫のやま風  
慈 圓

夫木集

御前洋

神かきや御前の濱のまつ風に浪もうちそふささかくらかな  
藤原良經

廣田歌合

御前沖

いさきよき光にまかふちりなれや御前の濱につもるしら雪  
藤原俊成

全

御前沖

雪ふかき御前の濱にかせふけは松のうれ越すあきつしら波  
宰相中將實守

全

御前沖

神かきや御前の濱の松かうれをふゝきにあらふ雪のしら波  
懷 能

全

御前沖

庭の雪御前の濱におもなれてこすゑを神やめつらしと見る  
經 平

散木奇歌集

御前沖

さのみやは人の歎きを白波のたつは御前のしわさこそ見る  
源 俊賴

夫木集

御前沖

朝なきにお前の沖を漕出てくもぬをうみのものとしりぬる  
藤原隆信

千載集

御前沖

はるゝとお前の沖を見渡せは雲井にまかふあまのつり船  
藤原頼實

廣田歌合

御前沖

見渡せはお前のおきの浪間より鷗にまかふ海人のつりふね  
顯 廣 王

夫木集

御前沖

しまきするおまへのなたは過ぬとも今朝の沖こそ思詫ぬれ  
俊 惠 律師



御前川

廣田濱

廣田神

西宮人

西の海

西神

夫木集 武庫の川千鳥

たむくへき神のにへそとことよせてお前の川原梁打にけり

光 俊

あはれみを廣田の濱に祈りてもいまはかひなき身の思ひ哉

廣田歌合

藤原定家

人はいさ我さはふまし神かきや廣田の濱にふれるしらゆき

名 寄 白濱の真砂の數にあらねともめくみひろたの神にたのまむ

廣言朝臣

新續古今集 けふまてはかくてくらしつ行末はめくみ廣田の神に任せむ

右近衛中將 實

廣田歌合 ひかしより誓ひろたの神ならば祈るいのりもなるをこそ聞

全 おしなへてこゝろ廣田の神ならばかゝる浮世を恵まさらめや

源顯廣王

全 かこつへき方もなき身のうれひをは心廣田の神そしるらむ

全 世の中におき所なく思ふ身はひろ田の神をたのむはかりそ

河内内侍

西宮に神民の船に才辨して幣れうごいふもの

伊 綱

西宮に神民の船に才辨して幣れうごいふもの

皇后宮亮 智 經

散木集 柴小舟真帆にかけなせゆふして、西の宮人かさまつりしつ

拾玉集 西の海にかせこゝろせよにしのみや東にのみや夷さふらふ

俊 頼

廣田歌合 名にしおは、西てふ神を頼みおかんそなたを終に願ふ身なれば

俊 惠

西宮

えみす

南宮

鳴尾

鳴尾浦

鳴尾沖

鳴尾松

廣田歌合

なにしおへは頼そかくる西の宮そなたにわれを導くやとて

性 阿

全 西にのみはこふ心のしるしをはそなたに今そ神にいのらむ

資 隆

全 世を救ふえみすの神の誓にはもらさしものを數ならぬ身も

安 心

全 思へた、神にもあらぬ夷たにしるなるものを物のあはれは

源 頼政

今朝見れば濱の南の宮つくりあらためてけり夜半のしら雪

大炊御門家佑

夫木集 わか袖の海と鳴尾は津の國のなかすなみたのつもるなり鳥

前大納言爲家

續千載集 秋さむく鳴尾の浦の海士人は涙かけころもうたぬ日はなし

大江貞重

新後撰集 逢事はよそに鳴尾の沖つ浪うきて見るめのよるへたになし

親意法師

散木集 鳴尾をすきてはへりけるに松の見えければよめる

俊 頼

夫木集 ある所の障子の繪に鳴尾の松を

同 人

散木集 なる尾なる所に湯あみにまかるごと

同 人

拾玉集 あすよりは戀しくならは鳴尾なる松の根毎に思ひおこさむ

同 人

新續拾遺集 我身こそ鳴尾にたてる一つ松よくもあしくも亦たくひなし

西行法師



鳴尾沖

千載集 武庫の川千鳥  
今日こそは都の方の山の端も見えずなるをの沖にいてぬれ 大納言實家

小松ヶ崎

續古今集 生駒山よそになる尾の沖に出て目にもかゝらぬみねの雨雲 家長  
夫木集 子の日して小松か崎を今日見れば遙に千代のかげそ浮へる 俊成

琴の浦

全 ふた千代をかさねてゆつれ君を祈る小松か崎のつるの毛衣 守覺法親王  
全 松の風浪のしらふる琴の浦はかもめの遊ぶところなりけり 源仲正

甲山

全 琴の浦にすて、朽ちたる海士小舟わか方にひく涙も有けり 後光明照院  
新千載集 前大僧正道意曆應三年秋の頃攝津國神呪寺といふ山寺にこもりはへるによみてやりける  
數々に片枝枯れたる一つ松いつまでとてかくちのこるらむ 永福門院

都努松原

全 うち残る一つの松の蔭にこそ枯れゆく枝もなほたのみけれ 前大僧正道意  
萬葉集 我妹子に猪名野は見せつ名次山角のまつ原いつかしまさむ 高市連黒人

猪名端山

全 あまをさめ漁たく火のおほしく都努の松原思ほゆるかも 不知讀人  
夫木集 かりなきてはたれ霜ふる此夕猪名の端山のもみちしにけり 法師實尹  
全 照射にもしなか鳥をや大丈夫か猪名の端山をわけ憇ふらむ 俊成

猪名溝川

夫木集 水久四年百首  
とし越ぬさのみは待ちししなか鳥猪名の溝川澄ましとす覽 俊頼

猪名湊

夫木集 仁安三年無動寺歌合  
こひ渡るさたにしらしな級長鳥のな溝川すまぬかきりは 不知讀人  
千載集 うき寐する猪名の湊にきこゆなり鹿の音おろす峯の松かせ 藤原隆信

猪名山

萬葉集 大海に嵐な吹きそしなかさとり猪名のみなごに船はつるまで 藤原原卿  
續古今集 弘長元年百首  
さし昇るゐなの湊のゆふしほに光みちたるあきの夜のつき 入道前太政大臣

猪名海

萬葉集 級長鳥猪名山さよみゆく水の名にのみよせしこもり妻はも 不知讀人  
夫木集 しなか鳥猪名山わかれ不如歸なきゆく聲はたひとそ聞く 鎌倉右大臣

猪名柴山

夫木集 しなか鳥猪名野の海に舟とめて小さか原の風を待ちみん 前中納言隆房  
後拾遺集 いかはかり降る雪なれば級長鳥のな柴山みちまどふらむ 藤原國房

猪名伏原

拾遺集 神樂歌  
しなか鳥猪名の伏原とひわたる鴨の羽根音おもしろきかな 不知讀人  
神樂歌 しなかさとりゐなの伏原あひそあみさすや吾せの君はいくらかさりけんいくらかさりけん

猪名笹原

金葉集 しなか鳥猪名の伏原風さえて昆陽のいけ水こほりしにけり 藤原仲實  
新千載集 ゆきくれてふしうしとてもいかにせむ猪名の篠原一夜計は 權大納言公忠



猪名野原  
猪名野  
猪名川

新拾遺集 武庫の川千鳥

見渡せはましる芒も霜かれてみどりすくなき猪名の笹はら

後拾遺集 かれくなる男のおほつかなくないひたりけるによめる

有馬山むなのさ、原風ふけはいてそよ人をわすれやはする

續千載集 徳治二年百首

かるもかく猪名野の原のかり枕さてもねられぬ月を見る哉

萬葉集 昔時有壯士新成婚禮也未経幾日忽爲驛使被遣遠境公事有限

會期無日於是娘子感慟悽愴沈臥疾疹累年之後壯士還來覆命

既了乃詣相視而娘子之姿容疲羸甚異言語嗷咽于時壯士哀嘆

流涙裁歌曰號其歌一首

萬葉集 かくのみにありけるものを猪名川の奥を深めて吾思へり

不知讀人

娘子臥聞夫君之歌從枕擧頭應聲和歌一首

全 ぬは玉の黒髪ぬれて沫雪のふるにや來ますこゝろ戀ふれば

細河百首 いかはかりいふせかるらむ昆陽の池のみ草の下に集く螢は

詞花集 昆陽の池におふる菖蒲の長き根は引く白糸の心地こそすれ

待賢門院堀河

土御門院御製  
大貳三位  
藤原隆祐  
不知讀人  
兼 昌

昆陽池

昆陽

昆陽 松原

昆陽 渡

昆陽 海人

昆陽 松原

昆陽 浦

昆陽 入江

後拾遺集 入道前大政大臣修行のこもにて冬夜水をよみ侍りける

かもめこそよかれにけらしむな野なる昆陽の池水上氷りせり

千載集 水初結こいへるこゝろを

をし鳥の浮き寝の床やあけぬらむ氷柱ぬにける昆陽の池水

續拾遺集 昆陽の池の芦間の水にかけ見えて氷をそふるふゆの夜の月

新續古今集 かるもかくむなの、原の秋風に昆陽の池水さゝなみそ立つ

續千載集 文保百首 津の國のこやのあしふき埋もれて雪のひまたに見えぬ頃哉

續古今集 つの國のこやの芦ふき野分してひまこそあれと人に告はや

新後拾遺集 貞和二年百首 難波濁芦火のけふりそのまゝにやかてそ霞むこやの松はら

風雅集 津の國のむなの、霧のたえくゝに現れやらぬ昆陽のまつ原

後拾遺集 津の國へまかる道にて 芦の屋の昆陽の渡に日はくれぬいつち行くらむ駒に任せて

新後撰集 弘安元年百首 芦の屋のこやの海士人汐たれて袖ほす隙もなき身なりけり

家集 畫にかきていさ唐土の人に見せん霞み渡れる昆陽のまつ原

夫木集 津の國の昆陽の浦風音つれてあしの枯葉にあきは來にけり

全 茂りあふ昆陽の入江の芦の葉にかくれもやらて行く螢かな

古歌集録

僧都長算  
權中納言經房  
權律師仙覺  
源 雅光  
二品法親王 助  
藤原光俊  
等持院 贈左大臣  
彈正尹 邦省親王  
能因法師  
靜仁法親王  
藤原家隆  
範 光  
不知讀人



貞應三年十月津の國小林ごいふ所に湯あみんごてまかりて  
侍りしほごなれ遊ひし遊女に小屋野より別るごて

小林 湯

家集

旅人にゆきゝの契むすふごもわするなわれをわれも忘れじ 藤原光經

津の國にすむこやの入道歌物語なご大かたに云者なりけり門の前を  
わたるごていそくごありてえまゐらす何事かごいひたれば

昆陽

相模集

難波人いそかぬ旅の道ならて昆陽ごはかりは言もしてまし 相模

こやの、宿ごいふ所につかせ給ひて夕つく夜ほのかに  
おかしきをなかめおはします

増鏡

命あれは昆陽の軒はの月も見つまたいかならむ行末のそら 後醍醐天皇 御製

後撰集

あなこひし行てや見まし津の國の今もありてふ浦のはつ島 戒仙法師

新千載集

行てこそ見るへかりけれ昔かゝる沖つ浪間のうらのはつ島 國冬

夫木集

さ夜千鳥浦の初島ゆきかへりあり明つきのそらになくなり 範定

續後撰集

行て見ぬ思ひはかりをしるへにてよそにや戀ひん浦の初島 頼氏

續拾遺集

見るまゝに淡路遙かに成にけりかすめは遠きうらの初しま 前大政大臣

續拾遺集

おもひやる浦の初島同しくは行きてや見まし秋の夜のつき 平清時

玉葉集

津の國の浦の初しまはつかにもみなくに人の戀しきやなそ 雅成親王

長 洲

新拾遺集

いかにせん浦の初島はつかなるうつゝの中は夢をたに見す 藤原定家

新續古今集

紀の海や沖つ浪間に雲はれてゆきにのこれるうらのはつ島 大納言重光

全

入り日さす汐瀬の浪の末はれて干かたにちかき浦の初しま 頼朝

夫木集

人しれすおつる涙は津の國のなかすと見えて袖そくちぬる 不知讀人

全

わか袖の海ごなるをは津の國のなかす涙のつもりなりけり 爲家

拾遺集

戀わひぬかなしき事も慰まんいつれ長洲のはま邊なるらむ 不知讀人

夫木集

磯千鳥あやなくねは何故になかすの濱のなかはまちけん 兼輔

全

萬世をわれにゆつるや聲たえす長洲の濱になきわたるらむ 相模



武庫の川千鳥の後に

本邦諸般の學問は、輒近彌多岐に赴きて、我固有の國美を等閑に附する傾向となり、隨て史蹟名勝古事來歴など、おのづから湮滅に及ぶものゝ少なからぬは、甚歎はしき事なりかし、こゝに吉井良秀君、夙くより考古の念深くして、職務の餘暇諸書を涉獵して、何くれの古事どもを考究せらるゝ事多年なり、ことに武庫郡は君の郷土なれば、見聞廣く研鑽深きまゝに、先年武



庫の川千鳥を著して、武庫川附近の地名の起原を考へ、沿革を尋ね、交ふるに其他にかゝる古英雄の戦況をも詳にせられぬ中に就きて、中古湮滅せる史實と地理とを懇に探窮して、反覆顯彰せられたるは、從來何人も試み得ざりし未發の卓説にて洵に君ならでは誰か之を言表し得べき、然るを今度これを世に公にせらるゝは甚喜ぶべき美舉にて、其地方に及ほすべき効果は蓋少々ならざるべし、就きて思ふに、此書に漏れたる近き地方の故事も、必研究を遂げられたるべし、必考按も貯へら

れたるべし、されは武庫川附近にのみ止めずして、編を改めて廣く全郡の町村にも及ほされなは、史蹟名勝を保存する上にも好奨勵と爲るへければ、切に其奮發せられん事を期待して止ますなん、茲に君が需めに依り喜ひて一言を添へ、併せて希望を陳ふる事斯の如し

大正十年一月

湊川神社の官舎にて

上 月 爲 蔭



11  
471

大正十年六月廿五日印刷  
大正十年七月一日發行

著者兼 發行者 吉井 良秀

印刷者 谷口 默次

印刷所 谷口印刷所

大阪市北區堂島裏三丁目十五番地



終

